

裾野市地域防災計画

令和7年4月

裾野市防災会議

本計画の構成

1 共通対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 復旧・復興対策

2 地震対策編

- 第1章 総則
- 第2章 平常時対策
- 第3章 地震防災施設緊急整備計画
- 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
- 第5章 災害応急対策
- 第6章 復旧・復興対策
- 別紙 地震防災応急対策

3 風水害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画

4 火山対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画(平常時対策)
- 第3章 災害応急対策計画

(別冊)資料編

(別冊2)裾野市富士山火山避難基本計画

(別冊3)裾野市業務継続計画(受援計画を含む)

裾野市地域防災計画

共通対策編

共通対策編 目次

総則		頁
第1章	総則	
	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
	第2節 裾野市の自然条件	8
	第3節 裾野市の社会条件	8
	第4節 予想される災害と地域	9

発災前		頁
第2章	災害予防計画	
	第1節 通信施設等整備改良計画	10
	第2節 防災資機材整備計画	11
	第3節 道路鉄道等災害防止計画	12
	第4節 防災知識の普及計画	12
	第5節 防災のための調査研究	16
	第6節 住民の避難体制	16
	第7節 防災訓練	20
	第8節 自主防災組織の育成	20
	第9節 事業所等の防災活動	24
	第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	25
	第11節 ボランティア活動に関する計画	25
	第12節 要配慮者支援計画	25
	第13節 救助・救急活動に関する計画	28
	第14節 応急住宅	28
	第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	29
	第16節 被災者生活再建支援に関する計画	29
	第17節 市の業務継続に関する計画	30
	第18節 原子力災害に関する対策	30
	第19節 複合災害対策及び連続災害対策	30
	第20節 男女共同参画の視点からの災害対応整備	31
	第21節 災害に強いまちづくり	31

発災後		頁
第3章	災害応急対策計画	
	第1節 総則	32
	第2節 組織計画	34
	第3節 動員計画	34
	第4節 通信情報計画	37

第5節	災害広報計画	40
第6節	災害救助法の適用計画	43
第7節	避難救出計画	45
第8節	愛宕動物救護計画	53
第9節	食料供給計画	54
第10節	衣料・生活必需品・その他の物資供給計画	55
第11節	給水計画	57
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	58
第13節	医療・助産計画	62
第14節	防疫計画	64
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	65
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	67
第17節	障害物除去計画	69
第18節	社会秩序維持計画	70
第19節	輸送計画	70
第20節	交通応急対策計画	71
第21節	応急教育計画	75
第22節	社会福祉計画	77
第23節	消防計画	79
第24節	応援協力計画	81
第25節	ボランティア活動支援計画	81
第26節	自衛隊派遣要請要求計画	82
第27節	相互応援協定計画	84
第28節	電力施設災害応急対策計画	84
第29節	ガス災害応急対策計画	85
第30節	下水道計画	86
第31節	原子力災害に関する応急対策計画	86
第32節	突発的災害に係る応急対策計画	88
第33節	市有施設及び設備等の対策	97

復旧・復興期		頁
第4章	復旧・復興計画	
	第1節 災害復旧計画	99
	第2節 激甚災害の指定	100
	第3節 被災者の生活再建	100
	第4節 風評被害の影響の軽減	101

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、裾野市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

裾野市地域防災計画は、次の各編から構成する。

各編の名称	記載内容
1 共通対策編	各編(地震対策編～火山対策編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地震対策編	地震による災害対策
3 風水害対策編	風水害による災害対策
4 火山対策編	富士山の火山活動による災害対策
5 資料編	各編に付属する各種資料

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

以下に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて裾野市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市(富士山南東消防本部裾野消防署を含む)

処理すべき事務又は業務
(1) 裾野市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査

(9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 (13) 緊急輸送の確保 (14) 災害復旧の実施 (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 警察

機関名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 (裾野警察署)	ア 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務 イ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管内防災関係機関との連携に関すること エ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する こと オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備 のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信 の監理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備 の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する こと イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省静岡労働局	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

<p>農林水産省関東農政局</p>	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
<p>農林水産省 関東農政局静岡県拠点</p>	<p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>
<p>林野庁関東森林管理局</p>	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること</p>
<p>経済産業省関東経済産業局</p>	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) オ ガスの安定供給に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)</p>
<p>経済産業省 関東東北産業保安監督部</p>	<p>ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡) エ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)</p>
<p>国土交通省中部地方整備局(沼津河川国道事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と</p>

	<p>調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付(ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)</p>
<p>国土交通省中部運輸局</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
<p>国土地理院中部地方測量部</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
<p>気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>カ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>キ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
<p>環境省関東地方環境事務所</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>

	ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、裾野市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。 ウ 警察通信の確保及び統制に関すること エ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
日本銀行(静岡支店)	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救済物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他の災害広報
中日本高速道路株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 災害時における応急救護活動 オ 応急復旧用資材等の確保 カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 キ 被災施設の調査及び早期復旧
西日本電信電話株式会社	ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策

東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	イ 公衆電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社沼津支店、東日本電信電話株式会社小田原支店) エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、裾野市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
土地改良区 (富士裾野東部土地改良区)	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡県LPガス協会	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策

(御殿場地区会裾野ブロック)	イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡ガス株式会社(東部支社)	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会(東部支部)	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会(沼津医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会(東部支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会(沼津薬剤師会)	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会(東部支部)及び公益法人静岡県薬剤師会(沼津薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人 静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(※)要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には、応急措置を実施するとともに、裾野市の行う防災活動に協力する

機関名	処理すべき事務又は業務
裾野市商工会	ア 裾野市が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救済用物資、復旧事務局等の確保についての協力
富士伊豆農業協同組合	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
裾野市建設業協会	災害時等における応急復旧対策についての協力

裾野市森林組合	ア 森林の被害調査についての協力 イ 災害時における材木等の確保 ウ 山林等の災害応急対策についての指導
裾野市地域地震防災指導委員会	ア 自主防災組織の育成 イ 市民の防災意識の高揚 ウ 災害発生後におけるボランティア活動への協力
裾野市上水道協会	災害時における給水活動、漏水修復旧についての協力
防災上重要な施設の管理者	ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧

第2節 裾野市の自然条件

1 位置及び境域

裾野市は、静岡県東部の、愛鷹山の東部、箱根山の西部に位置しており、東部及び西部は、箱根山及び愛鷹山で、北部は御殿場市と、南部は三島市と長泉町に接している。

面積・人口・世帯数

(令和7年1月1日現在)

東西	南北	面積	人口	世帯数
23.50 km	23 km	138.12 km ²	48,688 人	21,742世帯

市役所の位置

東経	北緯
138度54分36秒	35度10分22秒

2 土地の特徴

黄瀬川を中心に、箱根山、愛鷹山、富士山の3つの山裾が重なってできており黄瀬川低地帯、箱根山麓帯、富士高原帯、富士山麓帯、愛鷹山地帯の5つに区分される。

黄瀬川低地帯は、黄瀬川に沿って幅約1.5km～2km、長さ8km、北は御殿場市、南は長泉町と接した帯状となっている。

箱根山麓帯は、4～6kmのほぼ正方形をしており、急な斜面を西に向けており、ほとんどが森林によって覆われている。

富士高原帯は北西端をしめ、傾斜が急で、ほとんど火山礫や火山砂に覆われている。

富士山麓帯は、富士高原帯に続いて市の北西側をほぼ東西に約12kmに渡り広がっている。

愛鷹山地帯は、位牌岳、呼子岳、越前岳等などの険しい山が並び、東側は愛鷹山の麓の地形が残された斜面でローム層と呼ばれる火山灰の赤土が積み、その上をクロボクと呼ばれる火山灰が覆っている。

3 気象

裾野市は、富士山、愛鷹山、箱根山の裾合にあって、太平洋式東海気候に属する温暖な地域である。

黄瀬川沿いの平坦部の最高気温が8月の30.8℃に比べ標高の高い須山地区では 28.7℃と2.1℃も低くなっている。又、最低気温は2月－2.2℃に比べ須山地区では1月の－9.0℃と寒さが厳しくなっている。そして、年間平均気温は平坦部で14から15℃となっており県内でも住み良い地域となっている。

降水量は年間平均で約2,000mmで、降水量が最も多いのは6月から9月までの4カ月で、冬の12月から2月の3カ月間は非常に少なくなっている。

第3節 裾野市の社会条件

裾野市は昭和27年に小泉村と泉村が合併して裾野町が誕生し、続いて昭和31年に深良村、昭和32年に富岡村・須山村が編入し、昭和46年1月1日に市制施行し現在に至っている。

昭和35年に工場設置奨励条例を作り積極的に工場振興を図ったことにより主要産業も従来の農林業から工業に変わって

きており、これに伴い人口も昭和35年に約2万2千人であったものが、平成15年には約5万4千人と大幅な増加となった。しかし、少子高齢化社会となり人口は減少傾向に転じ、令和4年9月には人口が5万人を割り込んでいる。このような市制誕生の経緯等を表すように、地域毎の小グループの呼び名が班や組、あるいは最寄り等と一律でない。そして、地域ごとの住民意識、特に防災に関する意識の格差は大きい。このため、地域社会(コミュニティ)の防災(共助)意識を高める必要がある。

災害対策上の問題としては、道路、河川の未整備、都市下水路の不足、新興住宅との調和等が考えられる。

また、デジタル技術の発達により、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害と地域

1 風水害

市内の主要河川は、河川改修等により大災害の危険は次第に少なくなっており、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。しかし災害はあくまでも予期・予測されない事態によって起こるものであって、中小河川にあっても災害発生を要素をもっており、開発の進展ごとに新しい災害も予想される。季節的には4月・5月にかけて低気圧が通過し、予想外の豪雨となることがある。6月・7月の梅雨の頃、前線活動がしばしば活発化し、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。又、8月～10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨による災害が予想される。

なお、最近では11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがある。

2 地震

市内に著しい被害を及ぼすと予想される地震には、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震(M8～8.7)、更には、南海トラフ巨大地震(M9程度)がある。また、相模トラフ沿いで発生する大正型関東地震(M8程度)、元禄型関東地震(M8.2程度)がある。情報の収集、十分な警戒が必要である。

3 土石流、地すべり、山崩れ

市内には、土砂災害警戒区域(土石流)が52箇所、土砂災害特別警戒区域(土石流)が44箇所、土砂災害警戒区域(急傾斜地)が60箇所、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)が57箇所指定されており、降雨時や地震時には相当の被害を及ぼすものと思われるので十分な警戒が必要である。

4 火山噴火

市には、富士山・箱根山などの活火山があるので、その活動の推移には十分注意する必要がある。

5 火災

市内には、近年大規模小売店舗、マンション等建築物が増加し、同時にそれらの建築物の高層化、大規模化が進んだため火災の様相も複雑化し、消火の困難性とあいまって多数の人命が脅かされる恐れがある。

6 雪害

毎年数回の積雪があるため、予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。また、雪崩の危険も予想され、予報等十分に注意する必要がある。

このため、建設部局の連携により、「積雪による交通規制対応マニュアル」等による迅速・効率的な除雪に努める。必要により、災害対策本部を設置して関係機関等と連携した有機的な活動を行う。

7 交通災害

市内には、東名高速道路、新東名高速道路、国道246号等東西を結ぶ主要道路があり、これらにおける事故は大きな災害に結びやすく、影響も大きいので特段の配慮が必要である。

8 原子力防災

(1) 県内には、浜岡原子力発電所があり、本市はUPZ(Urgent Protective action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で原子力施設から概ね半径30km)外であるが、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害

対策が必要である。

なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する市民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

- (2) 万一、浜岡原子力発電所に何らかの事故が発生し、裾野市の安全が確認され県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民(焼津市民の一部)を一時、市内の小中学校等の体育館及び市内公共施設に受け入れる。(放射能レベル:基準値以内)また、避難住民が神奈川県に避難する場合には、県等が手配したバスに乗り換える施設等として避難中継所を市内に設置する。

9 複合災害、連続災害等、不測・緊急事態に対する備え

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

当市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

特に、現行の「富士山火山広域避難計画」は、富士山噴火が単独で発生したことを前提としているが、過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(M8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する複合災害も想定しておく必要がある。このため、不測事態、最悪の想定(シナリオ)等に対するエマージェンシープランを今後策定する。

【必要性の具体例】

- ◎ 富士山火山噴火と南海トラフ巨大地震がほぼ同時あるいは続けて発生する想定火口位置及び溶岩流の流下方向にもよるが、富士山火山噴火で現行計画のライン3(裾野市街地方向)に溶岩流が流下した場合
 - ◆ 静岡県東部(伊豆方面)又は中・西部方面への広域避難は津波被害により困難である。
 - ◆ 御殿場・箱根方面にも降灰等噴火現象(最悪、箱根山も噴火)により避難は困難である。
- ⇒ このため、裾野市内で避難可能な地域及び経路の選定、避難に必要な各種基盤の整備等を定めた計画を策定する。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的に平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかにするための重要な業務であり、災害時にその機能を有効に発揮できるように、これら施設の整備点検を図るとともに、防災行政無線等の施設に関する耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

区 分	内 容
県防災行政無線	地上系、衛星系
防災行政無線	同報系(広報無線) 親局1局、遠隔制御装置1台、簡易中継局1局、再送信子局2局、子局12局 戸別受信機13,057台 資料編 資料 5-2 ※戸別受信機は、令和10年度にかけて順次デジタル機に更新中
デジタル防災行政無線	基地局1台、車載34台、携帯35台、半固定49台、中継局1台、直接中継局1台 資料編 資料 5-3
防災関係機関等相互間の通信手段	市は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。
障害のある方への情報伝達体制の整備	・市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、障害者の把握に努めつつ、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるものとする。
富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線現況	資料編 資料 5-4のとおり

第2節 防災資機材整備計画

災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

また、防災資機材を整備するために防災倉庫の整備(更新)を図るものとする。

1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事する者の装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。また、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

防災倉庫の現況は、資料編 資料 7-9・7-10 とおりである。

区 分	内 容
水防資材	杭木、空俵、鉄線、蛸木、掛矢、担架、シヨベル、ツルハシ、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱、縄、土嚢袋

救助用資機材	担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、ゴムボート、救命胴衣、携帯用無線、医療セット
給水用資材	給水車、ろ水機、布製水槽
排土作業用資材	シヨベル、ツルハシ、鋸
その他	天幕、折たたみ式寝台、地下足袋、長靴

第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

区 分	内 容
道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報
鉄道の災害予防計画	<p>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改修工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ 防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 ウ 異常気象時における運転の停止等 <ul style="list-style-type: none"> 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 エ 運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

○地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民および各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

○また災害対策関係職員及び市民に対する予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。 ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 ・専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及を次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識、災害予防措置及び避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
印刷物等による普及	市民に対し、その時期に応じて広報紙を通じ、防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災週間、水防月間、土砂災害防災月間、山地災害防災キャンペーン等を通じ、防災関係者及び市民に対し、映画、スライド、ビデオ上映及び講演会を適宜開催しその普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。

普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 裾野市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所、避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (6) 災害危険箇所に関する知識 (7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
------	---

3 市の実施事項

(1) 職員等に対する教育

○市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

○教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教 育 事 項	ア 地震・風水害等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「裾野市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担) ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置 コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 シ 地震等の防災対策の課題その他の必要な事項
------------------	--

- カ〜クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。
- 各部及び班等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。
- 市教育委員会は「静岡県防災基本方針」及び学校の地震対策マニュアルによって、それぞれ職員に対し教育を行う。

(2)生徒等に対する教育

- 市教育委員会は公立小中学校、健康福祉部は幼稚園及び保育園(以下「学校等」という。)に対し、園児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。
- 住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の災害の教訓等において継続的な防災育努めるものとする。
- 市は、私立学校に対しこれ準じた教育を行うよう指導する。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生・高校生を中心に応急救護の実践的スキル習得の徹底を図る。

(3)市民に対する防災思想の普及

- 市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
- この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- 11月を「地震防災強化月間」と定め、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また市は地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。
- 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めていくものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めていくものとする。

区 分	内 容				
一般的な啓発	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p> <p>手段・方法 ・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 ・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。</p>				
社会教育を通じた啓発	<p>・市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研究会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 ・文化財を地震防災から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。</p> <table border="1" data-bbox="555 1608 1396 1765"> <tr> <td data-bbox="555 1608 694 1720">啓発方法</td> <td data-bbox="694 1608 1396 1720"> ・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の正確等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1720 694 1765">手段・方法</td> <td data-bbox="694 1720 1396 1765"> ・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td> </tr> </table>	啓発方法	・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の正確等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発方法	・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の正確等を考慮し、それぞれに合致したものとする。				
手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。				
各種団体を通じた啓発	<p>・市は各種団体に対し、研修会、講習会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 ・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</p>				
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>市は、危険物を取り扱う施設や大規模小売店舗など、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南</p>				

	海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。				
相談窓口等	市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。 <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>都市計画課</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理課	建物等に関する事項	都市計画課
総括的な事項	危機管理課				
建物等に関する事項	都市計画課				

4 防災関係機関

○東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、東京電力株式会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

市は、裾野市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調査研究内容	
(1)	市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。
(2)	古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
(3)	災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
(4)	要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
(5)	要防災地域の防災パトロールを実施する。
危険性があると判断される地域箇所については、防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。	

2 災害発生状況調査

区 分	内 容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価(プレート境界型の地震、活断層型の地震)、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
火山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

第6節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

区 分	内 容
避難地	①避難地標識等による住民への周知 ②周辺の緑化の促進 ③複数の進入口の整備
避難路	①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進 ②落下・倒壊物対策の推進 ③誘導標識、誘導灯の設置 ④段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

区 分	内 容
避難所の指定	<p>避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>①市は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な構造等を有する避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p> ペットの避難については、現行屋外主体のスペースを屋内空きスペースを活用したペットブース設置場所の検討や、ペットの世話のための車中泊用駐車スペースの設置等について検討・調整を行う。また、円滑なペットベース開設のためスターターキットを段階的に導入する。</p> <p> また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、県防災アプリの活用、ホームページ等の多様な手段の整備に努めるものとする。災害時の避難所の混雑状況については、避難所可視化システム(株式会社パカン)を活用して市民への周知を図る。</p> <p>②市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>③市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>④市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。(市役所本庁舎及び指定避難所7か所は、既に太陽光発電設備を設置済み。)</p> <p> なお、市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>

	<p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>⑤市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菜、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資の備蓄に努め、市民への周知啓発に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>⑥市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>⑦市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>⑧市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>				
<p>2次的避難所の整備</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 929 571 1736"> <p>福祉避難所</p> </td> <td data-bbox="571 929 1391 1736"> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進する。また、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整するよう努めるものとする。 ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、特定された要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、避難行動要支援者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1736 571 1993"> <p>2次的避難所</p> </td> <td data-bbox="571 1736 1391 1993"> <ul style="list-style-type: none"> ・2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 ・市は県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・市は県と連携し、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 </td> </tr> </table>	<p>福祉避難所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進する。また、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整するよう努めるものとする。 ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、特定された要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、避難行動要支援者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 	<p>2次的避難所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 ・市は県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・市は県と連携し、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2
<p>福祉避難所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進する。また、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整するよう努めるものとする。 ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、特定された要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、避難行動要支援者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。 				
<p>2次的避難所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 ・市は県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ・市は県と連携し、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 				

		<p>次の避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>
--	--	--

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ①避難所の管理者不在時の開設体制
- ②避難所を管理するための責任者の派遣
- ③災害対策本部との連絡体制
- ④自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は県と連携し、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な区域に住む親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

・市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確率及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要求されている現状に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点を置き、市は、総合防災訓練を行うものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1)水防 (2)消火 (3)交通規制 (4)道路啓開 (5)救出・救護 (6)避難・誘導 (7)通信情報連絡 (8)救助物資輸送 (9)避難所運営 (10)給水・炊出し (11)応急復旧 (12)遺体措置</p> </div>
災害対策本部要員訓練の実施	災害対策本部において、応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、実践に即した訓練を行うものとする。
救助・救急関係機関の連携	市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
非常通信訓練	災害時において、市から県災害対策本部東部方面本部及び関係官公庁に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行われるよう通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認められるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は、道路の区間を指定して、歩行者又は、車両の道路における通行を禁止し、又は、制限することができる。 ・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、またこの活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

したがって、当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 防災訓練

区 分	内 容	
組織	行政区単位に組織し、防災担当役員を設けて、防災活動が効果的に実施できる組織とする。 資料編 資料 1-12 また、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編成	本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を置き、必要に応じ小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の把握・点検、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

○市及び地域防災指導員は、地域住民等に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

○市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織リーダーの育成を図るものとする。その際、女性の参画の推進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。また、地域地震防災指導員、特に、女性指導員との連携による勉強会等の機会を設定し、女性参画・男女共同参画機運の醸成を図る。

4 市民の果たすべき役割

○地震等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。

○市民は、自分たちの安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象状況に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄の医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医療品等生活必需品の備蓄(食料・飲料水については最低7日分) サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備

	<p>シ 自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p>ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄(少なくとも5日分)</p>
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	<p>平常時の準備を活かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>ア 生活な情報の把握</p> <p>イ 火災予防措置</p> <p>ウ 非常持出品の準備</p> <p>エ 適切な避難及び避難生活</p> <p>オ 自動車の運転の自粛</p>
災害発生後の実施事項	<p>ア 出火防止及び初期消火</p> <p>イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動</p> <p>ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護</p> <p>エ 自力による生活手段の確保</p>

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

○地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

○自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
「防災委員」の自主防災組織内での活動	<p>防災リーダーは住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>
自主防災地図の作成	<p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>
自主防災組織の防災計画書の作成	<p>地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。</p>
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・災害時要援護者台帳(要配慮者に関する台帳)の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳(基礎となる個票) イ 避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳) ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 オ 可能な範囲で住民の食物アレルギーの実態を調査・把握
防災点検の日の設置	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>

避難所の運営体制の整備	市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 ・この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 ・また、避難行動要支援者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容						
自主防災組織づくりの推進	市は、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。						
地域地震防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市は自主防災組織の活性化を図るため、地域地震防災指導員を選任・育成する。 ・地域地震防災指導員の育成及び能力向上を図ることを目的に、市は県と連携して、災害図上訓練(DIG)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行う。 ・地域地震防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ 市又は県の施策の広報や推進、普及協力 エ 市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援 						
自主防災に関する意識の高揚	<p>市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会等を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>対象者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災会長等研修・勉強会・訓練会</td> <td>自主防災組織の中心的リーダー(区長・自主防災会長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	対象者	目 的	自主防災会長等研修・勉強会・訓練会	自主防災組織の中心的リーダー(区長・自主防災会長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
研修名	対象者	目 的					
自主防災会長等研修・勉強会・訓練会	自主防災組織の中心的リーダー(区長・自主防災会長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。					
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。						
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市は必要な助成を行う。						
区集会所・公民館等の活用	市は、区集会所・公民館等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 						

	<p>イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</p> <p>ウ 地震または大雨・暴風などの災害を要因として道路が分断され、指定避難所等に避難することが困難な場合は、あらかじめ避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。また、コロナ禍における非接触と円滑・迅速な避難所受け入れを追求すべく、機会ある毎に避難所支援機能に関する周知・普及を図る。</p>

7 自主防災組織と消防団との連携

- 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行い、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
 - 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
 - 市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実に努めるものとする。また、青年層や女性の団員参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための取組を続けながら、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努めるものとする。
- 市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの防災活動の概要	<p>ア 防災訓練</p> <p>イ 従業員等の防災教育</p> <p>ウ 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>エ 火災その他災害予防対策</p> <p>オ 避難対策の確立</p> <p>カ 救出及び応急救護等</p> <p>キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保</p> <p>ク 施設及び設備の耐震性の確保</p> <p>ケ 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>コ 各計画の点検・見直し</p> <p>サ 燃料・電力等重要なライフラインの供給の確保</p>
防災力向上の促進	<p>・市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の</p>

	<p>呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 ・市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画(BCP)の取組	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>

第 10 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

市は、地区防災計画の推進のために、災害発生時の初動に焦点をしばった「地区防災計画(骨子)フォーマット」資料編 資料 11-1 を作成し、その後も計画事項を拡充していけるよう、地区防災計画作成への支援と後押し役割を担うものとする。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

地区防災計画の骨子を作成した自主防災会の数 60 (令和7年1月末日時点)

第 11 節 ボランティア活動に関する計画

1 ボランティア活動の支援

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等の NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

○裾野市災害ボランティア本部は、「裾野市福祉保健会館(裾野市社会福祉協議会)」に設置する。

○市は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。

○また、市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

2 ボランティア活動経費の確保

大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、市は、災害ボランティア本部で活動する資機材の整備に努める。

第 12 節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容						
要配慮者支援体制	<p>・市は、要配慮者のうち「裾野市災害時要支援者名簿に関する条例」(令和4年4月施行)で定めている「裾野市避難行動要支援者名簿(以下、「要支援者名簿」という。))を作成し、その要支援者名簿に掲載された者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の消防関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事務所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画(個別避難計画)の策定等、要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>・地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援に当たるため、要支援者名簿を基に日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="488 712 1385 898"> <tr> <td data-bbox="488 712 699 786">行政機関</td> <td data-bbox="699 712 1385 786">警察、消防組織、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 786 699 822">地域組織</td> <td data-bbox="699 786 1385 822">自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 822 699 898">福祉関係 福祉関係団体</td> <td data-bbox="699 822 1385 898">民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等</td> </tr> </table>	行政機関	警察、消防組織、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係 福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等
行政機関	警察、消防組織、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等						
地域組織	自治会、町内会等						
福祉関係 福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等						
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<p>・市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下、「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。</p> <p>・市は、避難行動要支援者について避難支援等(避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置)を実施するため基礎とする要支援者名簿を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。</p> <p>・市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>・市は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防組織(消防本部及び消防団)、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会(自主防災組織)に対し、条例に基づき名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて提供する。</p> <p>・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>・市は、市地域防災計画の定めるところにより、消防組織、警察、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、自治会(自主防災組織)に対し条例に基づき、あらかじめ個別避難計画を</p>						

	<p>提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 ・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のデジタル化を積極的に進める。 	
避難行動要支援者名簿	掲載する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者 <ul style="list-style-type: none"> ア 介護保険法に規定する介護認定において要介護 3、4及び5の認定を受けている者 イ 身体障害者手帳 1 級または 2 級に該当する者 ウ 療育手帳 A の交付を受けている者 エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者 オ 指定難病医療受給者 カ その他市長が支援の必要があると認めた者
	名簿の作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市は上記の掲載する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする理由を記した名簿を作成する。 ・市は、災害の発生に備え、避難支援実施に必要な限度で避難支援等関係者に名簿情報を提供する。 ・名簿の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
	更新に関する事項	避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。
	情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘保持義務が課せられていることを認識すること ウ 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること ・市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること イ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること ウ 名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること
避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮	避難支援等関係者が要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるようにすること イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと 	
防災訓練	市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。	

人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	市は、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第 13 節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊の整備	市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第 14 節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分		内 容
応急住宅	建設型応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
	賃貸型応急住宅	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	
災害廃棄物処理		<ul style="list-style-type: none"> 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 市は、国・県とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に産業廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第 15 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 ・市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間、目標7日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 ・市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第 16 節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
実施体制の整備	<p>市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 (2) 応援協定の締結 (3) 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	<p>市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を務めて早く効率的かつ合理的に実施するため、令和6年度に導入した「被災者生活再建支援システム」を有効に活用する。</p>

第 17 節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 ・実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	<p>市は、内閣府(防災担当)作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3) 電気・水・食料等の確保 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップ (6) 非常時優先業務の整理
別冊3 裾野市業務継続計画(受援計画を含む)による。	

第 18 節 原子力災害に関する対策

裾野市の西約90kmに浜岡原子力発電所がある。市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(原子力発電所から概ね31kmの範囲)外であるが、万が一の事故による放射性物質放出に伴う災害対策が必要である。市は原子力災害対策特別措置法及び法に基づき実施する予防体制整備及び原子力災害の事前対策について定める。

区 分	内 容
住民等への的確な情報伝達体制整備	市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特性を勘案し、県と連携し、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
安定ヨウ素剤の服用体制の整備	<p>市は原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外であるため、国の「原子力災害対策指針」等において、安定ヨウ素剤服用等に関する具体的な措置等は定められていない。</p> <p>ただし、国の指針等の見直し時には、必要に応じて具体的な措置等を定めることとする。</p> <p>本来、安定ヨウ素剤服用の効果は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用するため、通常は服用の必要性は少ないものの、UPZ圏内市町からの避難者の受入れ時においては、その受入れ業務に従事する職員等の服用等に関する措置等が必要なため、県と調整・連絡体制を整備しておく。</p>

第 19 節 複合災害対策及び連続災害対策

- 市及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより被害が深刻化し災害対策が困難となる事象の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部

からの支援を早期に要請することも考慮する。

- 市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練に努める。

第20節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は県と連携し、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、同部局が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第21節 災害に強いまちづくり

○市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制により防災機能を持たせること等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

○市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

○市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

○市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

○市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

○市は、関係機関等と連携を取りながら不在者土地情報の把握に努めることとする。

○市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民の合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の発生を防ぎよし又は応急措置等、災害の拡大を防止するために、市が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

市が実施する措置
(1) 基本法第5条(市町村の責務)
(2) 基本法第62条(市町村の応急措置)
(3) 基本法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)
(4) 基本法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等) 第68条の2(災害派遣の要請の要求等)
(5) 基本法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

- 法第42条(市町村地域防災計画)では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。
- 市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

- 法第50条(災害応急対策及びその実施責任)に基づき、市が行う応急措置は、概ね次のとおりとする。

内 容
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は、指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急対策に関する事
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 河川法に基づく洪水防御に関する事項
(10) 道路法第68条に基づく措置に関する事項
(11) 土地改良法第120条に基づく措置に関する事項
(12) 前各号に掲げるもののほか災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 防災業務計画と市地域防災計画との関係

- 市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複を避けるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	・法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じ

	<p>て相互に協力する責務を課せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結に努めるものとする。 ・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市は県、ライフライン事業者等とともに、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
<p>市の配慮すべき事項</p>	<p>(1)要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 ・連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 <p>(2)関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
<p>応援の指揮系統</p>	<p>この計画に基づき応援を受ける場合の指揮系統は、法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。</p>
<p>協力要請事項の正確な授受</p>	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>ア機関名 イ所属部課名 ウ氏名</p>
<p>従事命令等の発動</p>	<p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じて従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。</p>
<p>標示等</p>	<p>災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。</p>
<p>知事による応急措置の代行</p>	<p>法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところより行うものとする。</p>
<p>経費負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に要する経費については、法第91条(災害予防等に要する費用の負担)の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 ・県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

区 分	内 容
裾野市防災会議	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議の構成は資料編 資料 1-2 の定めるところによる。 ・運営は「裾野市防災会議条例(昭和37年9月17日条例第12号)」(資料編 資料 1-1)の定めるところによる。
裾野市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・設置基準は、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市長がその対策を必要と認めるとき。 ・運営は「裾野市災害対策本部条例(昭和37年9月17日条例第13号)」(資料編 資料 1-3)、「裾野市災害対策本部運営要領(平成19年3月1日 災害対策本部訓令第2号)」(資料編 資料 1-4)の定めるところによるものとする。 ・編成は「裾野市災害対策本部編成図」(資料編 資料 1-5)の定めるところによる。 ・事務分掌は、「裾野市災害対策本部各部事務分掌」(資料編 資料 1-6)の定めるところによる。
裾野市水防本部	<p>水防本部組織に関し、必要な事項は風水害編の定めるところによる。</p> <p>ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・標識は、本部活動を円滑に進めるため、資料編 資料 1-7 のとおり定めるものとする。 ・本部職員の証票は市職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法83条第2項(立入りの要件)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第3節 動員計画

市長が動員を命令し、又は応援を要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

区 分	内 容		
動員・応援の時期	<p>市長が必要と認めるとき、又は他の計画の定めるところにより実施する。</p> <p>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。</p>		
動員・応援対象者	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 市職員 イ 消防団員 ウ 消防署員(富士山南東消防本部) エ 県職員 オ 警察官 カ 自衛官 キ 指定地方行政機関等の職員 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ク 他の地方公共団体の職員 ケ 医師、歯科医師、及び薬剤師 コ 保健師、助産師又は看護師 サ 土木技術者及び建築技術者 シ 大工、左官及びとび職 ス 土木業者、建築業者、水道業者及びこれらの者の従事者 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ア 市職員 イ 消防団員 ウ 消防署員(富士山南東消防本部) エ 県職員 オ 警察官 カ 自衛官 キ 指定地方行政機関等の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ク 他の地方公共団体の職員 ケ 医師、歯科医師、及び薬剤師 コ 保健師、助産師又は看護師 サ 土木技術者及び建築技術者 シ 大工、左官及びとび職 ス 土木業者、建築業者、水道業者及びこれらの者の従事者
<ul style="list-style-type: none"> ア 市職員 イ 消防団員 ウ 消防署員(富士山南東消防本部) エ 県職員 オ 警察官 カ 自衛官 キ 指定地方行政機関等の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ク 他の地方公共団体の職員 ケ 医師、歯科医師、及び薬剤師 コ 保健師、助産師又は看護師 サ 土木技術者及び建築技術者 シ 大工、左官及びとび職 ス 土木業者、建築業者、水道業者及びこれらの者の従事者 		

2 実施方法

区 分	内 容
市職員の動員	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 ・動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を準備する各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策を執るよう配慮するものとする。措置する概要は資料編 資料1-8によるものとする。

<p>消防団員の動員</p>	<p>動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して、下記事項により行うものとする。</p> <p>ア 動員をする分団名、動員規模及び動員期間 イ 作業内容及び作業場所 ウ 装具等 エ 集合時間及び集合場所 オ その他必要と認める事項</p>	
<p>消防署員の動員要請</p>	<p>消防署員の動員要請は、富士山南東消防本部裾野消防署長に対して行う。</p>	
<p>警察官の応援動員要請</p>	<p>警察官の応援動員を必要とする場合は、裾野警察署長に対し出動を要請する。</p>	
<p>自衛隊の派遣要請</p>	<p>自衛隊の派遣要請の要求に関する必要な事項は〔第26節 自衛隊派遣要請要求計画〕の定めによるものとする。</p>	
<p>国土交通省の派遣要請</p>	<p>国土交通省の出動を必要とする場合には、中部地方整備局沼津河川国道事務所に対し出動を直接要請する。</p>	
<p>医療・助産関係者の応援動員要請(従事命令を含む。)</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の動員に関し、必要な事項は〔第13節 医療助産計画〕の定めによるものとする。応援動員の派遣中の指揮は原則として、市長が行うものとし、それによることが不可能又は、困難な場合、又適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。</p>	
<p>土木業者、建築業者、水道業者及び技術者等の応援動員要請(従事命令を含む)</p>	<p>動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、資料編 資料5-7・5-8・5-9による業者を中心として、当該応援動員対象者又は、個人に直接もしくは当該業者の所属する協会等に対して行うものとする。</p>	
<p>市</p>	<p>知事等に対する応援要請等</p>	<p>市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p>
	<p>他の市町長に対する応援要請</p>	<p>・市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</p> <p>・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>
	<p>県から市町に対する応援</p>	<p>・県は、大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。(市町支援機動班)</p> <p>・知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</p> <p>・知事は市町が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、</p>

		<p>市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p>
<p>関係機関等への協力要請</p>		<p>(1)災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。</p> <p>ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2)法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3)次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急措置の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に対し必要な事項</p> <p>(4)その他応援に対し必要な事項</p>
<p>受入体制の確立</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市は、市町機動支援班員の受け入れ時の連携体制や管理事項の具体化に努める。 ・すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制を確立しておくものとする。 ・応援動員を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 ・市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。 ・市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 ・市は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等

	の受入体制の整備に努めるものとする。
市職員の応援	<ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 ・市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

第4節 通信情報計画

- この計画は、情報の収集伝達を迅速かつ確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携により情報を一元化することを基本とし、情報の収集及び伝達体制の整備を推進する。
- なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面〔第32節 突発的災害に係る応急対策計画〕により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

基本方針	<p>ア 県との情報活動の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達は、災害対策本部と県災害対策本部東部方面本部の相互ルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 ・情報活動の緊密化のため、災害対策本部には、警察署から警察官及び県から派遣される職員の受入れ体制をとる。 <p>イ 情報活動の迅速・的確化</p> <p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「県情報広報実施要領」という。)により行動するものとする。</p> <p>ウ 県災害対策本部への報告・要請</p> <p>県災害対策本部に対する各班からの報告、要請等は市災害対策本部において取りまとめ、一括して実施する。</p> <p>エ 指定行政機関等との連携</p> <p>市は指定行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携を図る。</p> <p>オ 防災関係機関相互の連絡体制の構築</p> <p>市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム(SOBO-WEBS)に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>カ 情報伝達体制の確保</p> <p>市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>
------	---

1 市の実施事項

区分	内容
気象、地象、地動及び水象(以下、この節において「気象等」という。)に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市災害対策本部(災害対策本部設置前においては、市警戒本部、もしくは危機管理課)において受理する。 ・気象等に関する注意報、警報等の情報は、災害応急対策に重要なものであり、その収集、伝達に当たっては確実に同時通報用無線、広報車や災害情報共有システム(Lアラート)等により市民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。資料編 資料3-1
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。

	<p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 <p>ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害時情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 						
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <p>特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 969 1385 1525"> <tr> <td data-bbox="491 969 855 1339"> <p>職員派遣による収集</p> </td> <td data-bbox="855 969 1385 1339"> <p>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 <u>この際、市で導入した「被災者生活再建支援システム」の構成機材、及び市内企業から寄贈を受けた無人航空機(小型ドローン)2機による空中から撮影した被災状況等の情報を適時適切に収集し、災害対策本部の活動に活用する。</u> <u>また、システムの応急対応機能を活用した被災情報等の区分整理や状況図の可視化画像等の表示により、災害対策本部での認識共有を容易にする。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1339 855 1417"> <p>自主防災組織等を通じた収集</p> </td> <td data-bbox="855 1339 1385 1417"> <p>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1417 855 1525"> <p>参集途上の職員による収集</p> </td> <td data-bbox="855 1417 1385 1525"> <p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</p> </td> </tr> </table>	<p>職員派遣による収集</p>	<p>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 <u>この際、市で導入した「被災者生活再建支援システム」の構成機材、及び市内企業から寄贈を受けた無人航空機(小型ドローン)2機による空中から撮影した被災状況等の情報を適時適切に収集し、災害対策本部の活動に活用する。</u> <u>また、システムの応急対応機能を活用した被災情報等の区分整理や状況図の可視化画像等の表示により、災害対策本部での認識共有を容易にする。</u></p>	<p>自主防災組織等を通じた収集</p>	<p>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p>	<p>参集途上の職員による収集</p>	<p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</p>
<p>職員派遣による収集</p>	<p>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 <u>この際、市で導入した「被災者生活再建支援システム」の構成機材、及び市内企業から寄贈を受けた無人航空機(小型ドローン)2機による空中から撮影した被災状況等の情報を適時適切に収集し、災害対策本部の活動に活用する。</u> <u>また、システムの応急対応機能を活用した被災情報等の区分整理や状況図の可視化画像等の表示により、災害対策本部での認識共有を容易にする。</u></p>						
<p>自主防災組織等を通じた収集</p>	<p>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p>						
<p>参集途上の職員による収集</p>	<p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</p>						
<p>市長への報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告するものとする。 ・裾野警察署長は、災害情報を市長に通報する。 						
<p>県等への報告</p>	<p>ア 被害速報(随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生したときから応急措置が完了するまで、「被害程度の認定基準」(資料編 資料4-1)に基づき被害速報(資料編 資料4-2)により「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」を経て、「県本部長(知事)」へ報告する。 ・被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」に報告する。 ・「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」に連絡がつかない場合は、「県本部長(知事)」に、「県本部長(知事)」に連絡がつかない場合には、内閣総理大臣へ報告する。なお、連絡がつかない場合は、「県本部長(知事)」及び「県東部方面本部長(東部危機管理局长)」にも報告する。 						

	<p>イ 定時報告</p> <p>・市長は、定められた時間に県東部方面本部に別に定める「災害定時及び確定報告書」により被害情報を把握し報告する。又、可能な限り最新の被害状況を把握するよう努める。報告時間については災害発生の都度、県が定める。</p> <p>報告様式は、資料編 資料4-3に定める。</p> <p>ウ 確定報告</p> <p>・市長は、被害状況確定後速やかに「災害定時及び確定報告書」により東部方面本部を経由して知事に文書をもって報告する。</p> <p>報告様式は、資料編 資料4-3に定める。</p>									
<p>内閣総理大臣に対する報告(知事に報告できない場合)</p>	<p>ア 法第53条第1項の規定に基づき、市が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <p>①市が災害対策本部を設置した災害</p> <p>②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>③①又は②に定める災害になる恐れのある災害のいずれかである。</p> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生する恐れがある場合には、当該災害等(以下「特定事故災害等」という。)が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。</p> <p>把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況(特に死傷者の数)の判明又は、災害等の状況の変化にしたがい、逐次第二報以降の情報の収集・伝達を行う。</p> <p>(消防庁応急対策室)</p> <table border="1" data-bbox="502 1025 1385 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th>電話</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日(9:30~18:15)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>		電話	FAX	平日(9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553
	電話	FAX								
平日(9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537								
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553								
<p>市防災会議に対する報告</p>	<p>必要に応じ、被害状況及び応急対策実施状況等の措置について、市防災会議に報告するものとする。</p>									

2 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市及び関係機関とを結ぶ通信系統は資料編 資料5-1による。

区 分	内 容					
県防災行政無線	主として県と市町間の情報伝達に用いる。					
その他の無線及び有線電話等	防災行政無線、同報無線、消防無線の無線を利用した非常通信、衛星携帯電話等のほか、アマチュア無線等による非常通信、災害時優先電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。					
	<table border="1"> <tr> <td>非常通信の利用</td> <td>東海地方非常通信協議会加盟無線局、加盟機関は、県地域防災計画 資料編Ⅱ（8-6-1・8-6-2）のとおりである。 ア 要請の時期 一般加入電話が利用できないとき。 イ 要請の方法 最寄りの無線局又は静岡地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。</td> </tr> </table>	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局、加盟機関は、県地域防災計画 資料編Ⅱ（8-6-1・8-6-2）のとおりである。 ア 要請の時期 一般加入電話が利用できないとき。 イ 要請の方法 最寄りの無線局又は静岡地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。			
	非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局、加盟機関は、県地域防災計画 資料編Ⅱ（8-6-1・8-6-2）のとおりである。 ア 要請の時期 一般加入電話が利用できないとき。 イ 要請の方法 最寄りの無線局又は静岡地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。				
	<table border="1"> <tr> <td>防災行政無線：同報系</td> <td>資料編 資料5-2のとおり</td> </tr> <tr> <td>裾野市デジタル防災行政無線・IP無線</td> <td>資料編 資料5-3のとおり</td> </tr> <tr> <td>富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線</td> <td>資料編 資料5-4のとおり</td> </tr> </table>	防災行政無線：同報系	資料編 資料5-2のとおり	裾野市デジタル防災行政無線・IP無線	資料編 資料5-3のとおり	富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線
防災行政無線：同報系	資料編 資料5-2のとおり					
裾野市デジタル防災行政無線・IP無線	資料編 資料5-3のとおり					
富士山南東消防本部 裾野消防署消防無線	資料編 資料5-4のとおり					
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害時情報共有システム(Lアラート)を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。					
自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。					
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。					
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。					
広報車等の活用						

3 異常現象発見の通報

災害の発生する恐れのある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等。噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等）を発見した者は、その概要を遅滞なく市又は裾野警察署に通報するものとする。また、市内で火山噴火や竜巻等が発見した通報を受けた場合は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

4 災害の被害等情報収集及び伝達

災害に関する情報は、その収集及び伝達系統の明確化を図り、よって防災関係各機関、民間諸団体、自主防災組織等との協力体制による効率の高い応急対策活動ができるよう定めておくものとする。

（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T 有 線
平 日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49012	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

第5節 災害広報計画

この計画は、災害時において市民等に対し必要な情報資料を提供し、社会秩序の維持を図るため、関係機関及び報道機関との協力体制を定め広報活動の万全を期すことを目的とする。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、県と連携して、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報実施方法等

区 分	内 容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 ・実施に際しては、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 ・広報事項の主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧の見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため市民に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同時通報用無線、市用防災行政無線(戸別受信機を含む。)、市公式WEBサイト(市ホームページ)、SNS(市公式LINE,Facebook等)、まもメール、広報車、テレビ放送、ラジオ放送等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 ・地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る。 ・自主防災組織を通じての連絡 ・停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。
県に対する広報の要請	<p>県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。</p>
外部機関からの区報事項の受領	<p>市(災害対策本部)は、外部機関から災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。</p>
報道機関からの災害記録写真の収集	<p>市(災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する</p>
被災者の安否に関する情報提供等	<p>市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</p> <p>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が策定した「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)に基づき、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</p>

	趣 旨	公表目的	定 義	公表主体	公表する情報	公表の時期(目標)・期間等
安否不明者	被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するために被災者を早期に特定する必要性があり、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表	捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内(概ね72時間以内)での一刻も早い人命救助に繋げる。	「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者の内、災害発生後の一定時点において連絡がとれない者	住基台帳などに基づいて市町が名簿作成し県が公表 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け公表	個人情報保護を基本とした上、 ①氏名 ②住所(大字迄) ③性別(住基台帳記載の性別)	被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は被災後概ね48時間以内を目標(目安)
行方不明者	安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間経過しても安否情報が得られない場合は、被災した可能性が極めて高く、効率的な捜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて氏名等公表	災害によっては安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も捜索・救助活動の効率化に繋げる。	「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」	市町・関係機関からの情報に基づき、県が公表、または県と市町が共同で公表	個人情報保護を基本とした上、 ①氏名 ②住所(大字迄) ③性別(住基台帳記載の性別) 年齢は原則公表対象とせず、可能な場合に限って公表	安否不明者として概ね1週間が経過する等の理由により行方不明者と判断された時点から公表、所在が明らかになった場合は公表を終了、長期に及んだ場合、原則災害発生から3カ月以内
死亡者	災害による死亡者の「氏名等の公表に関する法令や基準は存在せず、個人情報保護条例で死者に適用される規定もないことから死亡者の氏名等を公表	住民の死亡情報は、被災地において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資するもの。	「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」※災害関連死認定者は公表対象としない。※公表対象の場合有	市町・関係機関からの情報に基づき、県が公表、または県と市町が共同で公表	個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、 ①氏名 ②住所(大字迄) ③性別(住基台帳) ④年齢 ※死亡確認日及び災害死亡認定日の公表は差支えない。	市町が災害による死亡を認定した場合、その都度公表、公表は原則として災害発生から3カ月以内 ※3 カ月経過後死亡が認定時は、その認定による氏名公表から3カ月以内

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	広報事項は、「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 イ 災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。 この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

3 報道機関への情報発表

区 分	内 容
情報発表者	市(災害対策本部)が、報道機関に対し正式な情報を発表する場合の情報発表者は、本部長若しくは本部長が指名した者とする。
情報発表方法	報道機関に対する正式情報発表は、記者会見をもって行う。

4 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合の経	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議し

費	て定める。
外部機関からの広報事項を受領した場合の経費	市に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真の経費	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。
情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

区 分	内 容	
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	知事・市長の放送要請事項	
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等	
同報無線、CATV、SNS(公式LINE、Facebook等)、まもメール、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等	
インターネット	県、市の公式ホームページ	主として県又は市域内の情報、指示、指導等
	「静岡県防災」 Twitter,Facebook	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等	
サイレン	火災の発生・水防・避難等の通報 資料編 資料5-5	

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

- ・市は、導入した「被災者生活再建支援システム」を活用し、被災後の市内被害状況、特に、建物被害認定調査及びり災証明の発行を迅速・的確に行う。
- ・今後、被災者台帳システムを活用した各種支援業務への拡張を検討、調整する。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが市において具体的に災害救助法適用となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 市の区域内において住家の滅失した世帯の数が80世帯以上であるとき。
	(2) 県の区域において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の40世帯以上の住家が滅失したとき。
	(3) 県の区域において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記の(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	ア 滅失(全壊・全焼・流失) 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用すること

	<p>が困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。</p> <p>(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>	
	<p>イ 半壊・半焼、一部損壊</p> <p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。</p> <p>(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(ウ) 損壊割合が10%以上20%未満のもの。</p>	
	<p>ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(ア) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。</p> <p>(イ) 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができないもの。</p>	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
市の報告	市の区域内に災害が発生したときは、市長は速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を東部危機管理局長を経由して知事に報告しなければならない。
市の実施する災害救助法事務	<p>災害に際し、市における被害が、前記災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について、通知を受ける。</p> <p>(1) 避難所等の設置及び収容</p> <p>(2) 炊き出し、その他による食品の給与</p> <p>(3) 飲料水の供給</p> <p>(4) 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(5) 医療及び助産</p> <p>(6) 被災者の救出</p> <p>(7) 被災者の住宅の応急修理</p> <p>(8) 学用品の給与</p> <p>(9) 埋葬</p> <p>(10) 死体の捜索</p> <p>(11) 死体の処理</p> <p>(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去</p>
災害救助法費用限度額	費用限度額は、資料編 資料9-1による。
災害救助法適用外の災害	災害救助法が適用されない災害の場合は、被災の状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、静岡地方気象台との連携及び助言を受けるとともに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。気象防災アドバイザーの活用等に関しては、平時における気象防災に関する普及啓発等を含めて、静岡地方気象台の支援・協力を受ける。

① 避難勧告により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒)	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4		・氾濫危険情報	危険な場所から全員避難

	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立ち退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫) 	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</p>

注1 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 ※1の早期注意情報(警報級の可能性)は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

b 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

c 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

d 市が事務の全部または大部分の事務を行う事ができなくなったときは、各関係法の規定に基づき、次のとおり、避難のための立退きの指示等の措置が行われる。

i 知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う(法第60条)。

- ii 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条)。
- iii 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる(法第 61 条)。
- iv 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる(自衛隊法第 94 条)。
- v 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第 29 条)。

イ「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」(水防計画 資料編 資料19)等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2)住民への周知

市長は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、L アラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3)避難者の誘導等

① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

市は県、県警察及び道路管理者とともに、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4)警戒区域の設定

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

○法第 63 条第2項、第 3 項の規定により、警察官又は自衛官は市長の職務を行うことができるとされ、この規定による警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。

○また、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第 73 条第1項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならないとされている。

2 被災者の救助

(1)基本方針

・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

・県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

・市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が策定した「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和 3 年 11 月 12 日策定)に基づき安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表す

る。

- ・市は、市の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。
- ・自主防災組織、事業所等は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ・自衛隊の救出活動は「第 26 節 自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところにより行う。
- ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2)実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 ・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 ・市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 ④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 ⑤救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(3)避難地への避難誘導・運営

区 分	内 容
避難地への市職員等の配置	<p>市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員(消防職員、消防団員を含む。)を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</p>
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織(以下「自主防災組織等」という。)は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避</p>

	<p>難する。</p> <p><u>その他の区域で避難を要する場合</u></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	<p>市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p>
避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> ・要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等) エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 ・市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

(4)空からの救助

重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

(5)救急用資材の整備

平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

(6)安否不明者等の氏名の公表

災害時における安否不明者、行方不明者、死亡者の氏名等の扱いについては、円滑で効率的な搜索活動や救出救助活動につなげるため、県方針に則り、市は把握した氏名等について名簿等を作成し県が公表または県が市と共同で公表する。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1)避難所の開設

① 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする事ができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場

合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2)避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者
 - a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - b 現に災害を受けた者であること
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - a 避難指示が発せられた場合
 - b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 避難所開設当初からパーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- カ 避難行動要支援者への配慮
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施
- ク 避難所の衛生環境の確保への配慮の観点から簡易トイレの段階的な整備、また、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置・導入の検討
- ケ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- コ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- サ 相談窓口の設置(女性指導員の配置)
- シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- ス 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- セ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ソ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- タ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

- チ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- ツ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- テ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ト 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局、防疫担当部局及び保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 知事に対する要請事項

(1) 市長の要請事項

○市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項(災害発生原因)
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況(詳細に記入のこと) ウ その他必要事項(災害発生原因)	

○市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

○市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

○市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(2) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設等への緊急入所等を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

7 帰宅困難者対策

大規模地震、大型台風や大雪などの発生時には、道路や鉄道等の被害により、公共交通機関の運行停止や車の通行止め、通行規制等により大渋滞が発生し、外出先で足止めされ「帰宅困難者」が発生することが想定される。

大規模地震等により多数の死傷者・避難者発生が想定される中では、帰宅困難者への対応は、総合的な対応が不可欠であることから、県と連携し企業や集客施設に対し、帰宅困難者対策の啓発・周知に努めてきたところである。引き続き、関係機関や市民への周知を継続し、帰宅困難者対策への連携・協力体制の構築に努めることとする。

また、市は一時滞在者用避難所を指定避難所とは別に確保し、活用方針や時滞在者用避難所までの案内・誘導等について検討することとする。

○帰宅困難者

大規模災害等の発生による交通機関の運行停止や車両の通行止め・渋滞のために、通勤・通学者や出張者、旅行者などが外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が遠いため帰宅が困難になるもの。

○一時滞在者用避難所

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設 資料編 資料 7-4

8 広域避難・広域一時滞在

○被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急住宅への収容

が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては、市から受入れ市町に直接協議するものとし、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- 市は大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定または決定しておくよう努めるものとする。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを充分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分	内 容
県内市町への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・県内他市町への受入れについては、市から受入れ市町に直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。 ・広域避難を受入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。
県外への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第 8 節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。

区 分	内 容	
同行避難動物への対応	市	<ul style="list-style-type: none"> ア 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
	飼い主	<ul style="list-style-type: none"> ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
放浪動物への対応	市	<ul style="list-style-type: none"> ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

	<p>工 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。</p> <p>オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。</p>
飼い主	<p>ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。</p> <p>イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合には、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。</p>

※ 同行避難:災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難行動を表す言葉であり、指定避難所でペットを人と同室で飼育管理することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障がある被災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。避難所における食物アレルギーへの対応で当面実施すべき事項は、下記の2点であり、今年度の成果等を踏まえ今後拡張・整備等を推進する。

- ・自治組織を通じた、コミュニティ内住民の食物アレルギー状況の把握(自主防災会活動において機会を捉えて調査依頼)
- ・避難所受入れ体制の整備
- ・現行避難者カード・避難者受入台帳の様式等の見直し
- ・避難者の食物アレルギーに関する情報把握の必要性について、広域避難地班職員に対し周知徹底(班練成訓練時活用)

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	<p>市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</p>
実施主体	<p style="text-align: center;">内 容</p>
市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 ・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 ・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。 ・自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。 ・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容
食料給与の対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者 オ 損害を受けた自宅等で生活している被災者(いわゆる自宅避難者)であって、ライフラインの断絶や、店舗の壊滅等で食料品購入が不可能な者
対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食(調味料を含む。)
対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費(調味料を含む。) ウ 燃料費 エ 雑費 器物(炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等)の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	資料編 資料9-1のとおり
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
応急食料調達方法	調達は、原則として市において資料編 資料10-1-8の協定締結事業所より調達するものとする。
輸送方法	ア 応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 イ 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。 ウ 市は、平常時より災害に備え、応急食料を備蓄するものとする。
応急食料給与の方法	ア 応急食料の給与の実施は、実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し等適当な方法により実施するものとする。 イ 炊出し実施場所等 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するものとする。 ウ 対象者その他 救助法の食品給与の実施基準による。

4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市長は農林水産省又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により、必要な物資を入手できないり災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、市等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

物資の供給に当たっては、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画量	市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 調達又はあつせんを必要とする理由 イ 必要な物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。 ・市長は、炊き出しに必要とする LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要な LP ガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。 ・自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。 ・地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス、及び器具等を確保するものとする。

2 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容	
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、LPガス、ガソリン等の燃料
費用の限度	資料編 資料9-1のとおり	
給(貸)与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。	

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

衣料、生活必需品等の調達	調達は、原則として市において資料編 資料10-1-8の協定締結事業所より調達するものとする。
輸送方法	・調達した物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 ・当該物資発注先の業者等において輸送措置ができないときは、<第19節 輸送計画>に基づき行うものとする。
給(貸)与	ア 衣料、生活必需品等の貸与は、物資配分計画表を作成し、これにより実施するものとする。 イ 配分にあたっては、必要数、対象者数、り災者の実態等勘案し、円滑で適正な措置を講ずるものとする。 ウ 物資の配分は、避難所等で実施する。 エ 各避難所などニーズの把握ができない発災当初は、推進(プッシュ)補給も考慮する。
対象者その他	・対象者は、救助法の医療等供与の実施基準による。 ・調達は、防災倉庫、支援物資、協定締結業者の順に行う。 ・在庫・配分管理を適切に実施するため、協定に基づき宅配業者等の支援を受ける。 ・燃料の確保と供給の優先順位を決定する。

第 11 節 給水計画

災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の水を供給するために市等の実施する事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。資料編 資料 7-8

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 ・市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。 	
	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル
	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 	

2 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
費用の限度	制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる)
実施期間	災害発生の日から7日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
給水の方法	ア 取水、給水拠点を定め運搬給水用具及び車両等を活用して運搬し、給水するものとする。 イ ろ水機による給水
給水実施計画の作成	給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。 ア 給水を必要とする地域及び人員 イ 搬送方法、容器の有無 ウ 取水拠点の状況 エ 今後の見通し
住民への広報	自己の努力によって飲料水の確保する市民に対し、衛生上の注意の広報を行う。

第 12 節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保する事ができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「6 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容
市	建築物 ・市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 ・併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
----	--

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1)基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル(災害時の応急住宅対策マニュアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2)市の実施事項

区 分	内 容	
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	
応急仮設住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 	
応急仮設住宅の借上げ	<ul style="list-style-type: none"> 借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。 	
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。 	
応急住宅の入居者の認定	<ul style="list-style-type: none"> 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。 	
市町営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	
応急住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。 	
住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことので

		きない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。
建築資機材及び建設業者等の調達、あっせん要請	<p>・市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p>	
	応急仮設住宅の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害世帯数(全焼、全壊、流失) ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
	住宅応急修理の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害世帯数(半焼、半壊) ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
	<p>・市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p>	
住居等に流入した土石等障害物の除去	<p>・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別) イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無 	

4 災害救助法に基づく市の実施基準

災害のため応急仮設住宅及び応急修理を必要とする事態が生じた場所で、災害救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて市において実施するものとする。災害救助法の実施基準は、次のとおりである。

区分	内 容		
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	
	規模及び費用	資料編 資料9-1のとおり	
	整備開始期間	着工期間は、災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議して、必要最小限度の期間を延長することができる。	
	その他	供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。	
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修理対象者	半壊、半焼(大規模半壊から半壊までの住家)又はこれに準ずる程度(準半壊程度相当)の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
		規模及び費用	資料編 資料9-1のとおり
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、特別な事情がある場合は、事前に知事と協議する。
		修理対象者	災害のため住家が半焼又は半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

	規模及び費用	資料編 資料9-1のとおり
	修理期間	災害発生の日から3カ月以内。 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内
	その他	修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の 応急修理要領」による。

5 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容	
仮設、修 理の方法	規模、構造等	設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準による。
	仮設住宅の設置 場所	仮設住宅の設置場所については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、建設予定地を選定 しておく選定するものとする。
	建設資材、労務 者等	建設資材は、別表により調達し、建設業者等については、[第3節 動員計画]によるもの とする。
	建設資材の輸送	調達した資材等の輸送は、当該物資発注先の業者等に依頼するが、それにより難い場合 は、[第19節 輸送計画]により措置するものとする。
入居者、 修理対象 者の選考	<p>ア 仮設住宅への入居者及び住宅の修理対象者の選考は、健康福祉部総合福祉課が担当する。</p> <p>イ 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するものとする。</p> <p>ウ 選考にあつては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の 意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。</p> <p>○選考基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない高齢者世帯、障がい者世帯、病弱者 ・特定の資産のない寡婦、母子世帯 ・特定の資産のない失業者 ・特定の資産のない勤労者、中小企業者 ・前各号に準ずる経済的弱者イ 選考にあつては、被災者の資力その他の条件を十分調査するもの とし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、公正な選考に努めるものとする。 	

6 要配慮者への配慮

- 応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。
- 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消 防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	<p>ア 上記の指定があつたときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設 の設置及び維持に関する基準を定める。</p> <p>イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</p>

第13節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失ったものに対し、救助法に基づいて行う市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置する。

1 基本方針

ア	市は、市内の医療救護を行うため、沼津医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
イ	市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
ウ	医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
エ	市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
オ	特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
カ	市町、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
キ	市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ) イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ) イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項

3 実施主体と実施内容

実施主体	内容
市	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調

	<p>整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 ・市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要な救護班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項(災害発生の原因) ・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
市民及び 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 災害救助法に基づく市の実施基準

区 分	内 容	
医療を受ける対象者	医療を必要とする者で、災害のため医療の途を失った者	
助産を受ける対象者	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害のため助産の途を失った者 イ 現に助産を要する状態の者 ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者 エ 被災者であると否を問わない オ 本人の経済的能力の如何を問わない 	
医療助産の範囲	医療	<ul style="list-style-type: none"> ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処理、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
	助産	<ul style="list-style-type: none"> ア 分娩の介助 イ 分娩前、分娩後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実施期間	医療	災害発生の日から14日以内 ただし必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる
	助産	分娩した日から7日以内 ただし必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
費用の限度	医療	<ul style="list-style-type: none"> ア 医療班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	<ul style="list-style-type: none"> ア 医療班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

5 市の実施事項

- (1) 災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療救護の万全を期するものとする。
- (2) 医療助産は原則として「裾野市医療救護計画」に基づいて行うものとする。
 - ア 医療救護対策調整所の設置
 - 市は、医療救護活動を統括する拠点として医療救護対策調整所を設置する。
 - 医療救護対策調整所は、医療救護施設の開閉、医療救護施設と災害対策本部との連絡調整、医師等や医薬品等の確保、

活動記録の取りまとめ及び報告などを行う。また、救護班、DMAT等の一元的な運用調整を医療救護対策調整所で実施する。

イ 救護所の設置 資料編 資料 8-1

救護班の医療活動を実施する場合は、被災地住民の利用しやすい指定避難所をはじめとして市内に4か所の救護所を開設し、医療救護を行うものとする。

救護班は、概ね医師1名、看護師2名、補助者(保健師等)2名以上をもって編成するものとする。

また、救護所の開設について関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

ウ 救護病院の指定

市は、医療関係団体と協議し、指定した病院に救護病院を設置する。

エ 医薬品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第 14 節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 市の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒 イ ねずみ族、昆虫等の駆除 ウ 病原体に汚染された物件の消毒等 エ 生活水の供給 オ 浸水地域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整要請 キ 臨時予防接種の実施
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

2 実施要領

区 分	内 容
防疫班の編成	ア 災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には防疫班を編成し必要な防疫活動を行うものとする。 イ 防疫班は、概ね運転手1名、作業班2名をもって1班とし、災害の状況によって班数を編成し前項に定める実施事項を処理する。 ウ 防疫班は、衛生班長の指示に従い感染症が発生し、又は発生の恐れがある地区の消毒、ねずみ族昆虫駆除作業にあたるものとする。
実施の基準	ア 被災により環境衛生が低下し、感染症発生の恐れがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

	イ 下痢患者、有熱患者が多発している地域 ウ 集団避難場所 エ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施の方法	ア 予防宣伝 被災地の環境衛生を確保し、感染症の予防を図るため、保健衛生上の注意などについて啓発宣伝を行う。 イ 消石灰、消毒用薬剤の配布 (ア) 浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤として消石灰を配布する。 (イ) 浸水等により家屋が汚染した場合は、消毒用薬剤を配布する。 (ウ) 消石灰、消毒用薬剤について自主防災組織又は区へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。 ウ 汚染された井戸等 汚染された掘り抜き井戸等の使用者に対し、次亜鉛素酸ナトリウム等の点滴による井戸水の消毒等の実施について指導を行うものとする。 エ ねずみ族昆虫等の駆除 災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生の恐れのある場合には、薬剤によりねずみ族昆虫等の駆除を行うものとする。 オ 毒物・劇物の取扱い 回収及び流失飛散防止を図るものとする。 カ その他 被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。
消毒機器及び薬品	消毒機器及び薬品は業者より調達し、不足の場合は、農協等が所有しているものを借上げる。

3 県民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第 15 節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「裾野市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「裾野市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所

	<p>等で処理するよう広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・収集体制を住民に広報する。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。 ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	<p>市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

	理場の確保	
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業		<ul style="list-style-type: none"> ・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。
市民		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第 16 節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により行方不明となり、すでに死亡していると推定される者の搜索又は災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

1 基本方針

- (1)市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2)遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3)当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市町が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4)市は、あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5)市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

	遺体収容施設	設置	市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院(仮設救護病院)、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	
	県への要請	市長は、遺体の搜索、措置、火葬について市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数	
市民及び自主防災組織			行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。

3 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情ですでに死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 エ 遺体の身元確認
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は、最小限において知事の協議を得て延長することができる。
費用の限度	資料編 資料 9-1 のとおり

4 災害救助法に基づく市の実施事項

市遺体措置計画に基づき実施する。

区 分	内 容
遺体の搜索	遺体の搜索は、市職員及び消防団員、消防職員、自衛隊、地元関係者の協力により行うものと

	し、捜索に当たっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携を取りながら実施する。
遺体を発見したときの措置	ア 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取り人があるときは速やかに引き渡すものとする。 イ 身元が判明しない遺体又は引取り人がない遺体は、身元特定のために関係機関と連携して情報収集に努める。
遺体措置	遺体措置は、現地対策部本部遺体措置対策班が行う。
遺体収容	ア 遺体の収容・安置は、現地遺体措置対策班が行う。 イ 遺体収容所は、福祉保健会館とするが、災害対策本部、遺体措置対策班、裾野警察署と協議の上、必要に応じて、市民体育館武道場等を使用する。適当な場所がないときは、協定を締結した葬祭業者等の施設を使用するものとする。 ウ 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることのないよう注意する。
埋火葬	ア 火葬は斎場において措置する。 イ 火葬した遺骨は、一時寺院に安置し、事後においては遺骨引取り人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取り人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。資料編 資料 9-5

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第 17 節 障害物除去計画

災害により土石、竹木等の障害物が住居に侵入し、日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議し、期間を延長することができる。
費用の限度	資料編 資料 9-1 のとおり

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
作業班の編成	災害の状況により、市職員、消防団員、土木建築業者等をもって適宜編成する。
車両の調達	障害物除去作業に必要な車両は、〔第19節 輸送計画〕により措置するものとする。
作業用機械器具等	市有の機械器具等をもってあてるが、不足する場合は土木建築業者の応援又は調達によるものとする。
集積場所	障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するように措置するものとする。

3 知事に対する要請事項

市長は、市において障害物の除去が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにして知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)	エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
イ 除去に必要な人員	オ 集積場所の有無
ウ 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

○市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 18 節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	市長は、市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴収、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第 19 節 輸送計画

- 災害時における応急対策従事者及び救援物資等の輸送を、迅速かつ円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は県と連携し、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- 市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。
- 市は県と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 市及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 ・市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 ・市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 <p>ただし、特に必要な場合には、事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>
実施期間	前項に掲げる各救助の定められた実施期間とする。 ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

3 市の実施事項

輸送は、災害の態様、輸送物資の種類、緊急度及び交通施設の被災状況等により、次に示すもののうち適切な方法により行うものとする。

区 分	内 容
陸上輸送	市有車両及び借上げ車両の活用、物資調達業者又は運送業者の協力により実施するものとする。市内で車両の確保が困難な場合又は輸送都合上他の市町村より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町村に協力を要請する。
航空輸送	災害の状況により、航空輸送を行う必要が生じた場合は、ヘリコプターによる必要最小限度の輸送を確保するものとする。実施に際しては、〔第26節 自衛隊派遣要請要求計画〕に基づき、県及び自衛隊と緊密な連携をとるものとする。
人力による輸送	市は、市職員及び住民の協力により、リヤカー等を使用して人力の輸送を実施するものとする。

第 20 節 交通応急対策計画

この計画は、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の計画とし、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期するため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路、橋りょう等の応急復旧を行い交通対策に万全を期することを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1)陸上交通確保の基本方針

・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- ・道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、路上の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)等必要な措置を行う。

(2)自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

2 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
応急体制の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急体制を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋りょうの実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。資料編 資料 6-1・6-2・6-3
災害時における通行の禁止及び制限	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定め道路の通行を禁止又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は、迂回路を標識をもって明示する。

<p>放置車両の移動等</p>	<p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害救助法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。</p>
<p>道路の応急復旧</p>	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>イ 市長の責務 (ア)他の道路管理者に対する通報 市長は、市道以外の他の管理者に属する道路が、損壊等により通行に支障を来すことを察知したときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ)緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ)知事に対する要請 市長は、管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合は、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 応急復旧・仮設道路の設置 ・道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 ・道路が損壊し、他の交通の方法がなく仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市長は県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が、他の管理者に属する道路を緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、市長がその経費の一時繰替え支弁をすることができる。</p> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合は、市長はその都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>

3 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
<p>災害時における交通の規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 ・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 ・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するも

	<p>のとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 ・県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
警察官の措置命令等	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
通行禁止又は制限に係る標示	<ul style="list-style-type: none"> ・県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標識を設置しなければならない。資料編 資料 6-9
交通安全施設の復旧	<p>県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p>
緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う(資料編 資料 6-6)。確認後当該車両の使用者に対し、「緊急標章」(資料編 資料 6-7)及び「緊急通行車両確認証明書」(資料編 資料 6-8)を交付する。
緊急通行車両の事前届け出	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両については、県公安委員会に対して事前の届け出をすることができる(資料編 資料 6-4)。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車」と認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」(資料編 資料 6-5)を交付する。 ・事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路

	の通行を禁止し、又は制限することができる。
--	-----------------------

4 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急体制の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、路線の流出陥没・路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係者等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

5 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

6 交通マネジメント

○国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所が組織する、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的とした、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)について、市が、必要と認めたときは、県に対し検討会の開催を要請することができる。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第 21 節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

(1)学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

(2)中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容
災害 応 急 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 ・計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

<p>応急教育</p>	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p>	
	被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	<p>学校が地域の避難所となる場合の対応</p> <p>生徒等の心のケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。 ・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。)
学用品の品目	<p>ア 教科書及び教科書以外の教材</p> <p>イ 文房具</p> <p>ウ 通学用品</p>
実施期間	<p>災害発生の日から</p> <p>教科書及び教科書以外の教材 1か月以内</p> <p>文房具及び通学用品 15日以内</p> <p>ただし、知事と協議して期間を延長することができる。</p>
費用の限度	資料編 資料 9-1 のとおり

4 市の実施事項

区 分	内 容
<p>応急教育の措置</p>	<p>ア 応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法</p> <p>(ア) 被災を免れた公民館等の公共施設を利用するほか、小中学校の屋内体育施設等余裕教室を一時借用し分散や2部授業、合併授業等の方法により応急教育を実施する。</p> <p>(イ) 市の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとする。なお応急教育施設が十分に確保されず、必要とする場合には、市が応急仮設校</p>

	<p>舎を建設するものとする。</p> <p>(ウ) 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、住民等に周知徹底を図るものとする。</p> <p>(I) 市の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく市指定の避難所と定められているため応急教育施設の確保にあつては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即した措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 教職員の確保 教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p>
学用品給与の方法	<p>ア 給与対象となる児童・生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍簿と照合し、被害別・学年別に正確に把握すること。</p> <p>イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。</p> <p>ウ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。</p> <p>エ 通学用品、文房具は被害状況別、小・中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより配分する。</p> <p>オ 給与品目は、各人の被災状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くことも差し使えない。</p> <p>カ 教材は、教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。「小中学校一覧表」資料編 資料 7-6</p>
給食等の措置	学校再開に合わせ給食を提供できるよう準備を進める。
文化財の応急対策	文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は、管理若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。
社会教育施設の応急対策	社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設等の保全に努めるものとする。
知事に対する要請事項	<p>市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に調達等のあつせんを要請するものとする。</p> <p>(1) 応急教育施設のあつせん確保</p> <p>(2) 集団移動による応急教育の施設のあつせん及び応急教育の実施指導</p> <p>(3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導</p> <p>(4) 教職員の派遣充当</p> <p>(5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん</p>

第 22 節 社会福祉計画

市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金の貸付け等資金の貸付を行なうとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 市の実施事項

区 分	内 容		
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	ア り災社会福祉施設の応急復旧 イ り災社会福祉施設入所者の他施設への一時保護のあっせん ウ 臨時保育園の開設の指導及び職員のあっせん		
り災低所得者に対する生活保護の緊急適用			
り災者の生活相談	実施機関	市(被害が大きい場合は県と共催)	
	相談種目	生活、資金、法律、就職、身の上等の相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会(市・県)、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、日本赤十字社静岡県支部、民生委員、児童委員、その他の関係機関	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会(市・県)	
	相談種目	県、市、民生委員、児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む)	
	貸付額	別に定める額とする。	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子及び寡婦福祉資金の貸付	実施機関	県	
	協力機関	市、民生委員、児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者も含む。)	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条の規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児童	県・市
		18歳以上	市
	協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
	対象	り災身体障がい児者	
	交付等の内容	・災害により補装具を亡失又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付 ・災害により負傷又は疾病にかかった身体障がい児者の更生(育成)医療の給付 ・り災身体障がい児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
		災害救護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条に基づく「裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例」(市条例第30号)で定めるところによる。		
被災者(自立)生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(県単制度は県)	
	協力機関	市	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市	
	協力機関	教育委員会(県、市)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会(県、市)、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受け入れ	実施機関	県、市	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。	

第 23 節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消防活動体制	富士山南東消防本部は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、富士山南東消防本部からの情報及び要請を受け災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町村長に対して応援要請を行うものとする。 ・その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがある場合 イ 本市及び富士山南東消防本部の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合 ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町村等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となる恐れのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 ・要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設管理者等は、関係者(自衛消防隊等)と協力して、初期消火活動に努めるとともに被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 ・消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。 <p>資料編 資料7-13</p>
ガス災害対策	市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> (1)市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2)地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3)消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4)消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
------	--

実施主体	内 容		
消防本部及び消防団	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">火災発生状況等の把握</td> <td>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</td> </tr> </table>	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。
火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。		

		<p>ア 延焼火災の状況</p> <p>イ 自主防災組織の活動状況</p> <p>ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路</p> <p>エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</p>
	消防活動の留意事項	<p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</p> <p>ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</p> <p>イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p>
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 	
市民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 計画の概要

この計画については、「富士山南東消防本部」消防計画によるものとし、おおむね次の事項について定めるものとする。

消防計画に定める事項	
ア 組織計画	コ 富士山噴火警防計画
イ 消防力の整備計画	サ 風水害等警防計画
ウ 調査計画	シ 避難計画
エ 教育訓練計画	ス 救急・救助計画
オ 災害予防計画	セ 感染症対策
カ 警報発令伝達計画	ソ 応援協力計画
キ 情報計画	タ 安全管理計画
ク 火災警防計画	チ その他必要な事項
ケ 地震警防計画	

第 24 節 応援協力計画

この計画は、被災地域の応急作業を助け、かつ復興を図るため、民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。(別冊3「裾野市業務継続計画(受援計画を含む)」による。)

1 要請の実施基準

区 分	内 容
要請の時期	市長は、他の各計画の定めるところにより、民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	ア 男女共同参画団体 イ 高校の生徒 ウ 赤十字奉仕団

2 実施方法

区 分	内 容
男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は、当該団体の長に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。
高校の生徒に対する応援協力要請	要請は、当該学校の長に対して行い応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への応援協力要請	裾野市赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第 25 節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、裾野市社会福祉協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら下記のとおりボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。(別冊3「裾野市業務継続計画(受援計画を含む)」による。)

1 市の実施事項

区 分	内 容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	・市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	・市は、災害ボランティアの必要性に応じて、「災害ボランティアセンターの設置・運用に関する協定書」に定めた施設に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 ・市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 ・市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

ボランティア活動拠点の設置	・市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携してボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 ・市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 26 節 自衛隊派遣要請要求計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。(別冊3「裾野市業務継続計画(受援計画を含む)」による。)

1 災害派遣要請要求の範囲

○自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のために必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

○具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区 分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
災害派遣要請の内容	被害状況の把握	車輛、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合、航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
その他	その他市長が認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する	

2 災害派遣要請

区 分	内 容
要請者	知事
災害派遣要請の要求手続	・市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して次の事項を

	<p>明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線又は口頭により行い、事後速やかに文書により要請する。 また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を通知する。
自衛隊派遣要請書の提出先及び記載事項	<p>ア 提出先(連絡先) 静岡県危機対策課</p> <p>イ 提出部数 1部</p> <p>ウ 記載事項</p> <p>(ア) 災害の情况及び派遣を必要とする事由</p> <p>(イ) 派遣を希望する期間</p> <p>(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>(I) その他参考となるべき事項</p>

<自衛隊緊急時連絡先一覧>

部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	0550-87-1212 <防災行政無線 152-9000>	235 236 237	301 302

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容	
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。	
作業計画及び資機材等の準備	市長は、自衛隊に対し作業の要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう、配慮するものとする。	
作業実施に必要な物資・機材等の調達	市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより、県に要請するものとする。	
自衛隊との連絡交渉の窓口一本化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。	
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。	
	本部事務室	派遣人員の1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
	宿舎	屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人1畳の基準
	材料置場、炊事場	屋外の適当な広場
	駐車場	適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のための必要な資機材、宿泊施設等の借上げ及び損料、光熱水費、通信運搬費、

消耗品費の費用は、原則として市が負担するものとする。

第 27 節 相互応援協定計画

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、県内外の地方公共団体と相互応援協力体制を整備することを目的とする。(別冊3「裾野市業務継続計画(受援計画を含む)」による。)

1 応援派遣要請の実施事項

区 分	内 容
応援派遣要請の基準及び方法	ア 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、市において困難な場合。 イ 市長は、前号の事態が生じたときは直ちに適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び相互応援締結市町村に対して応援派遣の要請をするものとする。 ウ 派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。 (ア) 派遣希望人員、機材 (イ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (ウ) 派遣を希望する期間 (エ) 派遣される者の受入れ体制 (オ) その他参考事項
担当業務	ア 火災防ぎょ活動及び水防活動 イ 人命救助及び負傷者の搬送 ウ 遺体の搜索、収容 エ 給食、給水 オ 防疫 カ その他緊急を要する業務
その他の留意事項	ア 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部班から職員を派遣し、本部との連絡に充てるものとする。 イ 指揮命令は、市において行うものとする。
経費の負担区分	経費については、原則として市において負担するものとするが、細部についてはその都度協議するものとする。

2 災害相互応援

○市長は、県知事又は地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事由がない限り、その求めに応ずるものとする。

○相互応援締結市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急措置を円滑に遂行する。

第 28 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める「東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社防災業務計画」に基づき実施するが、その主なものは次のとおりである。

区分	内容
市災害対策本部への連絡員の派遣	非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、市災害対策本部に予め定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。
電力需要家に対する広報	ア 非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、需要家に対し十分な広報を行うものとする。

	イ 緊急やむを得ない事態の発生により、送電が停止された場合は、早期復旧を図るとともに、予め復旧見込みを需要家に対し広報するものとする。
関係機関等に対する要請	ア 関係機関等に対して、受け持ち区域内関係設備の被害状況を連絡するとともに、復旧対策について協力要請するものとする。主な要請事項は次のとおりである。 (ア) 宿舍のあっせん要請他からの応援復旧班の宿舍 (イ) 駐車場のあっせん要請他からの応援復旧班車両の駐車場 (ウ) 応急材料置場のあっせん要請臨時材料置場 イ 市民等が、非常災害による被害箇所を発見した際は、速やかに通報するよう協力要請を行うものとする。

第 29 節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際して、市民の安全を図るためガス災害応急対策を定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防本部、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他関係機関は、ガス漏れ等に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互に協力する。資料編 資料10-2
ガス事業者の緊急体制の整備	ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対処するため、ガスの特性に応じて初動体制及び、社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 イ 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス管の折損等の事故や、ガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう、市民の協力を要請する。 ・ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、直ちに必要車両を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ・ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生の恐れのあるときは、ガス施設(貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、速やかにその状況を消防機関等に連絡する。 ・都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 ・ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で、遮断後のガス供給再開を行うものとする。 ・都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については、直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また必要により、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、消防機関、警察等に対し需要家に対する広報を要請する。 ・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒、火災、爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意する。 ・災害規模により、その周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、関係機関に協力を要請する。 ・ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに消防機関に連絡するとともに、必要な応急措置を講ずる。

<p>応急復旧対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに、復旧工事の迅速化に努める。 ・応急復旧に必要な技術要員の出勤体制を確立し、土木配管工事作業員の出勤人員を確保する。 ・都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況及び各設備の被害状況並びにその復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きい地区と、防災関係機関の本部、病院等主要施設の復旧を優先させる。 ・都市ガス事業者は、ガス供給復旧にあたっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。
---------------	--

3 市、県等との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡協議する。

4 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を、県、市、消防機関及び警察に行う。

第 30 節 下水道計画

この計画は、災害時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設、マンホールポンプ場を含むシステム全体の被害状況を把握し、下水道機能に支障のないよう措置することを目的とする。

1 市の実施事項

区 分	内 容
<p>応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況の調査及び施設点検 イ 応急復旧計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 応急復旧の緊急度及び工法の判定 (イ) 復旧資器材及び作業員の確保 (ウ) 設計及び監督員の確保 (I) 復旧財源の措置 ウ 応急措置及び復旧 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 管路施設 (イ) マンホールポンプ場
<p>下水の排除制限及び仮排水</p>	<p>管渠の損壊等により流下不能となった場合は、住民に対して下水道使用制限を行う。また、下水の滞留に備えポンプ・高圧泥車等の確保を行う。</p>
<p>代替施設の設備の活用</p>	<p>避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。</p>

第 31 節 原子力災害に関する応急対策計画

市には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域は無いが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所(以下、この節においては「発電所」という。)から放射性物質または、放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、UPZ 内市町(裾野市にあつては、焼津市)からの避難者の受入れ等を行うことがある。このため、この計画において、これらに必要な措置を定めるものとする。

1 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携

区 分	内 容
<p>情報収集・連絡体制の確保</p>	<p>市は警戒事態発生段階から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集するための情報収集体制をとる。</p>

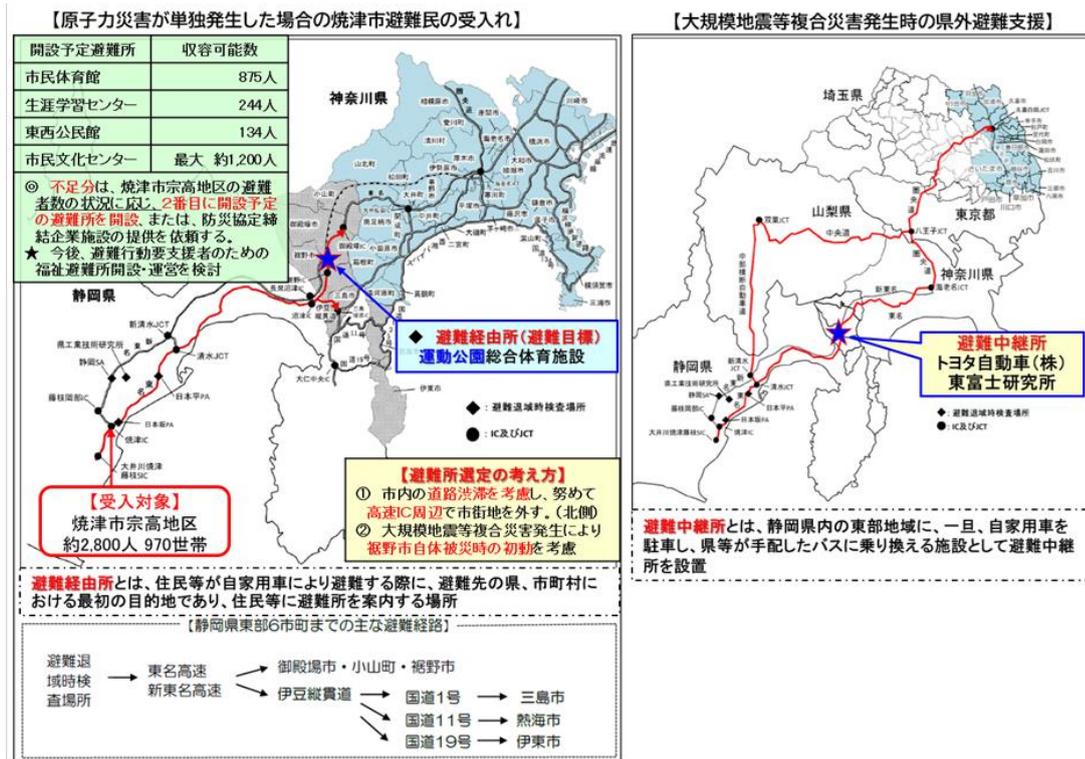
警戒事態発生時	市は警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。
施設敷地緊急事態発生時	市は施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態避難者の受入れ等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。
全面緊急事態発生時	○市は全面緊急事態発生時に、県からUPZ内市町等が行う防護措置の準備等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。 ○県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。
放射性物質放出後	○放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル(OIL:Operational Interventional Level)に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等をおこなうものとされている。また、市は、必要があると認められるときは、県に対して、国による助言以外にも、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言を求める。 ○市は緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求めるものとする。

2 広域一時滞在者の受入れ及び支援

市は原子力災害が単独で発生した場合等において、県から要請があった場合、または、被災市町から法第86条の8第1項に基づき広域一時滞在について協議があった場合は、市指定の避難所等を提供するものとする。特に、県の浜岡地域原子力災害広域避難計画(令和2年6月修正)に基づき焼津市住民の一部を広域避難滞in者として、原則1ヶ月を基準に受入れ、避難所の開設・運営の初動対応(3日間程度を目安)を支援する。この際、円滑な避難者の受入れの為、市施設(運動公園を予定)に避難経由所を開設し、受入れ業務を支援する。

裾野市内避難所の開設に当たっては、裾野市内の道路渋滞及び大規模地震等複合災害発生による裾野市自体の被災時の初動を考慮し、努めて高速道路IC周辺(市内北側)で大規模震災時2番目に開設予定の避難所を選定し、当面支援する裾野市職員の配置及び役割を明確化するとともに、焼津市避難住民の避難退域時検査(済証)の確認を重視し、職員の間接的な被ばく(放射能汚染)の防止等安全管理に着意する。

焼津市避難民の受入れ及び県外避難時の避難中継所の設定イメージは、下記図のとおり。



第 32 節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発等の突発的災害により、多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 市の体制

- 市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう「突発的災害応急体制」により初期の情報収集にあたる。
- 事態の推移により必要な場合には、速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき (航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発等の事故) イ その他市長が指令したとき
組織	本部員、本部付職員及び支部職員、並びに各所属長が必要と認めた数の職員で構成する。
任務	・応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 ・災害発生直後には速やかに当該の災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ・必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行われるよう手配する。
消防本部の県、国への報告	消防本部は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)
医療救護活動の実施	・多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 ・医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

東部地域局(東部方面本部)

	NTT有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	055-920-2002	5-103-6010	8-103-6010
FAX	055-920-2009	5-103-6407	8-103-6407

県危機管理部

	NTT有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	054-221-2072	5-700-6030	8-700-6030
FAX	054-221-3252	5-700-6250	8-700-6250

消防庁応急対策室

		NTT有線	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線
平 日	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013	8-90-49013

(9:30~18:15)	FAX	03-5253-7537	8-048-500-90-49033	8-90-49033
上記以外	電話	03-5253-7777	8-048-500-90-49012	8-90-49102
	FAX	03-5253-7553	8-048-500-90-49036	8-90-49036

裾野市役所

	NTT有線	静岡県防災行政無線	
		地上系	衛星系
電話	055-992-1111	5-245-9000	8-245-9000
FAX	055-992-4447	5-245-8001	8-245-8001

(2) 災害対策本部の設置

区 分	内 容
設置基準	突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長(市長)を中心とする本格的な救助体制を組む必要があると判断されたとき
組織	本部員、本部付職員及び危機管理課職員、その他本部が必要と認めた数の職員で構成する。
任務	事故現場に職員を派遣し正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速かに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは、東部地域局に連絡する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容
情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、各区、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に収集する。 本部は、収集した情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、人的被害の数(死者・行方不明者数等)について、一元的に集約、調整を行うものとする。 本部は、関係機関(警察、消防等)が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、県が定めた「災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)に基づき氏名等の情報を集約し公表する。
各機関への要請	自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、東部危機管理局に要請する。 要請の方法、手続きは<第26節 自衛隊派遣要請計画>による。
	緊急医療活動 <ul style="list-style-type: none"> ア 静岡DMAT(災害派遣医療チーム) 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、医療救護本部を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、総合福祉課を通じて要請する。 ウ 医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、救急医療課を通じて、協力を要請する。 エ 静岡DPAT(災害派遣精神医療チーム) 静岡DPATが出勤し対応する必要がある場合には、医療救護本部を通じて要請する。

<p>各機関の調整・2次災害防止のための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 ・災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 ・事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。
<p>航空機の運用調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、県等と連携して必要な調整を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式第1号様式～第4号様式

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものである。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡すること。

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時)	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
						建物焼損表面積
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等		
			人(人)		
			重症 人(人)		
			中等症 人(人)		
			軽症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消 防 防 災 ヘ リ コプ タ ー	台	人	
		海 上 保 安 庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第 33 節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上、重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 市防災行政無線

区 分	内 容
同時通報用無線	基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は屋外子局に障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。また、遠隔制御器には、発電機電源を接続し、通信体制の万全を図る。
市防災行政無線	<p>(1) 基地局の機能確保 基地局施設の作動状況を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講じ、移動局との通信を確保する。</p> <p>(2) 試験通話 別に定める防災行政無線運営要領に従って、基地局及び各移動局について試験通話を行い、無線通信体制の円滑化を図るものとする。</p> <p>(3) 県防災行政無線 市に設置してある県防災行政無線の端末機(ファクシミリを含む。)についても作動状況を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に支障がある場合は、災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。</p>

2 公共施設等

区 分	内 容	
道路	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「応急復旧工事に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティアからの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
ため池及び用水路	被害状況の把握	ため池及び用水路の被害状況を確認する。
	応急措置の実施及び	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶお

	下流域の市町又は警察署への必要な措置の要請	それがあつ下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとつよう要請するとともに迅速に応急措置をする。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	施設管理者は、市役所、消防署及びその他災害応急対策上重要な建物等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の要請	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。 自家用発電設備を有する市施設は、資料編 資料7-12のとおりである。
危険物保有施設	発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故を防止するため必要な応急措置を講ずる。	
水道用供給施設	・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	

3 コンピュータ・システム

- (1)市は、大規模災害等の発生時に、重要業務を中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるため、ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)に基づき応急対策を実施するものとする。
- (2)コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (3)コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、ICT-BCP に基づき速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〔第3章 災害応急対策計画〕に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用を含めて検討する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 公共用地災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 9 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 10 学校教育施設災害復旧事業計画
- 11 社会教育施設災害復旧事業計画
- 12 被災中小企業復興計画
- 13 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

区 分	内 容
基本方針	市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
実施事項	(1)市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2)市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。資料編 資料9-2・9-3・9-4

2 被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用や各種被災者支援に関する制度の整備に努めるものとする。

(1) 市が実施する事項区分

区 分	内 容
被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>被災者支援の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数等</p> <p>【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</p>

	<p>エ 援護の実施の状況</p> <p>オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>
り災証明の発行	<p>ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。</p> <p>イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>
災害援護資金の貸付	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。</p>
被災者生活再建支援金の申請受付等	<p>被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。</p>
義援金の募集	<p>ア 市への義援金を受付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>イ 県が設置する義援金募集・配分委員会に参加する。</p>
租税の減免等	<p>地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。</p>

(2) 社会福祉協議会が実施する事項

生活福祉資金の貸付を実施する。

3 要配慮者の支援

- 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。
- 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
- 市が実施する事項は、次のとおりである。

(1) 市が実施する事項区分

区 分	内 容
被災状況の把握	<p>・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。</p> <p>・情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <p>ア 要配慮者の被災状況及び生活実態</p> <p>イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況</p>
一時入所の実施	<p>災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市所管施設への一時入所を実施する。</p>
福祉サービスの拡充	<p>ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市所管施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。</p> <p>イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。</p> <p>ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。</p>
健康管理の実施	<p>応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。</p>

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長(本部長)等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

裾野市地域防災計画

地震対策編

地震対策編 目次

総則		頁
第1章	総則	
	第1節 計画の主旨	1
	第2節 過去の顕著な災害	2
	第3節 予想される災害	2
	第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3

発災前		頁
第2章	平常時対策	
	第1節 防災思想の普及	11
	第2節 自主防災活動	11
	第3節 地震防災訓練の実施	11
	第4節 地震災害予防対策の推進	13

発災前		頁
第3章	地震防災施設緊急整備計画	
	第1節 地震防災施設緊急整備基本方針	21
	第2節 地震対策緊急整備事業計画	23

南海トラフ地震臨時情報発表時		頁
第4章	南海トラフ地震臨時情報への対応	
	I 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
	第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	24
	II 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
	第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等	24
	第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知	25
	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	25
	第4節 県及び市のとるべき措置	25
	III 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
	第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等	25
	第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知	26

	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	26
	第4節 避難対策等	26
	第5節 消防機関等の活動	27
	第6節 警備対策	27
	第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	28
	第8節 金融	28
	第9節 交通	28
	第10節 市自らが管理等を行う施設に関する対策	28
	第11節 滞留旅客等に対する措置	30

発災後		頁
第5章	災害応急対策	
	第1節 防災関係機関の活動	32
	第2節 情報活動	33
	第3節 広報活動	33
	第4節 緊急輸送活動	33
	第5節 広域応援要請及び受援計画	33
	第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	33
	第7節 避難活動	34
	第8節 社会秩序を維持する活動	34

	第9節 交通の確保対策	34
	第10節 地域への救援活動	34
	第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	35
	第12節 被災者生活再建等の支援	35
	第13節 市有施設及び設備等の対策	35
	第14節 防災関係機関の講ずる災害応急対策	35
	第15節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	36

復旧・復興期		頁
第6章	第1節 防災関係機関の活動	38
	第2節 激甚災害の指定	41
	第3節 震災復興計画の策定	41
	第4節 復興財源の確保	42
	第5節 震災復興基金の設立	42
	第6節 復旧事業の推進	43
	第7節 都市・農地の復興	43

	第8節 被災者の生活再建支援	44
	第9節 地域経済復興支援	46

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時		頁
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	
	第1節 防災関係機関の活動	47
	第2節 情報活動	52
	第3節 広報活動	53
	第4節 自主防災活動	54
	第5節 緊急輸送活動	56
	第6節 自衛隊の支援	57
	第7節 避難活動	57
	第8節 社会秩序を維持する活動	59
	第9節 交通の確保活動	60
	第10節 地域への救援活動	62
	第11節 市有施設設備の防災装置	64
	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	65
	第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	69
	第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	73

第1章 総則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市(以下「市」という。)、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

また、この計画の基礎となる静岡県が平成25年に発表した第4次地震被害想定の概要を示す。

第1節 計画の主旨

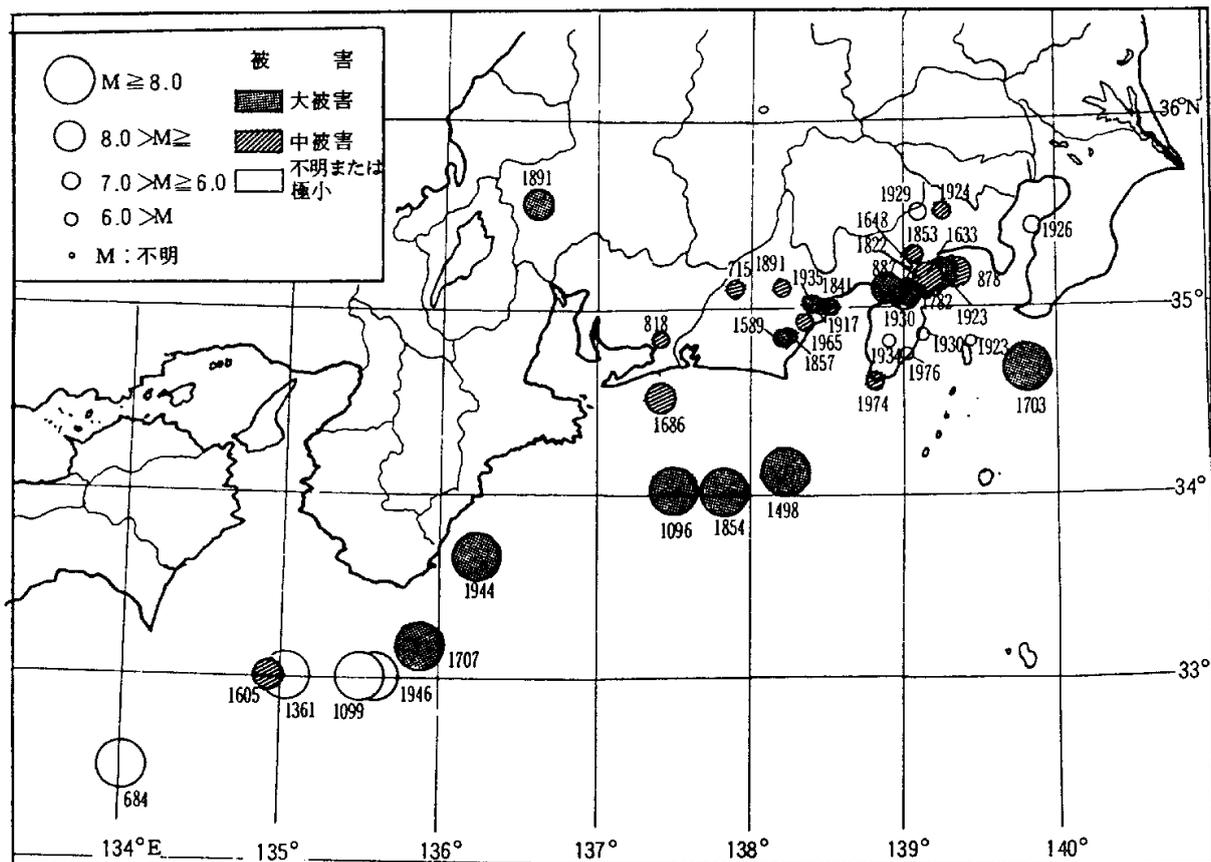
この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成する「裾野市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

各編の名称	記載内容																
目的	平常時に実施する地震防災対策(以下「平常時対策」という。)、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項(以下「地震防災施設緊急整備計画」という。)、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。																
性格	(1)本市の地域に係る地震対策について定める。 (2)市、県、防災関係機関、事業所及び、市民等が地震対策に取り組むための基本方針である。 (3)第3章は「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和55年法律第63号)、「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。 (4)「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策について、特に緊急に実施するものについて定める。 (5)この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。																
構成	この計画は、本編と別紙から構成し、本編の構成は、次の第6章による。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など、計画の基本となる事項</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 地震防災施設緊急整備計画</td> <td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等</td> </tr> <tr> <td>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</td> <td>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>第4-2章 地震防災応急対策</td> <td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は発生する恐れがなくなるまでの間に行うべき対策</td> </tr> <tr> <td>第5章 災害応急対策</td> <td>地震災害が発生した場合の災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>第6章 復旧・復興対策</td> <td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策</td> </tr> <tr> <td>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</td> <td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策</td> </tr> </tbody> </table>	第1章 総則	計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など、計画の基本となる事項	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等	第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策	第4-2章 地震防災応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は発生する恐れがなくなるまでの間に行うべき対策	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の災害応急対策	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策	別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策
第1章 総則	計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など、計画の基本となる事項																
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策																
第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等																
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策																
第4-2章 地震防災応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は発生する恐れがなくなるまでの間に行うべき対策																
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の災害応急対策																
第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策																
別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策																

第2節 過去の顕著な災害

- 本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
- 陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
- 特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
- 県下に大被害を与えた地震及び県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧(宇佐美龍夫)に加筆



第3節 予想される災害

- 本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

○この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

【第4次地震被害想定】

○地震によって、市内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算(静岡県で実施)した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

○試算については、本市において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

※国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル2の地震と位置付ける。

○この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

なお、裾野市における被害想定値は、資料編 資料 2-6「裾野市第4次地震被害想定」に示す。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市(消防機関を含む)

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、及び市民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及の作成指導、届出の受理

- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難の指示に関する事項
- (11) 消防、水防、その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) その他地震災害発生防止、又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防、その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害発生防止、又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察(裾野警察署)

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 負傷者の救出救助
- (4) 緊急輸送路の確保等交通上の措置
- (5) 避難誘導及び2次災害の防止措置
- (6) 検視及び行方不明者の捜索
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 市民の安全の確保と不安解消のための広報
- (9) 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
- (10) その他必要な警察業務

4 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること

	<p>工 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p>
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>
財務省東海財務局(静岡財務事務所沼津出張所)	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供移管すること</p>
厚生労働省静岡労働局(沼津労働基準監督署)	<p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p>
農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<p>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p>
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること</p>
経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること</p>
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	<p>管轄する道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する</p>

	<p>支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p> <p>工 警戒宣言発令時</p> <p>(ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達</p> <p>(イ) 地震災害警戒体制の整備</p> <p>(ウ) 人員・資機材等の配備・手配</p> <p>(エ) 緊急輸送路確保のための交通規制に対する協力</p> <p>(オ) 道路利用者に対する情報の提供</p>
国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
国土地理院中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震及び津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>
環境省関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>
環境省中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本銀行(静岡支店)	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する義援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会(静岡放送局東部報道室)	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること
中日本高速道路株式会社(御殿場保全・サービスセンター)	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
西日本電信電話株式会社(沼津支店) 東日本電信電話株式会社(小田原支店) 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社(沼津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	
東京電力パワーグリッド 株式会社静岡総支社	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資機材の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 (静岡支店) ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設 業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設 業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンイレブン・ジ ャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホー ルディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開

(3) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 (沼津医師会裾野地区) 一般社団法人静岡県歯科医 師会(駿東歯科医師会裾野 支部) 公益社団法人静岡県看護協 会(東部支部) 公益社団法人静岡県病院協 会 公益社団法人静岡県薬剤師 会(沼津薬剤師会)	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会駿東歯科医師会裾野支部)
静岡ガス株式会社(東部支 社)	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス 協会 (御殿場地区会裾野プロッ ク)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧

静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡放送株式会社 (沼津支社) 株式会社テレビ静岡 (沼津支社) 株式会社静岡朝日テレビ (東部支社) 株式会社静岡第一テレビ (東部支局) 静岡エフエム放送株式会社 株式会社エフエムみしま・か んなみ	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設・機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会(東部支部) 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区 (富士裾野東部土地改良区)	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(4) 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 ・第34普通科連隊(板妻) ・特科教導隊(富士)	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

(5) その他公共的団体

機関名	処理すべき事務又は業務
裾野市商工会	物資の供給・価格安定への協力
富士伊豆農業協同組合	ア 農林水産物等の被害調査の協力 イ 農産物の確保 ウ 農林水産物等の被害応急対策指導
裾野市建設業協会	災害応急復旧対策への協力

裾野市地域地震防災指導員 会	ア 自主防災組織の育成指導 イ 市民の防災意識の高揚
裾野市自主防災組織	ア 平常時 （ア）防災知識の普及・啓発 （イ）防災訓練の実施 （ウ）地域内の安全点検 （エ）資機材の整備 イ 災害発生時 （ア）初期消火活動 （イ）救出・救助活動 （ウ）情報の収集・伝達 （エ）避難誘導 （オ）避難所の管理運営 （カ）区民の把握
防災上重要な施設の管理者	ア 施設の防災管理 イ 保安措置・応急措置の実施 ウ 当該施設の災害復旧

(6) 地震防災応急計画及の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 ク 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設整備の点検、仕掛工事の中止等安全措置 ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第2章 平常時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の防災活動」に準ずる。)

第3節 地震防災訓練の実施

- 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
- なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市

1-1 防災訓練の内容

- 市は、国、県、他市町村、防災関係機関、自主防災組織等と共同し、又は単独で総合的、個別的に次の訓練を行う。
- 訓練にあたっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれの各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制、情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
- 訓練終了後は、評価を実施し課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。
- 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策について、次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の緊急招集動員及び配備 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ 防災資機材の輸送 ク 消防活動及び水防活動 ケ 救出・救助、救護活動 コ 道路啓開活動 サ 応急復旧活動 シ その他

地域防災訓練	<p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。</p>
個別防災訓練	<p>総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主な事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 情報の収集、伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時には、情報の正確、迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となるため、自主防災組織、防災関係機関と協力して訓練を行う。また、訓練に当っては、有線電話が途絶した時や勤務時間外等の条件を想定して行う。</p> <p>イ 職員の動員訓練</p> <p>ウ 交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、さらに勤務時間の内、外を加味して実施する。</p>

1-2 防災訓練の広報

訓練に市民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

1-3 学校教育、福祉関係機関の訓練

訓練種目、内容等は、施設毎に計画し実施する。

1-4 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、あらかじめ定める防災計画等により訓練を行うものとする。また、市が実施する訓練には積極的に参加するものとする。

2 防災関係機関の訓練

○防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

○市が実施する訓練には積極的に参加するものとする。

機関名等	重点事項
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社裾野駅	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制方及び運転再開方</p> <p>ウ 旅客の避難誘導</p>
西日本電信電話(株)沼津支店 株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策</p> <p>ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策</p>
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保安・サービスセンター	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達</p> <p>イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>ウ 交通対策</p> <p>エ 緊急点検</p>
東京電力パワーグリッド株式会社	<p>ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧</p> <p>イ 地震防災応急対策</p> <p>ウ 災害復旧</p>
静岡ガス株式会社	<p>ア ガス供給停止等非常態勢の確立</p> <p>イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検</p> <p>ウ 安全について需要家等に対する広報</p>
富士急行株式会社	<p>ア 乗客の避難</p> <p>イ 情報伝達</p>
地震防災応急計画及び	ア 情報の収集及び伝達

対策計画の作成義務者	イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項 ※対象施設は「大規模地震対策特別措置法施行令 第4条」のとおり
------------	---

第4節 地震災害予防対策の推進

- 地震災害対策の検討に当たり、県の想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- 地震による火災や建築物の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等、平常時における予防対策を定める。
- 市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「裾野市地震対策アクションプログラム2013」の後継となる「裾野市地震対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、その際、住民の参画を進め、国及び県と連携し、効率的な地震対策を進める。
- 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- 災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

市及び県は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

- 市及び県は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。
- ・消防団による避難誘導のための拠点施設
 - ・緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - ・消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
 - ・地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、資機材
 - ・その他、地震災害等に対応するために特に必要と求められる消防用施設

3 火災の予防対策

市及び県は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民等の理解と協力を求め地震による火災を未然に防止するために、富士山南東消防本部と連携して次の取組を進める。

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物取扱所	県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス(LPガスを含む) 施設	・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、県が示す施設の耐震診断と補強の指針に基づき安全対策を促進する。 ・特に可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の励行を徹底する。
危険物施設、少量危険物 取扱所	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通信体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
LPガス消費設備	LPガス容器について鎖等による転倒防止措置を徹底するとともに、ボンベ直近において緊急遮断ができる装置の取付けを促進する。
研究室、実験室等薬品類 を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄リン、金属ナトリウム等保護液の流出による発火

	ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	旅館等不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤、食用油等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。
防災関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

4 建築物等の耐震対策

区 分	内 容						
建築主等による耐震性の向上	<p>建築主等は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <p>(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。</p> <p>(2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。</p>						
市による耐震性の向上	<p>次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <p>(1) 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震改修に対する必要性を啓発する。</p> <p>(2) 自主防災組織活動等と連携して耐震改修等の説明会等を実施する。</p> <p>(3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発</p> <table border="1"> <tr> <td>新築建築物</td> <td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事管理等の徹底。</td> </tr> <tr> <td>既存建築物</td> <td>「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震改修。</td> </tr> <tr> <td>建築設備</td> <td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震改修。</td> </tr> </table> <p>(4) 耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-0」の総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅・店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。</p>	新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事管理等の徹底。	既存建築物	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震改修。	建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震改修。
新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事管理等の徹底。						
既存建築物	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震改修。						
建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震改修。						
公共建築物の耐震化	<p>・市及び県は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震改修の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。</p> <p>・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。</p>						
コンピューターの安全対策	市及び県は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」などの各種安全対策に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピューターを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。						
家具等の転倒防止	<p>・タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓蒙指導をする。</p> <p>・事務所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。</p>						
ブロック塀等の倒壊防止	<p>・市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</p> <p>・民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。</p>						
ガラスの飛散防止	多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全						

	対策の実施を指導する。
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
供給ラインの耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 ・救護病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ・ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容
応急危険度判定	市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
被災住宅危険度判定	市は、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会」の受講を奨励し、その名簿を活用する。
災害危険区域の指定	市は、災害から住民の生命を守るため、地震等により著しい危険が生ずるおそれがある区域を必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。指定した場合には、速やかに住民に対し周知する。

6 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民へのハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。 地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう努めるよう周知する。

7 落下、倒壊危険物対策

○地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

○市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置を実施するよう指導する。

物件名	措 置 等
歩道橋(横断用)	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識 交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱、街路灯	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告物	・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀 石塀	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のブロック塀、石塀のほとんどが危険であるので、改善、補強する。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定することができる。
避難地、避難路の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。
避難所の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容						
避難誘導體制	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。						
山・がけ崩れ危険予想地域等	<p>要避難地区については、次の予防措置を講ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td>山・がけ崩れ危険予想地域図</td> <td>市及び県は、協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、市民に適切な方法で広報するとともに危険箇所について巡回監視に努める。 資料編 資料 2-5</td> </tr> <tr> <td>住民への危険性の周知</td> <td>市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。</td> </tr> <tr> <td>地震発生時</td> <td>市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</td> </tr> </table>	山・がけ崩れ危険予想地域図	市及び県は、協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、市民に適切な方法で広報するとともに危険箇所について巡回監視に努める。 資料編 資料 2-5	住民への危険性の周知	市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。	地震発生時	市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
山・がけ崩れ危険予想地域図	市及び県は、協力して過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、市民に適切な方法で広報するとともに危険箇所について巡回監視に努める。 資料編 資料 2-5						
住民への危険性の周知	市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。						
地震発生時	市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。						

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊により被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

区 分	内 容
市	ア 自主防災組織、事業所等及び市民に対する、地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 ウ 救出技術の教育、救出活動の指導 エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用の資機材の点検、及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通策編第2章第12節「要配慮者支援計画」に準ずる。

11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

区 分	内 容
市	ア 非常持出ができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 市内における緊急物資の調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討 資料編 資料 7-1 カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
市民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

区 分	内 容
市	ア 復旧資材の備蓄を行う。 イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、浄水機等応急給水資機材を整備する。 エ 市民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。 オ 工事業者等との協力体制を確立する。 資料編 資料 5-9
市民	ア 家庭における貯水 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水もれ破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を最低目標とす

	<p>る。</p> <p>(イ) 受水槽に飲料水を確保する。</p> <p>(ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。</p>
--	---

(3) 燃料の確保

区 分	内 容
重要施設の管理者等	<p>・重要施設の管理者その他の災害応急対策にかかる機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。</p> <p>・なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。資料編 資料 10-1-7</p>

(4) 医療救護

区 分	内 容
市	<p>ア 直接地域住民の生命及び健康を守るため、「裾野市医療救護計画」に基づき、大規模災害時に地域住民の協力の下で、医療救護活動を実施する。</p> <p>イ 大規模災害時に医療救護活動が実現可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。</p> <p>ウ 救護班(DMAT等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。</p> <p>エ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。</p> <p>オ 要救護者の搬送計画を作成する。</p> <p>カ 家庭救護の普及を図る。</p>
自主防災組織	<p>ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。</p> <p>イ 市及び医療関係団体等の協力により応急処理技術等、救護に関する講習会を開催する。</p> <p>ウ 担架、救急医療セット等の応急救護用資機材を整備する。</p>
市民	<p>ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。</p> <p>イ 医療救護をうけるまでの応急手当等の技術を習得する。</p> <p>ウ 献血者登録に協力する。</p>

(5) 防疫及び保健衛生活動

区 分	内 容
市	<p>ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。</p> <p>イ 簡易トイレ等の資機材を準備する。</p> <p>ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。</p> <p>エ 市民が行う防疫の指導をする。</p> <p>オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。</p>

(6) 清掃活動

区 分	内 容
市	<p>ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。</p> <p>イ 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。</p>

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

○市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくも

のとする。資料編 資料 7-10

○なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク テント
ウ 照明設備(非常用発電機を含む。)	ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
エ 炊出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(8) 救援・救護のための標示

区 分	内 容
公共建築物・病院等の屋上への番号標識	市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。資料編 資料 7-7
孤立予想地域	市は、孤立するおそれのある地域について、地名標示シート・無線施設等の整備を実施、促進する。

(9) 応急仮設住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

12 緊急輸送活動の確保

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む)、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。
- 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

13 災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内 容
市	ア 災害廃棄物処理計画を定める。 イ 災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。 ウ 広域処理体制の確立に努めるものとする。

14 公共土木施設の応急復旧

市及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策が実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

17 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等及び静岡県重要文化財等所有者連絡協議会は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必要な対策
ア 文化財等の耐震措置の実施
イ 安全な公開方法、避難方法の設定
ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ 地震発生後火災発生防止のための防災設備整備

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の基本方針を示す。

第1節 地震防災施設整備基本方針

東海地震等による災害から市土並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整備方針
(1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
(2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
(3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備及び消火用水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 ・河川、農業用水排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 ・このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 ・情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 ・住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、広域避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線輸送路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連たんし、それに比して道路が十分整備されていないため十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び地元(市を含む)と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地地震	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的整備

防災対策	備、建築物の耐震、不燃化等による地震に強い都市構造の形成を図る。
------	----------------------------------

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 ・地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送の為にルートの多重化や代替性を考慮し、緊急輸送ネットワークを構築する。 ・県より指定されている、第1次緊急輸送路(高規格幹線道路、一般国道等広域な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路)、第2次緊急輸送路(第1次緊急輸送路と市役所及び重要な拠点を連絡する道路)及び第3次緊急輸送路(第1次及び第2次緊急輸送路と各支所とを結ぶ道路及びその他の道路)の整備について県に要望し、人員・物資の輸送に支障のないようにする。資料編 資料 6-1
交通管制資機材の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するため、交通管制資機材の整備を図る。
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	地域の防災活動を円滑にするため、又、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・山崩れ、地すべり等土砂災害から被害を防止するため、防災施設を整備する。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水地等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえ、また「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

- ・市は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、「裾野市災害対策本部運営要領」に基づき「情報収集体制」(当初、危機管理課と秘書広報課)をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。また、気象庁の記者会見等により、最初の地震についての詳細等が判明した時点で、「事前配備体制」に移行する。
- ・関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	【情報収集体制】(当初、危機管理課と秘書広報課) 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。 【事前配備体制】 気象庁記者会見の状況により体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、「裾野市災害対策本部運営要領」に基づき「事前配備体制」をとり、事態の推移を踏まえ、国・県の状況把握(情報収集)により、以下のとおり関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備計画、第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画・第4節通信情報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	【事前配備体制】 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後、ローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知

市は県と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画・第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 地震防災応急対策 第2節 情報活動・第3節 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 市のとるべき措置

市は県と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、必要により避難所を開設する。(自主避難の対応)

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するとともに、市民等の避難誘導等の対応を検討・準備する。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、「裾野市災害対策本部運営要領」に基づき「裾野市災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画・第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画・第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動・第3節 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	<p>災害対策本部本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画・第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策 第2節 情報活動・第3節 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

【住民事前避難対象地域】

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

【高齢者等事前避難対象地域】

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

1 地域住民等の事前避難行動等

(1) 基本方針

市長は、地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

(2) 事前避難対象地域の設定

市は、事前避難対象地域が定まるまでの間、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難指示の対象とした地域（山・がけ崩れを除く）を事前避難対象地域に暫定的に位置付けることができる。

裾野市では、事前避難対象地域を設定しないため、土砂災害特別警戒区域等の住民等が、事前避難指示により自主的に避難した場合の対応を実施する。

(3) 避難指示等の基準

市長は、国から指示が発せられた後、土砂災害特別警戒区域等の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難指示等を発令することも可能とする。

・住民事前避難対象地域：避難指示

・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

(4) 避難指示等の伝達方法

市長は、避難指示等を発令したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、防災行政無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市はあらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

- ア 事前避難対象地域の地区名等
- イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認
- エ 避難行動における注意事項

(6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

・事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

・市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

ウ 設置期間

・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

・避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第5節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第6節 警備対策

市は警察と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

市は警察と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する

区 分	内 容
河川	河川・水門について、閉鎖状況を確認し、閉鎖手段を確認する。 ・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 ・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。

ため池及び用水路	ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県等の連絡体制を整える。 ・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容						
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保						
施設の特性に応じた 主要な個別事項	<table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める </td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td> 児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等の1週間程度の休校措置。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 </td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 </td> </tr> </table>	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める 	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等の1週間程度の休校措置。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。
	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める 					
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等の1週間程度の休校措置。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。					
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。						

第11節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市及び防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市

区 分		内 容
市 災 害 対 策 本 部	市災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、裾野市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)を設置する。資料編 資料 1-3・1-4 ・警戒本部から市災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部の編成及び運営は、裾野市地域防災計画(共通対策編)の定めに従う。 ・市災害対策本部が所掌する事務の主なものは次のとおりとし、「裾野市災害時行動マニュアル」に別に定める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入れ オ 被災者の救助、救護その他の保護 カ 施設及び設備の応急復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県東部方面本部への要請・報告等県との災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ
職員の動員及び配備		<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が設置されたときは、本部構成員は直ちに本部室に集合して災害応急対策に当たる。 ・市災害対策本部の各部長・班長は、直ちに災害応急対策に当たる。 ・各支部及び上記以外の職員は所定の場所へ速やかに参集し、班長の指示の下に災害応急対策に当たる。 ・災害により登庁できない職員は、登庁可能となるまでの間、最寄りの広域避難地に参集し、班長の指示の下に災害応急対策に当たる。
消 防 機 関	富士山南東消防本部 裾野消防署	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等に関する情報の収集、伝達 イ 消防活動、水防活動及び救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 火災予防の広報

	消防団	ア 被害状況等に関する情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援
--	-----	---

2 防災関係機関

(共通対策編第1章総則第1節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

第2節 情報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 緊急輸送活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第19節「輸送計画」に準ずる。)

第5節 広域応援要請及び受援計画

(共通対策編第3章災害応急対策計画第3節「動員計画」に準ずる。)

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 消防活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第23節「消防計画」に準ずる。)

2 水防活動

市水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

4 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

5 災害危険区域の指定

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第7節 避難活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9節 交通の確保対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第10節 地域への救援活動

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

2 給水活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第11節「給水計画」に準ずる。)

3 燃料の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第10節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

4 医療救護活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「医療・助産計画」に準ずる。)

5 し尿処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

6 廃棄物(生活系)処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

7 災害廃棄物処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

8 防疫活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第14節「防疫計画」に準ずる。)

9 遺体の搜索及び措置

(共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

10 応急住宅の確保及び管理運営

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

11 ボランティア活動への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第25節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編第3章災害応急対策計画第21節「応急教育計画」に準ずる。)

第12節 被災者生活再建等への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第22節「社会福祉計画」に準ずる。)

第13節 市有施設及び設備等の対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第33節「市有施設及び設備等の対策」に準ずる。)

第14節 防災関係機関の講ずる災害応急対策

市民生活に密接な関係にある防災関係機関が実施する災害応急対策の概要を示す。

区分	内容
上水道	<p>ア 被害状況を調査し、状況に応じて配水を停止する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p> <p>ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。</p> <p>エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。</p>
下水道	<p>ア 緊急度の高い施設から順次重点的に調査点検を実施する。</p> <p>イ 応急復旧に対する緊急度、工法や復旧資器材、作業員の確保に努める。</p> <p>ウ 速やかに管路施設の復旧やマンホール等からの溢水の排除を行う。</p> <p>エ 汚水処理場を管理する県との連絡を密に行う。</p>
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社)	<p>ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のための送電を停止する。</p> <p>イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。</p> <p>ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。</p>
ガス	<p>ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。</p> <p>イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。</p> <p>ウ 都市ガス及びLPガス施設の安全点検を実施する。</p> <p>エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。</p> <p>オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。</p> <p>カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p>

通信	西日本電信電話株式会社沼津支店 東日本電信電話株式会社小田原支店	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、需要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。</p> <p>(ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
	株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
放送 (日本放送協会、民間放送会社)	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。</p> <p>ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>	
市中金融	<p>ア 被災金融機関は営業の早期再開に必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 災害復旧に必要な資金を融資するための迅速適切な措置を講ずる。</p>	
鉄道 (東海旅客鉄道株式会社)	<p>ア 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。</p> <p>ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	
道路	<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。</p> <p>イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。</p> <p>ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。</p> <p>エ 道路管理者は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は裾野警察署に対して復旧工事の実施を要請する。</p>	

第 15 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急の主な内容は、別紙に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通する事項

○各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	<p>(1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項</p> <p>ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制</p>
------	--

	イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等 (2) 出火防止措置、消防用施設等の点検 (3) その他必要な災害応急対策に関する事項
--	---

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

施設・事業所	計画において定める個別の事項						
上水道病院・診療所、百貨店、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震に関する情報並びに避難地、避難路に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。						
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取り扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。						
鉄道事業その一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。						
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動不可能又は困難な避難行動要支援者の安全確保に必要な措置等に配慮する。						
水道、電気及びガス事業	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">水道</td> <td>水道管の破損等による二次災害を防止し、軽減するための措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカーの操作等について利用者への広報に配慮する。</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。</td> </tr> </table>	水道	水道管の破損等による二次災害を防止し、軽減するための措置を講ずる。	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカーの操作等について利用者への広報に配慮する。	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
	水道	水道管の破損等による二次災害を防止し、軽減するための措置を講ずる。					
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカーの操作等について利用者への広報に配慮する。					
ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。						

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 市

区 分	内 容	
市震災復興本部	設置	市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、裾野市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
	災害対策本部との併設	復興本部は、災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	復興本部の所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 裾野市震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興計画策定
災害対策本部の調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部が設置された場合、必要に応じ、裾野市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。 ・招集される裾野市防災会議の委員は復旧・復興対策の内容に応じ裾野市防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・裾野市防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。 	

2 静岡県警察(裾野警察署)

社会秩序を維持する活動	第4-2章 第8節及び第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章 第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	市及び県からの要請に対する復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉦業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 管轄する基盤施設(道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧が新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省中部運輸局	・陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達があっせん
国土地理院中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説
環境省関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社東海支社 (裾野郵便局)	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保

	<p>する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p>
日本銀行(静岡支店)	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送・通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に係る広報</p>
日本赤十字社静岡県支部	<p>ア 義援金の募集・義援金募集配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整</p>
日本放送協会 (静岡放送局東部報道室)	<p>ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施</p>
中日本高速道路株式会社 (東京支社御殿場保全・サービスセンター)	<p>ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>
東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社御殿場駅)	<p>災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。</p>
西日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社 静岡支店	<p>ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	<p>LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送</p>
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<p>復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行</p>
東京電力パワーグリッド株式会社	<p>ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。</p>

一般社団法人日本建設業連合 会中部支部 一般社団法人全国中小建設業 協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
---	-----------------------

(3) 指定地方公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社 (静岡ガス株式会社)	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県LPガス 協会東部支部 (御殿場地区会裾野ブロック)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社 株式会社エフエムみしま・かん なみ	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック 協会 商業組合静岡県タクシー協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区 (富士裾野東部土地改良区)	ア 管轄する施設(用水路、取水門、頭首工等)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士 会	ア 要配慮者等への食糧品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業 協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第2節 激甚災害の指定

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第2節「激甚災害の指定」に準ずる。)

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や災害時要援護者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	市長は、必要があると認めるときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針(ビジョン)と、都市・農地復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞・テレビ・ラジオ等報道機関を通じ、速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

区 分	内 容
基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

区 分	内 容
基本方針	(1)災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 (2)復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
地方債の発行	復旧・復興対策に係わる莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
その他の財源確保策	復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を1日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

1 震災復興基金の設立

○市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。

○市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設(道路・河川・農業用施設などの公共施設等)の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

区分	内 容
基本方針	(1)被災者の1日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 (2)そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農地復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。
被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
------	--

実施主体	内 容	
市	復旧事業の実施	基盤施設の管理者は、復旧完了時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・集落の復興

被災した市街地・集落の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・集落復興計画の策定

基本方針	(1)被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 (2)このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行う。
実施事項	都市・集落の復興方針を定めた都市・集落復興計画を策定する。

2 都市の復興

基本方針	市街化区域内の市街地が被災した場合、災害に強い都市づくりの観点から都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災
------	---

	復興都市計画行動計画」に基づき、都市復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
被害状況の把握	市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
建築基準法第 84 条による建築制限の実施	・特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。 ・必要に応じ、建築制限期間を延長する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から、建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3 集落の復興(主に市街化調整区域)

基本方針	市街化調整区域の農地・集落地等が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく、復興を計画的に実施する。
被害状況の把握	各機関と協力し、被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	県の復興基本計画方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	被災した地区において実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し、復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し、実施する。
集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から、建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第 8 節 被災者の生活再建支援

被災者が、新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた裾野市住宅復興計画を策定する。
県との協議	災害公営住宅等に関する事項等について、県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設予定地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び災害公営住宅等の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援に準ずる。)

4 雇用対策

基本方針	失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るための支援を実施する。
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	(1)高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるように積極的な支援を行う。 (2)生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 避難行動要支援者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援する。 ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理、栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、「広報すその」等を活用し、生活再建に関する支援施策等の震災関連情報の提供を積極的に行う。
------	--

7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。
実施主体	内 容

静岡県警察(裾野警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。 ・市、及び県の相談窓口等との連携を図り、相談体制の充実を図る。 	
市	相談窓口等の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 ・相談員等の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

区 分	内 容
地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業振興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
実施事項	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を、必要に応じ実施する。
支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し、周知する。

3 農林業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。
農林業者の被災状況の把握	農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
イベント・商談会等の実施	県と連携し必要に応じ、市独自のイベント・商談会等を実施する。
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・県・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 市

[東海地震注意情報発表時等]

区 分	内 容
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、裾野市地域防災計画において定める注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市地震災害警戒本部を迅速に設置できるように準備する。 ・東海地震に関する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
応急対策の内容	<p>東海地震注意情報発表時に実施する主な業務は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報の住民への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク 消防団員の連絡体制の確保 ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の確保 コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 <p>(ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</p>

	<p>(イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を裾野警察署に要請する。</p> <p>(ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
消防、水防機関の措置	<p>ア 富士山南東消防本部裾野消防署は、職員の参集、情報収集・伝達・消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</p> <p>イ 消防団(水防団)は、団員の連絡体制の確保</p> <p>ウ 必要に応じて住民等の避難誘導</p>

[警戒宣言発令時]

区分	内 容
市警戒本部	<p>・市長は、警戒宣言が発令されたときは、裾野市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を設置する。資料編資料 1-9</p> <p>・市警戒本部の組織及び所掌事務は、裾野市地震災害警戒本部条例及び裾野市地震災害警戒本部運営要領(昭和58年2月1日施行)の定めるところによる。資料編 資料 1-10</p>
	<p>所掌事務</p> <p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 県への報告・要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア) 県警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を裾野警察署に、又、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防・水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>
消防機関(水防機関)	<p>消防本部</p> <p>富士山南東消防本部裾野消防署は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 地域住民への避難指示の伝達</p> <p>エ 出火防止のための広報</p>
	<p>消防団(水防団)</p> <p>富士山南東消防本部裾野消防署と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 火気使用の自粛、初期消火活動等、火災予防に関する広報及びパトロールの実施</p> <p>エ 水利の確認と確保</p> <p>オ 住民の避難誘導</p> <p>カ 水防資機材の点検、配備確保準備</p> <p>キ 警戒区域からの避難確保のパトロール</p> <p>ク 救助用資機材の確保準備</p> <p>ケ その他状況に応じた消防、水防活動</p>

職員 の 動員 (配 備)	<p>ア 市警戒本部の各部長及び副部長は、注意情報が発令されたときは直ちに所定の場所において防災業務につく。</p> <p>イ 各部に所属する職員は、勤務時間の内外を問わず注意情報が発せられたときは直ちに所定の場所に急行し、所定の防災業務につく。</p> <p>ウ 各支部に所属する職員は、注意情報が発せられたときには、各支部に集合して、本部の指示に従い所定の防災業務につく。</p> <p>エ 本部長は、職員の参集状況により応急対策的に班を編成し配備することができる。</p> <p>オ 本部・支部・復旧対策部水道班・消防部・消防団部・地震防災応急対策に従事する職員及び分掌事務があらかじめ定められた職員(以下「第1次配備職員」という)は、注意情報発表時には、直ちに所定の場所で防災業務につく。ただし、出張中等にあつて、上記によることが困難な場合には、所属長に連絡し、指示を受ける。</p> <p>カ 第1次配備職員以外の職員(以下「第2次配備職員」という)は、警戒宣言発令時には指定された参集先に参集し、地震防災応急対策に当たる。ただし、出張中等にあつて、上記によることが困難な場合には、所属長に連絡し、指示を受ける。</p>
自主 防 災 組 織	<p>自主防災組織は、警戒宣言が発令されたとき、本部を設置し、あらかじめ定められた防災計画により地震防災応急対策を実施する。</p>

3 防災関係機関

[東海地震注意情報発表時]

区 分	内 容
防災体制の確保	<p>東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。</p>
応急対策の内容	<p>防災関係機関は、防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的な内容については、各々の防災業務計画等に定める。</p> <p>ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有化</p> <p>イ 利用者に対する注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報</p> <p>ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施</p> <p>エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動</p> <p>オ 県及び市が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>カ 東海地震応急対策活動実施要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備</p> <p>キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>

[警戒宣言発令時]

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局(静岡財務事務所沼津出張所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
農林水産省関東農政局静岡県拠点	<p>ア 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</p> <p>イ 応急食料の緊急引渡し準備及び業者指導</p> <p>ウ 災害対策用乾パンの調達準備</p>
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>イ 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保</p>

	ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 施設対策等 (ア) 道路施設対策等 (イ) 電線施設対策等 (ウ) 気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土地理院中部地方測量部	関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

区 分	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局東部報道室)	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社(御殿場保全サービスセンター)	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社(沼津支店) 東日本電信電話株式会社(小田原支店) 株式会社NTTドコモ東海支社	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置

(静岡支店)	
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 (沼津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
東京電力パワーグリッド 株式会社静岡総支社	ア 総支社 及び各事業所等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を総支社で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認および緊急確保
KDDI株式会社(静岡支店) ソフトバンク株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合 会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業 協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

区 分	地震防災応急対策として講ずる措置
一般法人静岡県医師会 (沼津医師会裾野地区) 公益法人静岡県看護協会(東部 支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (沼津薬剤師会) 一般社団法人静岡県歯科医師 会 (駿東歯科医師会裾野支部)	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
静岡ガス株式会社 (東部支社)	ア 需要に対する都市ガスによる災害の予防の広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協 会 (御殿場地区会裾野ブロック)	ア 需要家に対するエルピーガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等、災害予防措置
静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立

静岡放送株式会社 (沼津支社) 株式会社テレビ静岡 (沼津支社) 株式会社静岡朝日テレビ(東部支社) 株式会社静岡第一テレビ(東部支局) 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会(東部支部) 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区 (富士裾野東部土地改良区)	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

4 自衛隊

区 分	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊特科教導隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 市への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 市

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては危機管理課、勤務時間外及び休日等においては、富士山南東消防本部消防指令センター及び裾野消防署において行うものとする。 なお、市警戒本部設置後においては、市警戒本部において受理するものとする。 (2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号(サイレン、半鐘)を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 (3) 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。 (4) 東海地震注意情報発表時に参集する要員及び市警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁舎放送等により、勤務時間外及び休日等においては、別に定める連絡系統図により必要な職員に伝達する。資料編 資料 1-8
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 ・消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定

	<p>め、迅速・的確な情報の収集にあたりとともに市警戒本部要員と密接な連絡体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の種類の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難指示又は警戒区域の設定(地震防災応急対策実施時のみ) ク 消防職員・団員等の配備命令(地震防災応急対策実施時のみ) ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等(地震防災応急対策実施時のみ)
県警戒本部等に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、東部方面本部を通じて「大規模地震に関する情報及び広報実施要領」(以下、「情報広報活動実施要領」という。)に定める項目について、すみやかに行うものとする。 ・その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区分	内容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	市から伝達される注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受理者を別に定めあらかじめ市に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 市

区分	内容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な情報について広報する。 ・広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 ・その主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報 イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報 ウ 家庭において実施すべき防災対策 エ 自主防災組織に対する防災活動の要請 オ 事業所が実施すべき防災対策

	カ 地震防災応急対策の実施状況
広報の実施方法	ア 広報無線、広報車等 イ 自主防災組織を通じての連絡 ウ 県に対する広報の要請 エ (株)エフエムみしま・かなみへの広報の要請 オ 報道機関への情報提供

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は、県が作成した「情報広報実施要領」による。なお、その主なものは、次のとおりとする。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報の実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県と連携を密にするものとする。

3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法によりそれぞれ情報が伝達されるので、各人それぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情報源	情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、静岡エフエム、TOKAI ケーブルネットワーク、エフエム御殿場、広報車	市域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	市からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等
デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	(1)自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 (2)警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 (3)災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を
-------	---

	<p>控えるよう呼びかけ</p> <p>(4)住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ</p> <p>(5)東海地震注意情報発表時に山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあつては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。</p> <p>なお、避難の実施にあつては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。</p>
--	--

[警戒宣言発令時]

区 分	内 容										
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。										
情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの警戒宣言及び東海地震予知情報が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 ・東海地震予知情報等をラジオ、テレビ、広報無線で入手するよう努める。 ・応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。 										
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。										
防災資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。										
家庭内対策の徹底	<p>次の事項について、各家庭へ呼びかける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">家具の転倒防止</td> <td>家具類の固定状況を確認する。</td> </tr> <tr> <td>落下等防止</td> <td>タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</td> </tr> <tr> <td>備蓄食糧、飲料水の確認</td> <td>備蓄食糧及び飲料水を確認する。</td> </tr> <tr> <td>病院・診療所の外来診療</td> <td>災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</td> </tr> </table>	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。	備蓄食糧、飲料水の確認	備蓄食糧及び飲料水を確認する。	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。									
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。									
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。									
	備蓄食糧、飲料水の確認	備蓄食糧及び飲料水を確認する。									
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。									
避難活動	<p>避難行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。 ・自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 ・山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで 避難する。 ・避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 										
	<p>避難生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 ・医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 ・食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡を取り、その確保に努める。 										
社会秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、同時通報用無線放送等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 										

	・生活物資買占め等の混乱が生じないように、市民に対して呼びかけをして物資の公平で円滑な供給に協力する。
--	---

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。また地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 市

区 分	内 容				
緊急輸送対策の基本方針	(1)市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。 (2)市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請するものとする。 (3)警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員物資について行う。 (4)地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (5)警戒宣言発令後、期間が経過し市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じて県東部方面本部と協議し緊急輸送を行う。				
緊急輸送の対象となる人員、物資等	(1)防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 (2)緊急の処置を要する患者 (3)食料、日用品、その他緊急に輸送を必要とするもの				
輸送体制の確立	(1)輸送の方法 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">陸上輸送</td> <td>・緊急輸送路により必要な輸送を行う。資料編 資料 6-1 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>航空輸送</td> <td>・県に対し、県及び県警察のヘリコプター使用の要請、及び航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。資料編 資料 7-2</td> </tr> </table> (2)輸送手段の確保 ア 市有車両等の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 燃料等の確保のため、給油所等に協力を要請する。 エ 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要である時は、県に対し必要な措置を要求するものとする。 オ 地震発生後の輸送に備え、市有車両等の災害防止措置を講ずるとともに円滑な輸送活動ができるよう、配備体制を確立する。	陸上輸送	・緊急輸送路により必要な輸送を行う。資料編 資料 6-1 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。	航空輸送	・県に対し、県及び県警察のヘリコプター使用の要請、及び航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。資料編 資料 7-2
陸上輸送	・緊急輸送路により必要な輸送を行う。資料編 資料 6-1 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。				
航空輸送	・県に対し、県及び県警察のヘリコプター使用の要請、及び航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣の要請を要求するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。資料編 資料 7-2				
緊急輸送の調整	・市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは県地震災害警戒本部において調整を行う。 ・この場合、次により調整することを原則とする。 第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送 第2順位 防災活動要員、緊急物資等、地震防災応急対策を実施するため必要な輸送 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送				

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言発令後、自衛隊の出動要請を必要とする場合の県への派遣要請の要求の手続きについて定める。

区 分	内 容
県に対する要請	市長は、必要があるときは知事に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣の要請を要求することができる。 (1)派遣を要請する理由 (2)派遣を必要とする期間 (3)派遣を希望する区域 (4)その他参考となるべき事項(道路経路、受け入れ状態等)
派遣部隊の受入れ	市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、裾野市運動公園を自衛隊の活動拠点として指定し必要な受入れ体制をとるとともに、県東部方面本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市長及びその他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者(以下「避難実施等措置者」という。)は、それぞれ警戒宣言が発令せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等(介護者も含む)の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を作成するに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区 分	内 容
避難対策の基本方針	(1)市が裾野市地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という。)の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等(介護者等も含む。)に限り、避難を実施することができるものとする。 この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。
	(2)「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。 ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
	(3)広域避難地では、それぞれ協力して自主防災組織単位で行動するものとする。
	(4)避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
	(5)その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤の状況、住宅周辺の状況等に応じて必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

避難のための指示	指示の基準	市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行うものとする。又、警察官に対し避難指示の伝達について協力を要請するものとする。 ・なお市は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。
	避難に関しての周知事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市(消防機関を含む)及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が発令されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項(携行品、服装等)
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市は、警戒宣言が発令され場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市長は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難の方法	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市、自主防災組織があらかじめ協議して定めた避難地に避難するものとする。 ・この場合も、安全な場所を集合場所として、ここで人員を確認し、まとまって広域避難地に移動する。
	病院、旅館、観光施設等不特定多数の者が出入りする施設等の避難	<ul style="list-style-type: none"> ア 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設の周辺の安全な場所を避難地と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する処置をとるとともに従事者に所要の訓練を実施するものとする。 イ 避難の実施にあたっては管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、又、管理者は可能な限り避難地での食料、飲料水、寝具の供給又は斡旋を行うものとする。
	保育園、幼稚園、学校の避難	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童、生徒はあらかじめ定めた方法により家族等に引渡す。 ・引渡しができない幼児、児童、生徒については、校内等で適当な場所に避難するものとする。
避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、県が定めた指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 ・避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。 	
避難状況の報告	(1) 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は裾野警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。	

	<p>ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。(なお、避難した者の内、JR乗降客、その他旅行者の市外在住者のリストを作成し、市警戒本部に報告する。)</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。) (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 市等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告(避難完了後、速やかに行う。) (ア) 避難地名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (I) 市等に対する要請事項</p> <p>(2) 市は、避難状況について県へ報告する。</p>
--	--

2 避難地の設置及び避難生活

区 分	内 容	
基本方針	<p>市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために、必要な措置を講ずる。</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」(静岡県)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p>	
避難地の設置 及び避難生活	避難生活者	<p>避難地で避難生活する者は、山・がけ崩れ等の危険予想地域に住む者、帰宅出来ない旅行者等で居住場所を確保できない者とする。</p>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 ・原則として、公園・学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上で、止むを得ないと判断した場合には、耐震性があり落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
	設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 ・避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 ・避難地には、避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。又、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。 ・避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民心の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予想される混乱	<p>ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言</p> <p>イ 帰宅者による道路の混乱</p> <p>ウ 電話のふくそう</p> <p>エ 避難による混乱</p> <p>オ 自動車による道路交通の混乱</p> <p>カ 買出し、旅行者等の混乱</p>
実施事項	<p>(1) 市長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察の情報等により各種の混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、市民のとりべき措置について同時通報用無線等により呼びかけを行うものとする。</p> <p>(2) 警察は、警戒宣言が発せられた時は、次の活動を行なう。また、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p> <p>ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行なう。</p> <p>イ 犯罪情報の収集を行なう。</p> <p>ウ 駅、生活物資集積場所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。</p> <p>エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。</p> <p>オ 流言ひ語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。</p> <p>カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。</p> <p>キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し安全な場所に管理するよう指導する。</p>
物資物価対策	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報発表時や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、市警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。 ・生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、市警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発するとともに、県に対し「消費生活条例(平成11年条例第35号)」に基づく措置を要請する。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車輛、歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとりべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中の車輛は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 ・東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中の車両の運転手は次により行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その

	<p>情報に応じて行動する。</p> <p>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p> <p>ウ 駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなる場所に駐車しない。</p> <p>・避難のために車両を使用しない。</p>
--	---

(2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに次の措置を講ずる。</p> <p>ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。</p> <p>イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制について情報提供を行い、混乱防止に努める。</p> <p>ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時ルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制個所の把握や開放の判断等の準備を行なう。</p>
警戒宣言発令時	<p>警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。又、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</p> <p>イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行なう。</p> <p>ウ 東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。</p> <p>エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。</p> <p>オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じて広報の徹底を図る。</p>

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区 分	内 容				
県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「緊急輸送車両」という。)以外の車両を極力制限する。 ・この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 				
県内における車両の走行抑制	<p>県内における一般車両の走行は、極力抑制する。</p>				
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 ・緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 <p>新東名高速道路、東名高速道路、中部横断自動車道、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路ほか</p>				
緊急交通路等を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外(軽車両を除く。)の通行を禁止する。 				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>検問所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>裾野 IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線	検問所	東名高速道路	裾野 IC
	路線	検問所			
東名高速道路	裾野 IC				

	・市の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。
--	---------------------------------

(4) 緊急輸送車両の確認等

- ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。
- イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。
- ウ これらの届出等の確認及び確認の手続きについては別に定める。

(5) 道路上にある障害物の除去

- 市長は、警察と協力して市が指定した避難路、緊急輸送路上の障害物の除去に努めるものとする。
- ア 道路上及び沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等
- イ その他路上に放置されている物件
- ウ その他二次災害の発生原因となるもの

(6) 道路工事等の措置

道路工事者は、道路における工事中の箇所について工事の中断、補強、仮設応急措置、その他保安措置を行い、道路の安全な交通を確保するものとする。

(7) 建設業協会への協力要請

地震災害発生後の円滑な交通を確保するため、障害物除去の準備要請を行うものとする。資料編 資料 5-7

第 10 節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

[東海地震注意情報発表時]

準備的措置	<ul style="list-style-type: none"> ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ウ 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。 エ 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 オ 市は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 カ 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。
-------	--

[警戒宣言発令時]

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

<ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、市民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。 イ 市の緊急物資の供給は前号を補完するものとし、その供給は有償とする。 ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車輛の確保等必要な対策を実施する。

(2) 警戒宣言発令時に市及び防災関係機関等がとる措置

実施主体	内 容
市	ア 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
自主防災組織及び市民	ア 自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 イ また、緊急物資、非常持ち出し品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

市及び自主防災組織等は、地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
市	ア 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。 オ 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧機材の確認を行う。
自主防災組織及び市民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織は、応急給水のための資機材の点検、準備を行う。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民、自主防災組織は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内 容
市	ア 救護施設の開設準備及び医療班編成の準備等、必要な救護活動の体制について医療関係団体等に要請する。 イ 救護所等に救護用資機材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 ウ 救護所等に医薬品及び衛生材料の準備を行う。 エ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 オ 広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。 カ 市民及び自主防災組織等に対し、救護所、救護病院等の所在地、名称等を周知する。キ市長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言発令時においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを市民に対して周知させる。

(2) 医療班、救護施設の設置基準

実施主体	内 容
市	ア 医療班は原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって構成する。 イ 応急給水計画に基づき、応急給水活動の事前調整を行う。 ウ 市は、あらかじめ定めた設置予定場所に救護所を設置準備する。資料編 資料 8-1

(3) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア 防疫のための資機材及び仮設トイレを準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織及び市民	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

(4) 廃棄物処理

区 分	内 容
し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行なう。 ウ し尿処理業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。
廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行なう。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第 11 節 市有施設設備の防災措置

防災上重要な施設・設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来たさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

○警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- | |
|---|
| ア 通信施設(予備電源を含む)を点検するとともに、作動状態を確認し必要な措置を講ずる。 |
| イ 充電式携帯用無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。 |
| ウ 防災行無線の親局をあらかじめ定めた位置に搬送する。 |
| エ 通信施設の転倒防止措置を確認する。 |
| オ 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。 |

2 公共施設等

○東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、道路、河川、砂防等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずる。

○東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、応急復旧出動体制の確立を要請する。

[東海地震注意情報発表時]

区 分	内 容
道路	道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止・補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎（本部及び支部）	本部（本庁舎）、支部（各支所）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行なう。
水道用水供給施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
その他の公共施設	ア 防災応急計画による施設の防災対策の準備的措置を行う。 イ 警戒宣言発令と同時に施設の稼働を停止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。 ウ 関係業者等との連絡体制を確保する。

[警戒宣言発令時]

区分	内容
道路	ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を広報車等により、道路利用者に対して行う。 イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ウ 災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 オ 幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、市・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止・補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎（本部及び支部）	本部（本庁）及び支部（支所）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行なう。 ア 各種施設の点検及び安全措置をとる。 イ 避難器具の確認をする。 ウ ガス供給を停止する。 エ 昇降機設備を停止する。 オ 自家発電の準備を行う。 カ 飲料水の緊急貯水を行う。 キ 食料及び燃料の準備を行う。
水道用水供給施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
その他の公共施設	ア 防災応急計画により施設の防災対策を行う。 イ 施設の稼働を停止し、点検及び保安措置を行う。（一部の施設を除く。） ウ 関係業者等へ応急復旧の協力要請を行うとともに復旧資機材の確認を行う。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- | |
|---|
| <p>ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。</p> |
|---|

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則として、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

[東海地震注意情報発表時]

区 分	内 容	
水道	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行なうよう広報する。	
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社)	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
ガス (静岡ガス株式会社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
通信 (西日本電信電話株式会社) (株式会社NTTドコモ東海支社)	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
放送	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。 警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。 	
市中金融	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 警戒宣言発令時の営業停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。 	
鉄道	列車の運転規制等	<ul style="list-style-type: none"> 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バス	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおりの運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。 	
道路	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおりの円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 	
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは、原則として制限する(外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる)。 設備、機器等の転落・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他 	

	<p>災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車輛の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車輛の確保などの準備的措置を講ずる(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる)。
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ・営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

[警戒宣言発令時]

区 分	内 容
水道	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給は継続する。 ・地震の発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水活動の準備をする。
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の供給は継続する。 ・地震の発生に備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガス (静岡ガス株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。
通信 (西日本電信電話株式会社)(株式会社NTTドコモ東海支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 ・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 ・災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板web171及びiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 ・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
放送	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確・迅速な伝達に努める。 ・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行なう。

<p>市中金融</p>	<p>金融機関の営業</p>	<p>ア 営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、次による。 (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し営業を除く全ての業務の営業を停止する。 (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 (ウ) 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 イ 休日、開店前又は閉店後に 警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 (イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (ウ) ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行なう営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。</p>
	<p>保険会社及び証券会社の営業</p>	<p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。 イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 ウ 休日、開店前及び閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開を行わない。 エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。</p>
<p>鉄道</p>	<p>列車の運転規制等</p>	<p>ア 強化地域への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</p>
	<p>旅客等に対する対応</p>	<p>ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。</p>
<p>バス</p>	<p>・バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。又、市のサイレン等によって警戒宣言の発令を覚知する。 ・警戒宣言が発令されたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。</p>	
<p>道路</p>	<p>・強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 ・強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制</p>	

	<p>限しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 ・高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 ・走行車両は低速走行する。
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他への病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店・スーパー・小売店舗うち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 ・営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第 13 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第 7 条第 1 項第 1 号から 4 号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、または運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

<各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

[東海地震注意情報発表時]

- 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
- 建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
- 地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	2 警戒宣言発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
	(1) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
	(2) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
	(3) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
(4) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項	
(5) 避難誘導の方法、近隣避難地、避難路等の確認等の避難誘導に関する事項	

	(6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 (7) その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
3	施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること (1) 東海地震注意情報の内容と意味等 (2) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 (3) 冷静な対応の実施 (4) 公共交通機関等の運行状況、道路交通等の情報 (5) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 (6) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 (7) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
4	避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策が実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

[警戒宣言発令時]

○警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

○ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	1	警戒宣言発令時の施設の利用・営業の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	2	地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 (1) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	3	地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 (1) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 (2) 情報収集・伝達手段の確保 (3) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 (4) 施設内の出火防止措置、施設内外の消火設備の確認等消防及び水防に関する事項 (5) 設備、機器等の点検、転倒、落下防止措置に関する事項 (6) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 (7) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 (8) 商品・製品等の輸送中や営業中の車輛等の措置に関する事項 (9) その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
	4	施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること (1) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 (2) 当該施設における地震防災応急対策の内容 (3) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 (4) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
	5	避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区内に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

区分	内容	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[東海地震注意情報発表時]病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[警戒宣言発令時] 病院・診療所に準ずる。
百貨店・スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、器具 等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 ・警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭等への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 ・県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品 等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員等の避難対策を実施する。 ・県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行なう施設(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[東海地震注意情報発表時]鉄道、バスに準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[警戒宣言発令時] 鉄道、バスに準ずる。
学校・幼稚園・保育所	<p>○市教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。</p> <p>○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあつては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p>	

学校・幼稚園・避難所		○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。	
		東海地震注意情報発表時	<p>・生徒等が在籍・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。</p> <p>ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅または家族等への引渡しを実施する。</p> <p>イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅または家族等への引渡しを実施する。</p> <p>また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。</p> <p>ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。</p>
		警戒宣言発令時	<p>ア 生徒等が在籍中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。</p> <p>イ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。</p>
社会福祉施設		東海地震注意情報発表時	<p>・建物の耐震性の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。</p> <p>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対し次の措置を講ずる。</p> <p>・家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置</p> <p>・家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置</p>
		警戒宣言発令時	<p>・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。</p> <p>・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者 に対して次の措置を講ずる。</p> <p>ア 家族等への引渡し</p> <p>イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送</p>
放送事業		東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[東海地震注意情報発表時]放送に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[警戒宣言発令時]放送に準ずる。
業 設 所 設 其 施 ま た 他 は の 施 事 事	動物園	東海地震注意情報発表時	<p>・警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。</p> <p>・応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。</p>

		警戒宣言発令時	特定動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。
道路	東海地震注意情報発表時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[東海地震注意情報発表時]道路に準ずる。
	警戒宣言発令時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[警戒宣言発令時]道路に準ずる。
ガス事業	東海地震注意情報発表時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[東海地震注意情報発表時]ガスに準ずる。
	警戒宣言発令時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[警戒宣言発令時]ガスに準ずる。
水道事業	東海地震注意情報発表時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[東海地震注意情報発表時]水道に準ずる。
	警戒宣言発令時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[警戒宣言発令時]水道に準ずる。
電気事業	東海地震注意情報発表時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[東海地震注意情報発表時]電力に準ずる。
	警戒宣言発令時		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の[警戒宣言発令時]電力に準ずる。
従業員 1,000人以上の工場	東海地震注意情報発表時		・警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時		防災要員を除く従業員の工場からの退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

[東海地震注意情報発表時]

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。
	学校 <ul style="list-style-type: none"> ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> 入所者の移送又は家族への引渡し方法
	水道用水供給施設 <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

[警戒宣言発令時]

区 分	内 容							
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等、利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報							
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。 <table border="1" data-bbox="491 577 1406 808"> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 577 783 730">学校</td> <td data-bbox="783 577 1406 730"> ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 730 783 763">社会福祉施設</td> <td data-bbox="783 730 1406 763">入所者の移送又は家族への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 763 783 808">水道用水供給施設</td> <td data-bbox="783 763 1406 808">溢水等による災害予防措置</td> </tr> </tbody> </table>		学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等	社会福祉施設	入所者の移送又は家族への引渡し方法	水道用水供給施設	溢水等による災害予防措置
学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等							
社会福祉施設	入所者の移送又は家族への引渡し方法							
水道用水供給施設	溢水等による災害予防措置							

裾野市地域防災計画

風水害対策編

風水害対策編 目次

総則		頁
第1章	総則	
	第1節 過去の顕著な災害	1
	第2節 予想される災害と地域	1
発災前		頁
第2章	災害予防計画	
	第1節 総則	2
	第2節 河川災害予防計画	2
	第3節 道路・橋りょう災害防除計画	3
	第4節 土砂災害防除計画	3
	第5節 山地災害防除計画	6
	第6節 林道災害防除計画	6
	第7節 農地災害防除計画	6
	第8節 倒木被害防除計画	7
	第9節 盛土災害防除計画	7
	第10節 避難情報の事前準備計画	7
	第11節 避難誘導體制の整備計画	8
	第12節 防災知識の普及計画	8
発災後		頁
第3章	災害応急対策計画	
	第1節 市の水防組織	9
	第2節 情報収集・伝達	9
	第3節 広報活動	9
	第4節 水防に関する予警報	9
	第5節 市の非常備体制	10
	第6節 水防区域の危険個所	11
	第7節 水防資機材の整備及び調達	11

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、共通対策編 第4章 復旧・復興対策によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、治山災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

裾野市域における過去の顕著な災害は、資料編 資料2-1の「裾野市域における主な災害」参照。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

- 市内の主要河川は、河川改修等により大災害の危険は次第に少なくなっており、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。
 - しかし災害はあくまでも予期・予測されない事態によって起こるものであって、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、開発の進展ごとに新しい災害も予想される。
 - 季節的には4月・5月にかけて低気圧が通過し、予想外の豪雨となることがある。6月・7月の梅雨の頃、前線活動がしばしば活発化し、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。又、8月～10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨による災害が予想される。
- なお、最近では11月にも発達した低気圧の通過で局地的豪雨に見舞われることがある。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内で土砂災害(特別)警戒区域(土石流)が52箇所、土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)が60箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。資料編 資料2-4

また、急傾斜地崩壊危険箇所でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

第2章 災害予防計画

○この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 総則

- ・市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- ・市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ・市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 本市河川の特徴

- 本市は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、駿河湾に流れ込む黄瀬川水系の河川がある。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一挙に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増している。資料編 資料 2-2
- 上記が本市河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項

- 本市河川は浸水想定区域が指定されていることから、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 市は市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
- 上記により定めた要配慮者利用施設について以下の事項を定めるものとする。
 - ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。資料編 資料 7-14
 - ・大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの
- 上記のうち要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑迅速な避難の確保を図るために、以下の事項を定めるものとする。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図

るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

○浸水想定区域をその市域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 道路・橋りょう災害防除計画

市道及び橋梁の管理強化対策として、交通危険箇所の解消を図るための災害防除事業等を実施するとともに、道路パトロールを実施し、災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。また市指定の緊急輸送路及び避難路における道路橋や歩道橋等の重要構造物は、災害発生後に異常がないか速やかに点検を行う。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第4節 土砂災害防除計画

1 本市の土砂災害対策

○本市は、地形的に急峻な山地やかけが多く、土砂災害(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)危険箇所が多数存在している。

資料編 資料 2-3

○土砂災害から市民の生命と財産を守るため、市有地においては土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

○災害危険性を考慮した土地利用の誘導を図るとともに、災害の危険が懸念される地域において、各種法令による土地利用の規制誘導を適切に行う。

2 砂防事業

○土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内 容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

○地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生の風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

○急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

○立地適正化計画により指定する都市機能誘導区域や居住誘導区域から急傾斜地崩壊危険区域を除外し、一定規模以上の開発行為及び建築行為について適切な誘導を行う。

事業名	内 容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。
急傾斜地崩壊危険区域における規制等	県は、急傾斜地崩壊危険区域を、建築基準法に基づく災害危険区域に指定し、住居用建築物の建築制限(対策工事済みにおいては建築制限解除)を行う。

5 土砂災害警戒情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 ・市は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ・市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。

6 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。資料編 資料2-4 ・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市に通知するとともに、公表するものとする。

土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・市等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 ・立地適正化計画により指定する都市機能誘導区域や居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域等を除外し、一定規模以上の開発行為及び建築行為について適切な誘導を行う。
市防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ・市防災会議は、市地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・市地域防災計画にその名称及び所持地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

○想定される土砂災害の場合には居住地に近く、各区の自主防災組織本部を設置する区の公民館・集会所等(一時避難所)への避難を優先する。災害の規模が大きく、多くの避難者が予想される場合には、資料編 資料 7-3 記載の市指定避難所を開設する。

(共通事項)

- 一時避難所及び避難経路については「裾野市防災ハザードマップ」に記載
- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達については、静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイポスレーダー)及び気象庁ホームページ等から情報を把握する他、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 通信情報計画」により実施する。
- 土砂災害に係る避難訓練については、土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った訓練を実施する。
- 要配慮者施設への情報の伝達は避難勧告の発表の前に、避難準備が必要な旨を連絡する。
- 救助に関する事項については、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第13節 救助救急活動に関する計画」による。

7 その他のソフト対策

区 分	内 容
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・市と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第5節 山地災害防除計画

1 治山事業

- 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備(間伐など)や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

2 山地災害危険地対策

- 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。
- 市は、県とともに、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

3 総合的な山地災害対策

- 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生時の未然防止を図る。
- 山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組を進める。
- 山地災害危険区域は、資料編 資料2-5のとおり。

第6節 林道災害防除計画

林道は、森林の整備・保全を目的として森林内に設けられている。また、林道は森林の適切な管理や間伐等の林業活動のために設置されているため、急峻な地形に開設されている箇所もあり、がけ崩れ等の危険性があることから計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第7節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業を積極的に進めていく。

1 ため池等整備事業

老朽化した農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから豪雨照査を実施する。

2 農地保全事業

- この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。
- これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

第8節 倒木被害防除計画

市及び電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第9節 盛土災害防除計画

- 市と県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省(不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。)、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- 市と県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- 市は、県や市町等と連携して不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県が設置する「静岡県盛土等対策会議」や、その下部組織である現場レベルの地域部会を通じ、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第10節 避難情報の事前準備計画

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年1月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難勧告等の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、県より技術的専門的な助言等の作成支援を受ける。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難勧告や避難指示(緊急)、災害発生情報が発令された際、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保(垂直避難)」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第12節 防災知識の普及計画

原則として、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画」及び「風水害対策編 第2章 災害予防計画 第8節 避難勧告等の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発」に準ずる。

加えて、市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」(昭和24年法律第193号)に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって管轄下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

本市の「水防組織」、「避難」、「通信連絡」、「水防に関する予警報」、「水防活動」及び「協力・応援」等については「裾野市水防計画」に定め、これに基づき対応するものとする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

第1節 市の水防組織

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節「動員・応援計画」に準ずる。)

第2節 情報収集・伝達

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 水防に関する予警報

1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報(土砂災害・浸水害)、大雪特別警報、大雨警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報、大雪警報、大雨注意報、洪水注意報等をもって代える。

2 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報

○主として中小河川において、洪水により重要な損害が生じるおそれがある河川として、国土交通省及び県は氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)という基準を定めており、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、水防管理者(市長)にその情報に係る事項が通知される。

○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)が氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であるため、水防管理者(市長)は避難指示(緊急)等の発令の目安とする。

3 水位の観測及び雨量観測

(1)水位の観測

市内には19箇所の河川水位標示表(裾野市水防計画書 資料9参照)があり、水防体制の基準となる水位観測点とする。

(2)雨量の観測

市内には雨量観測施設が4箇所(裾野市水防計画書 資料8参照)があり、富士山南東消防本部裾野消防署は、時間雨量が40mm以上になった場合は、市水防本部又は危機管理課へ報告する。

4 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報

市は管理する公共下水道等の配水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは水位を示し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

5 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第5節 市の非常備体制

市の非常備については、情報収集体制、事前配備体制、避難所開設体制、第1次配備体制、第2次配備体制とし、その基準はおおむね以下のとおりである。

配備区分		配備基準	配備職員
市区分	県区分		
情報収集配備	第1次事前配備	静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水等注意報が発表されたとき	危機管理課は情報収集する。時間外においては自宅待機。
	第2次事前配備	静岡地方気象台から裾野市に大雨・洪水等警報が発令されたとき	少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によってはただちに職員の招集、その他水防活動ができる体制とする。 危機管理課・情報発信課・建設課・農林振興課
事前配備	第1次非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合 ・具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき ・「高齢者等避難」発令時 	<p>情報収集体制での情報等により、災害発生のおそれがある場合で、各班における対策実施のための必要人員の動員を実施し、事態の推移によってはただちに第1次配備に係る対応ができる体制</p> <p>水防本部長・副本部長 危機管理監・危機管理調整監・危機管理課 水防本部部長</p>
避難所開設			避難所の開設が必要と認められるとき
第1次配備	第2次非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき ・「避難指示」の発令時 	<p>水防活動並びに災害応急活動の初期活動ができる体制</p> <p>上記に加え 水防本部(災害対策本部)班長及び配備指名されている職員</p>
第2次配備	第3次非常配備	水防本部において全職員の召集を決定した場合	<p>完全な水防活動並びに災害応急活動に対応ができる体制</p> <p>全職員</p>
<p>※ 水防本部の決定により、避難所を開設する場合、現地対策部広域避難地班員は、配備区分に関わらず出勤しなければならない。</p> <p>※ 上記区分以外にも、状況に応じて必要な職員の配備を要請する場合がある。</p>			

【その他の注意事項】

- 1 水防本部員、消防団員及び水防職員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令の命令が予測されるときは、出動しなければならない。
- 2 全職員は、事前配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。

第6節 水防区域の危険箇所

市内の重要水防箇所は、裾野市水防計画書において示すものとする。

第7節 水防資機材の整備及び調達

市が備蓄している資材・機材の整備状況は、裾野市水防計画書に示すものとする。

裾野市地域防災計画

火山対策編

火山対策編 目次

総則		頁
第1章	総則	
	第1節 想定	1
	第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	4
	第3節 避難計画	7

発災前		頁
第2章	災害予防計画(平常時対策)	
	第1節 関係する機関と実施すべき事項(平常時)	15
	第2節 情報連絡体制の整備	18
	第3節 避難計画の策定	19
	第4節 市が定める避難場所、避難所及び避難経路	21
	第5節 避難促進施設	21
	第6節 予防教育及び研修・訓練の実施	23

発災後		頁
第3章	災害応急対策計画	
	第1節 噴火警報・噴火予報の伝達	25
	第2節 避難指示等	26
	第3節 市の体制	34
	第4節 交通規制	39
	第5節 避難者の輸送	41
	第6節 広域避難路の除灰等	41
	第7節 社会秩序維持活動	42
	第8節 被害拡大防止対策	42
	第9節 継続災害対応計画	43

復旧・復興期		頁
第4章	災害復旧計画	
	第1節 復旧	44

第1章 総則

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は全く見られていないが、本市としては平穏時の努めて早い時期に火山防災対策を推進しておくことが、市民や観光客、各事業所の安全・安心な生活や活動につながるものと考え。この計画は、裾野市地域防災計画共通対策編に基づき、富士山が噴火した場合(恐れがある場合を含む)に、市民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に、活動火山特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。

富士山の火山活動に伴う防災対策は、富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)が令和3年3月に改訂した「富士山ハザードマップ(改訂版)」(以下、「富士山ハザードマップ」という。)の噴火想定に基づき、協議会が令和5年3月に策定した「富士山火山避難基本計画」(以下「避難基本計画」という。))を基本として実施する。

市及び関係機関は、避難基本計画に基づき、あらかじめ必要な防災対策を検討しておく。

市は、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、本市の特性を踏まえた「裾野市富士山火山避難基本計画」(以下、別冊2「市避難基本計画」という。)を定める。

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は全くみられていないが、1707年の宝永噴火から既に300年以上が経過し、いつ火山活動が発生してもおかしくない状況の中、本市としては平穏時の努めて早い時期に火山防災対策を推進しておくことが、市民や観光客、各事業所の安全・安心な生活や活動に繋がるものと考え。この計画は、裾野市地域防災計画共通対策編に基づき、富士山が噴火した場合(恐れがある場合を含む)に、市民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。内容について本編と別冊2「市避難基本計画」で重複事項もあるが、本編には、火山防災に関する考え方や避難行動等の概要を記載する。

また、別冊2「市避難基本計画」には、協議会で検討あるいは定めた火山防災に関する各種専門知識及び対応要領を記載するとともに、裾野市が防災上の特性を考慮し、避難訓練(検証)の成果やSim結果を反映させ考えた対応要領等について定める。

第1節 想定

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

富士山は、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。そして、協議会が策定した避難基本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続(複合)災害は当面对象としていないが、市は、別冊2「市避難基本計画」において市独自に市外(広域)避難ができない場合の緊急時対応計画(エマージェンシープラン)の方針骨子を定めた。

1 想定火口範囲

約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲に、山頂から半径4km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

2 予想される噴火現象とその危険性

現象	危険性等
噴石 (大きな噴石、小さな噴石)	(1)噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。 (2)大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3)噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で

	<p>堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。</p> <p>(4)噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。</p> <p>(5)1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。</p>
火砕流・火砕サージ	<p>(1)火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。</p> <p>(2)火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。</p> <p>(3)高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。</p> <p>(4)火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。</p>
溶岩流	<p>(1)1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</p> <p>(2)噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</p> <p>(3)溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4)溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5)溶流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。</p>
融雪型火山泥流	<p>(1)積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。</p> <p>(2)一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。</p> <p>(3)水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡(水死等)する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。</p> <p>(4)融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。</p>
降灰	<p>(1)細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。</p> <p>(2)火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</p> <p>(3)ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>(4)屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。</p> <p>(5)堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</p>
降灰後土石流	<p>(1)斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。</p> <p>(2)降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。</p> <p>(3)土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。</p> <p>(4)速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。</p>

地震・地殻変動	<p>(1)火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。</p> <p>(2)火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。</p> <p>(3)地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。</p>
火山ガス	<p>(1)マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。</p> <p>(2)火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。</p> <p>(3)富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし、噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。</p>
空振	<p>(1)噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。</p> <p>(2)人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。</p>
洪水氾濫	<p>(1)火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。</p> <p>(2)宝永噴火後には神奈川県酒匂川などで繰り返し洪水被害があった。</p> <p>(3)噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。</p>
岩屑なだれ・山体崩壊	<p>(1)強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。</p> <p>(2)富士山では、約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。</p> <p>(3)岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。</p> <p>(4)山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。</p>
水蒸気爆発	<p>(1)熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。</p> <p>(2)溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。</p> <p>(3)水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。</p>
雪泥流	<p>(1)積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代(ゆきしろ)などとも呼ばれる。</p> <p>(2)中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。</p>

3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域(火山災害警戒地域)として指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市 町
富士山	静岡県	御殿場市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市、長泉町、小山町

第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1 噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベル)

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次の通りである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まっている段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を開会範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山の活動状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 (居住区) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日: 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864～865年): 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年): 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前):地震多発、東京など広域で揺れ
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加

噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山 規制)	居住地域の近く まで重大な影響 を及ぼす(この範 囲に入った場合 には生命に危険 が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発生 すると予想され る。	登山禁止・入山規 制等危険な地域 への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発 生、または地震、微動の増加等、火山活動 の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前):山 中のみで有感となる地震が多発、鳴動 がほぼ毎日あった
	火口周辺	2 (火口 周辺規 制)	火口周辺に影響 を及ぼす(この範 囲に入った場合 には生命に危険 が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発生 すると予想され る。	住民は通常の生 活 火山周辺への立 入規制等	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模 な噴火の発生 等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火 山であ ること に留 意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態 によって、火口内 で火山灰の噴出 等が見られる(こ の範囲に入った 場合には生命に 危険が及ぶ)。	特になし	・火山活動は静穏(深部低周波地震の多発 等も含む) 2007年12月現在の状態

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(協議会作成)で示された範囲を指す。

注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(避難準備)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。

2 その他の火山現象に関する予報

予報の種類	発表基準	内容	発表時期
降灰予報(定時)	噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼすおそれがある場合	18時間先(3時間区切り)までに噴灰した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火の発生に関わらず定期的に発表
降灰予報(速報)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後速やかに(5～10分程度で)発表
降灰予報(詳細)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	噴火後20～30分程度で発表

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上1mm 未満
少量	0.1mm 未満

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※) ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(発生時刻・噴煙高度等)を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて臨時に発表
週間火山概況	過去 1 週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせるもの	定期的または必要に応じて臨時に発表

<p>航空路火山灰情報</p>	<p>火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報。 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図(6、12、18 時間先まで予測)も合わせて発表される。</p>	<p>責任領域(※)内の火山に関して噴火情報を入手した場合。 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信</p>
-----------------	---	--

※)責任領域:国際民間航空機関(ICAO)のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター(VAAC:Volcanic Ash Advisory Center)があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

第3節 避難計画

1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、本計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を富士山火山ハザードマップ(以下「ハザードマップ」という。)として図1から図6に示す。なお、各火山現象の想定影響範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要なエリアを避難対象エリアとし、噴火の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

また、避難基本計画における第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性がある範囲を、本計画においては第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げにならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則とする。

なお、溶岩流が短時間で到達する地域に別荘地や住宅地が存在する市の特性を踏まえ、市独自の対応として十里木別荘地の一部を第一次避難対象エリア、須山地区全域を第二次避難対象エリアに拡大する。

※ 細部、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第1項 1-1「噴火現象の影響範囲と避難対象エリア」(表一7)参照

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲(第3次避難対象エリア)のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。

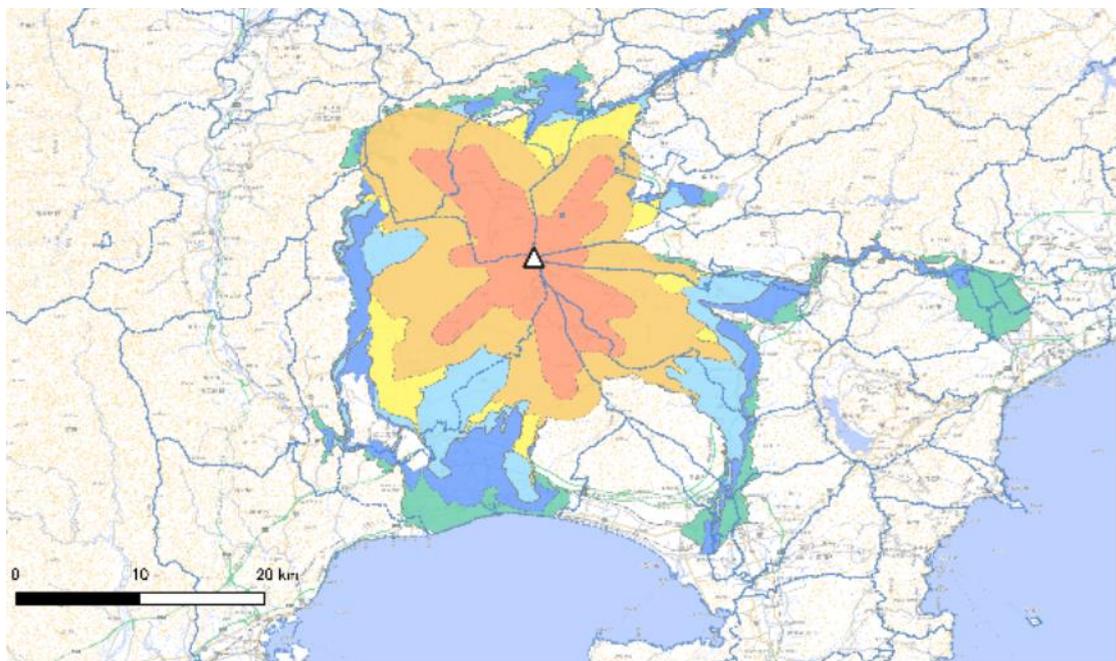


図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

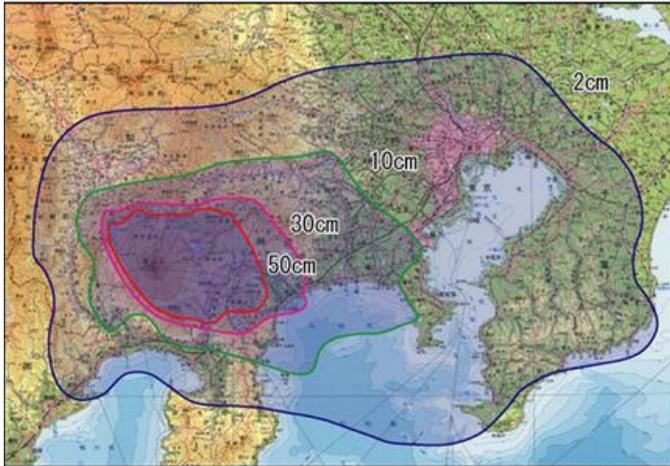


図2 降灰の影響想定範囲

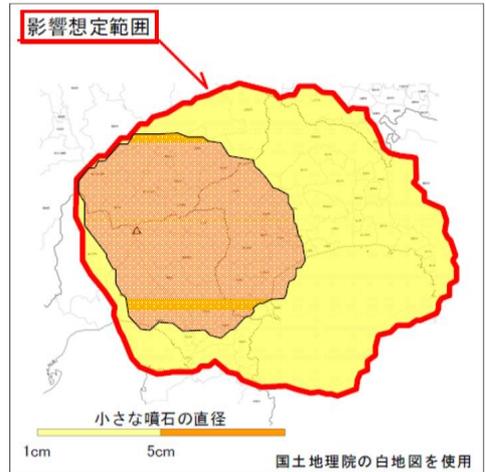


図3 小さな噴石の影響想定範囲



図4 融雪型火山泥流の可能性マップ

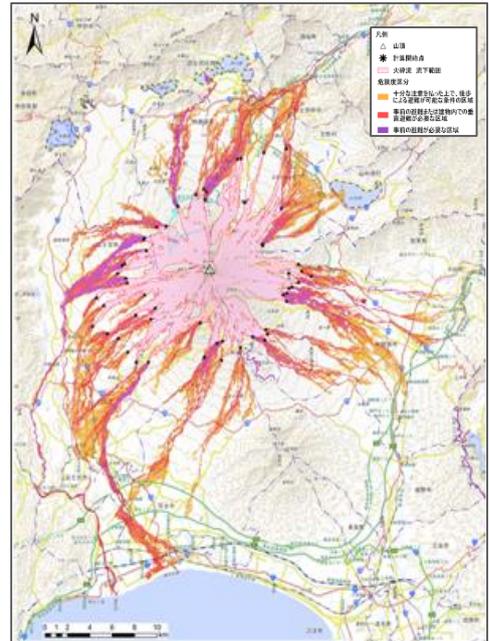


図5 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合せ図 (危険度区分)

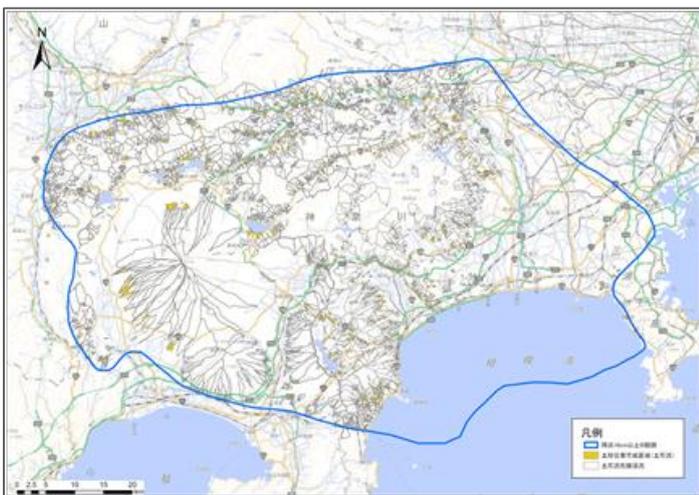


図6 降灰後土石流の可能性マップ

本計画で定める影響想定範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

噴火現象	避難対象	説明
火口形成 火砕流 溶岩流 大きな噴石	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図1を参照) (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次 避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次 避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
	第3次 避難対象エリア	溶岩流(1時間～3時間以内)到達範囲
	第4次 避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲
	第5次 避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図4を参照) (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)(図2を参照)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石の降下が想定される範囲(図3を参照)
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図6を参照) (降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。

また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

避難対象エリアの区分

避難対象エリア	影響が予測される範囲	地区
第1次避難対象エリア	想定火口範囲	十里木(芙蓉の森林地区)、十里木(南富士2・3地区の一部)
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲	十里木(第1次避難対象エリア以外)、須山四 ★須山一～三及び六
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲	下和田
第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲	千福、御宿平山、御宿上谷、御宿新田、御宿坂上、御宿入谷、中村、下条、中里、田場沢、上ケ田、金沢、今里、呼子、矢崎、トヨタ、千福南、森脇団地※、御宿台※今里上※ 町震一、町震二、舞台団地、遠道原、深良新田、岩波久根 石脇、佐野上宿、佐野本宿、佐野若狭、佐野二、大畑、上町、元町、桃園、富沢、南町、二ツ屋一、二ツ屋二、堰原、水窪

第5次避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲	和市、切久保、上原、原、上須 公文名一、公文名二、中丸上、中丸中、中丸下、天理町、富士見台、新道、東町、本通り、日の出元町、本村上中、本村下 緑町、伊豆島田
第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間-約57日間)到達範囲	南堀、上原団地 公文名三、公文名四、稻荷アルミ、滝頭、本茶、道上、峰下市の瀬、鈴原、茶畑団地、和泉、麦塚

[流下しない地区]上城、千福が丘、公文名五、青葉台

★溶岩流流下1時間以内到達及び孤立予想により、第2次避難対象エリアに位置付け(噴火前避難区域指定)

※市独自の修正 森脇団地:第5次→第4次、御宿台区:第6次→第4次、今里上区:未流下→第4次(孤立予想)

2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、次の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前(噴火警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難の考え方(協議会・県の計画)

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流※1						融雪型火山泥流※1	降灰	小さな噴石	降灰後土石流
			火砕流、大きな噴石 融雪型火山泥流(事前の避難が必要な地域)※2									
			火口形成									
	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア	避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内避難エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※4	
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 (5合目以上)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — —	避難準備 避難準備 避難準備	— — —	— — —	— — —	— — —
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	— — —	避難 避難 避難	— — —	— — —	— — —	— — —
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— — —	避難 避難 避難	— — —	— — —	— — —	— — —
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難	避難	避難	避難	—	—	(事前避難)	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備
			避難	避難	避難	避難	避難準備※6	避難準備※6	(事前避難)	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備

—:避難行動の対象外

(2) 噴火状況判別後の避難の考え方(協議会・県の計画)

区分	避難対象者区分	溶岩流						融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア	避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内避難対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の避難対象エリア
現象の発生	—	溶岩流の流下の場合							火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火状況判明後	一般住民	避難	避難	避難	避難	避難準備	避難	(事前避難)	避難	屋内避難	屋内避難	避難準備/避難
	避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難	避難	—	(事前避難)	避難	屋内避難	屋内避難	避難準備/避難
	観光客・登山者	入山規制	入山規制	入山規制【必要な範囲※9】	入山規制【必要な範囲※9】	入山規制【必要な範囲※9】	—【必要な範囲※9】	(事前避難)	避難	屋内避難	屋内避難	避難準備/避難

- ※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。
- ※2 融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域。
- ※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火辞典で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。
- ※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、禁中調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。
- ※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲(第3章第2節第4項を参照)。
- ※6 必要に応じて避難準備。
- ※7 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。
- ※8 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。
- ※9 噴火後には、気象庁などによる。

- (3) 富士山火山における裾野市の特性を踏まえた避難等(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章参照)
協議会から示された考え方等に基づき、富士山火山における裾野市の特性を踏まえた避難全体のイメージは、
下記に示す表のとおり。

【裾野市の避難全体のイメージ】

避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア	
対象とする火山現象	想定火口範囲	大きな噴石、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲	
観光客等 ※1	避難時期	遅くとも噴火警戒レベル3までに帰宅(登山者は、般設情報(臨時)で下山)				溶岩流の到達の可能性が生じた時点	
	移動手段	登山者は、5合目からはバス又は徒歩		観光客は、入域した手段による		入域した手段による	
	避難先	自宅等(登山者、観光客、別荘利用者、来域者は、地域外の自宅への帰宅を原則とする。)					
避難行動要支援者 ※2	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4	噴火前レベル5で準備須山4区はレベル4	溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	車両(親族の自家用車、施設の車両、行政が手配する車両)					
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側。ただし、第3次避難対象エリア内での避難の場合、移動用車両が待機済みで速やかに移動できる状態とすること。				溶岩流の流下範囲外	
一般住民	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4 ※3 下和田区は噴火直後	溶岩流が流下する可能性が生じた時点 須山4区はレベル4	溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	自家用車			自家用車等、または、徒歩避難 ※4		
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側		第4次より外側		溶岩流の流下範囲外	
対象とする火山現象	融雪型火山泥流【ハザードマップでは、積雪量500mmを想定しているため、特に積雪量が多い場合は、広く避難させる必要がある。】						
避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動			【積雪期】裾野市はハザードマップで居住地域への流下はないが、積雪量が多い場合協議会等に確認し必要な地域を噴火前に避難させる			
対象とする火山現象	降灰後土石流【噴火後の緊急調査結果に基づき避難】						
避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動			緊急調査結果を基本とするが、降灰後に降雨があった場合は、緊急調査結果がなくても速やかに避難(特に、土砂災害警戒区域)			
対象とする火山現象	降灰【降灰後土石流の影響範囲を除く】						
避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動			原則として、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内避難。溶岩流の流下や極めて大規模な降灰からいのちを守るために避難する場合は、徒歩により移動(避難)			

- ※1 「観光客等」とは、登山者、観光客、別荘利用者(居所としている者を除く)、通勤・通学等のための来域者など富士山周辺以外に生活の拠点を有する者
※2 ここで記載する避難行動要支援者は、自宅生活する者を対象としている。更に、避難に時間を要する入院、入所者の対応例は、別に示す。
※3 裾野市は、須山地区を噴火前避難地域に指定(下和田区は、協議会の区分とあり一般住民は噴火直後(必要な範囲))
※4 一般住民は、自家用車等避難、または、道路状況に応じて徒歩避難が基本とし、道路渋滞回避の必要性から努めて1世帯1台以下を奨励し、周知する。

【裾野市の噴火警戒レベル別の対応】

避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする火山現象	想定火口範囲	大きな噴石、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
噴火警戒レベル	平時(但し、活火山であることに留意)					
レベル1	住民	情報収集体制(行政機関から出される情報に注意)				
	観光客等	登山者は下山 第4次避難対象エリア以内に滞在する観光客等はレベル3までに帰宅			噴火後も、必要に応じて帰宅の呼びかけ	
	分散避難	影響範囲外への自主避難を奨励 ※ 十里木別荘地管理事務所に協力依頼		影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施		
レベル3	住民	避難行動要支援者、一般住民とも避難	児童生徒の引き渡し等			
	観光客等	第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客等はレベル3までに帰宅				噴火後、必要に応じて帰宅
	分散避難	影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施				
レベル4	避難行動要支援者、一般住民とも避難	避難行動要支援者、一般住民(下和田区を除く)は避難	情報収集体制 ※須山4区は、避難行動要支援者、一般住民とも避難	情報収集体制		
	【積雪期】裾野市はハザードマップで居住地域への流下はないが、積雪量が多い場合協議会等に確認し必要な地域を噴火前に避難させる					
	避難済み					
レベル5	噴火直後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	下和田区一般住民は情報収集体制	避難行動要支援者は避難準備	情報収集体制	
			下和田区一般住民は避難準備	避難行動要支援者、一般住民は避難準備	情報収集体制及び避難準備	
			溶岩流の流下方向は避難 ★ 流下ライン(ハターン)に応じた避難(大量の降灰が生じた場合、車両ではなく徒歩で移動)			
噴火後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	降灰後土石流の可能性のある区域からの避難(緊急調査が行われる前に降雨があった場合、溪流付近から避難)				
		原則、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内避難(極めて大規模な降灰があり、いのちを守るために立ち退き避難を要する場合の移動手段は徒歩)				

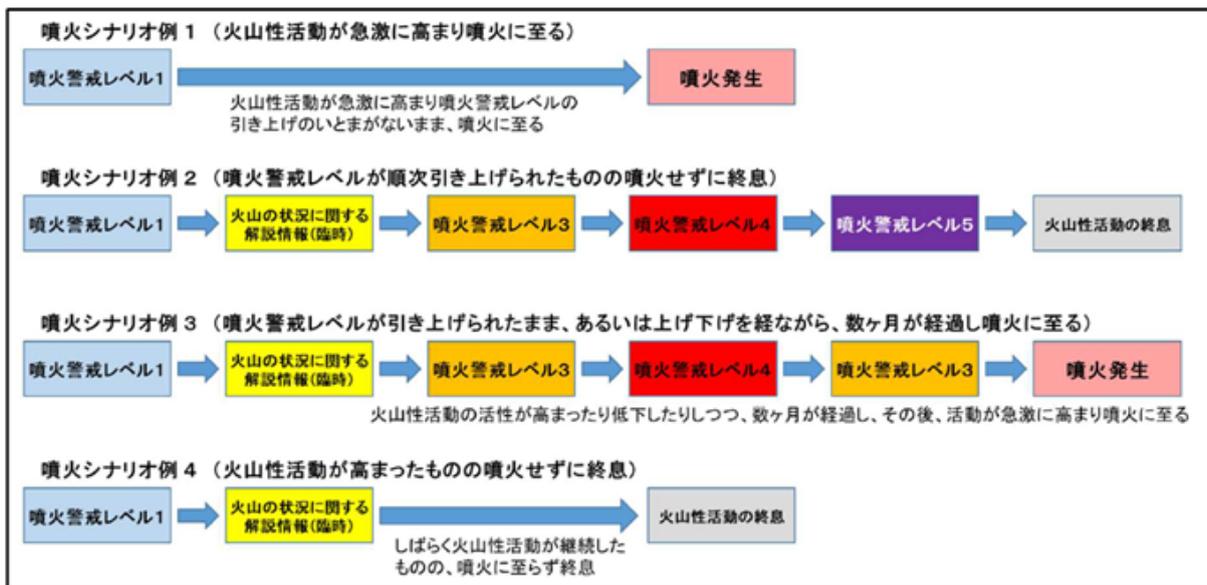
【裾野市の被害の全体像・流れ等】

		大きな噴石 (※1 火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流)		溶岩流				備考		
		火口形成								
		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア			
噴火前	噴火警戒レベル3	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※1 改定ハザードマップ上、居住地域への影響は、少ない。	
		避難行動要支援者	避難【全方位】 ※2 須山避難	高齢者等避難 ※2 須山避難	—	—	—	—		※2 須山地区の避難所 (コミセン、研修センター、必要により須山小)
		一般住民	避難【全方位】 ※2 須山避難	避難準備	避難準備	—	—	—		
	噴火警戒レベル4	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※3 市南東地域避難所 ◇別荘住民及び下和田要支援者 →深良中 ◇須山区民 →東中	
		避難行動要支援者	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	—	—	—		
		一般住民	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	須山避難【全方位】 ※南東避難	—	—	—		
	噴火警戒レベル5	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※4 要すれば富岡北側地域	
		避難行動要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	(避難準備) ※4	—	—		
		一般住民	★避難済	★避難済	★須山避難済 (下和田避難準備)	—	—	—		
噴火後	噴火開始直後	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	①須山ライン(県流下「D」パターン) ②その他ライン(高瀬川「A」「B」) (県流下「C」パターン)		
		避難行動要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	避難【必要なライン】	避難【必要なライン】		避難【必要なライン】	
		一般住民	★避難済	★避難済	避難【必要なライン】	避難【必要なライン】	避難【必要なライン】		避難【必要なライン】	
	★ 火口位置及び溶岩流の流下方向が特定しリアルハザードマップが発出されたら、対象ドリルマップを基準(その他ラインを3区分)に対応する。									

3 噴火シナリオ

平常時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、裾野市の特性に合わせた噴火シナリオを作成し、避難対策等の検討に活用した。なお、本シナリオは、噴火警戒レベルが順次引き上げられ噴火に至ることを想定したものであるが、実際の火山活動においては、様々なパターンで噴火に至る可能性がある。

【協議会に示された様々な噴火シナリオの例】



【裾野市の噴火シナリオ】

過去事例等	火山活動の異常～噴火開始前		噴火直前	噴火の発生～終息まで		降灰後～数十年	
	噴火迄の推移の一例 宝永噴火時の推移	火山活動の異常～噴火開始前 ・火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測	噴火直前 ・顕著な地殻変動と地震活動	噴火の発生～終息まで ・大規模な噴火の発生 ・大規模な溶岩流の流下	噴火の発生～終息まで ・大規模な噴火の発生 ・大規模な火山灰等が広域に堆積	降灰後～数十年 ・降灰後土石流の発生	
噴火(警戒)状況	噴火予報	火口周辺警報	噴火警報		噴火後		
	解説情報(臨時)	レベル3	レベル4	レベル5	直後～小康状態	～長期間	
基本的な応急対策	【須山現地調整所開設】	【警戒本部設置】	【災害対策本部設置】		【災害対策本部設置】		
	<ul style="list-style-type: none"> ■噴火前避難支援体制(須山現地調整所開設・設置) ■避難所開設準備 ■避難バスの派遣要請 ■関係部署へ通報 	<ul style="list-style-type: none"> ■十里木高原地区「避難指示」及び「高齢者等避難」発令 ■須山避難所開設・運営 ■入山規制・交通規制 ■学校・児童等避難対策 	<ul style="list-style-type: none"> ■須山地区・下和田区(避難行動要支援者)への「避難指示」発令 ■現地調整所収容班の派遣、救助班活動開始 ■深良中・東中避難所開設・運営 ■避難経路交通規制、「警戒区域」の設定 		<ul style="list-style-type: none"> ■火口位置・溶岩流流下方向の概定及び特定 ■県流下パターンに基づく流下ラインに応ずる避難指示発令 ■広域(市外)避難の調整 		<ul style="list-style-type: none"> ■状況に応じ噴火警戒レベルの引き下げ(避難を解除) (一時立入～一時帰宅～全面解除) ■土石流想定沿線区域等 ■降雨時警戒避難 ■復興方針検討
社会情勢	報道の過熱 報道関係者が増加		報道の過熱 報道関係者が増加		報道の過熱 報道関係者が増加		
	地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生		地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生		地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生		
通信の混乱・不確実な情報の増大(デマ情報等)		通信の混乱・不確実な情報の増大(デマ情報等)		通信の混乱・不確実な情報の増大(デマ情報等)			
観光客の減少		観光客の減少		観光客の減少			
噴火対象エリア区分	第1次	避難(全方位)	須山避難所	十里木別荘住民 → 深良中学校 (帰宅困難者収容)	須山地区及び下和田区要支援者 ◇深良中 ◇東中 ※ その他ライン時は、状況により、市外(広域)避難準備	【須山ライン】県パターンD ◎流下早い(市南端12h) ◇「一時避難」行動後に、市内避難追求	
	第2次	高年齢者等避難(避難準備)	須山避難所から避難	須山避難所から避難	須山地区及び下和田区要支援者 ◇深良中 ◇東中 ※ その他ライン時は、状況により、市外(広域)避難準備	【その他ライン】県パターンC ◎小・中規模は、流下は比較的早く、範囲は多様	
	第3次	避難準備(要支援者把握)	須山避難(全方位)	須山地区各区・下和田区委支援者 → 東中学校	須山地区及び下和田区要支援者 ◇深良中 ◇東中 ※ その他ライン時は、状況により、市外(広域)避難準備	◎大規模は、流下は速いが、範囲は広い。 ◇火口位置概定(リアルタイムハザードマップ発動)等までは「黄瀬川緊急ライン」対応を基準とする。	
	第4次	自主的な分散避難の実施	休校措置 児童・生徒の引き渡し	情報収集	情報収集(避難準備)	須山地区及び下和田区要支援者 ◇深良中 ◇東中 ※ その他ライン時は、状況により、市外(広域)避難準備	以時、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難
	第5次	★ 情報収集	★ 情報収集	情報収集	情報収集	須山地区及び下和田区要支援者 ◇深良中 ◇東中 ※ その他ライン時は、状況により、市外(広域)避難準備	以時、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難
	第6次	★ 情報収集	★ 情報収集	情報収集	情報収集	須山地区及び下和田区要支援者 ◇深良中 ◇東中 ※ その他ライン時は、状況により、市外(広域)避難準備	以時、リアルタイムハザードマップ等に応じた避難

第2章 災害予防計画(平常時対策)

市は、国、その他地方公共団体、公共機関、専門家等と連携して県の設置する「協議会」において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体	内容
市	<p>情報伝達体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)の整備 ・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討) 例)聴覚障害のある人:FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害のある人:受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人:フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築(通信手段、巡回体制等) ・避難所との連絡体制等の構築 ・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築
	<p>避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への避難基本計画・市避難基本計画の周知 ・警察、道路管理者への避難基本計画・市避難基本計画の周知 ・自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化 ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握(市避難基本計画等の策定) ・避難対象エリアの住民への周知 ・避難所施設の指定及びリスト化 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
	<p>訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上 ・県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
	<p>装備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設へのヘルメット等の整備
	<p>教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発
	<p>入山規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入山規制の実施方法の検討 ・入山規制実施時の広報方法の検討 ・入山規制実施時の規制箇所の検討

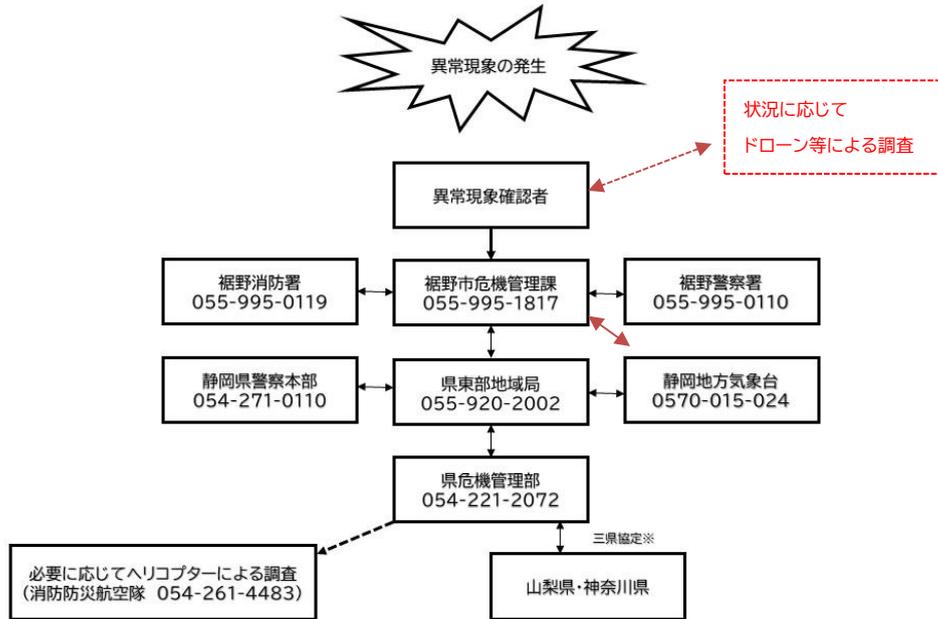
		<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
	交通	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び警察と連携して交通規制箇所(道路)の選定 ・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定(市避難基本計画等の策定) ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(市避難基本計画等の策定)
	除灰	<ul style="list-style-type: none"> ・除灰優先区間(庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等)の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定
	畜産	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数) ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
受入市町		<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難者受入時の実施事項の整理 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県		<ul style="list-style-type: none"> ・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・教育委員会や一般財団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・避難基本計画及び本計画の周知 ・山小屋組合等への避難基本計画及び本計画の周知 ・警察、道路管理者への避難基本計画及び本計画の周知 ・鉄道事業者への避難基本計画及び本計画の周知 ・観光客・登山者への避難基本計画及び本計画の周知 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・市における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 ・市及び受入市町への安否情報連絡体制の構築 ・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討) 例)聴覚障害のある人:FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害のある人:受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人:フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・市が設定した避難ルートの把握 ・県バス協会等との協定の締結 ・広域避難者受入時の実施事項の整理 ・市の広域避難対象者の把握 ・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・市の避難行動要支援者個別計画の集約 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・市の安否情報確認訓練への支援 ・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数) ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・施設へのヘルメット等の整備 ・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
国	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災情報の共有化システムの構築 ・国内外への情報発信体制の構築 ・火山灰の最終処分方法の検討
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火時等における交通規制方法の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討
NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携して交通規制箇所(道路)の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第2節 情報連絡体制の整備

1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象(地割れ、臭気等)を発見した場合の通報体制は下記のとおりとする。(表1)



※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」(以下、「三県協定」という。)

表1 住民からの通報体制

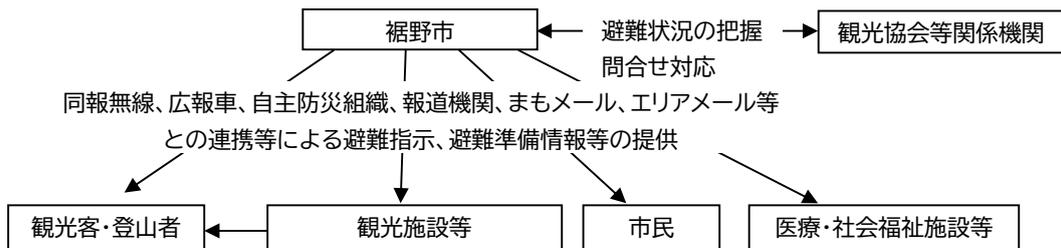
実施者	具体的な内容
異常現象確認者	異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、直ちに最寄りの富士山周辺市町又は警察官に通報するものとする。
警察官	警察官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報するものとする。
市長	市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台にこれを通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。
知事	知事は、富士山周辺市町の長から火山活動の現象に関すると思われる異常の情報をを受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して、異常現象の確認を行う。

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会(会議)を招集し、報告内容について検討を行う。

3 避難に係る情報伝達体制



第3節 避難計画の策定

1 避難体制の準備

- (1) 市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ避難計画を定める。
- (2) 市は、あらかじめ近隣市町村に避難するための計画を策定し、必要に応じて、近隣市町村と協定を締結する。
- (3) 県は、富士山周辺市町村が近隣市町村に避難するための避難基本計画を策定する際の近隣市町村との調整、避難者受け入れ先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、「富士山火山防災対策に関する協定」(以下、「三県協定」という)に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (4) 県は、富士山周辺市町とバス会社等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (5) 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

2 避難計画の作成

(1) 基本的な考え方

ア 対象現象

この避難計画の対象とする火山の噴火様式は、火山灰、軽石、スコリアを高く吹き上げる噴火(プリニー式の噴火)及び溶岩の破片(噴石)やしぶきを噴き上げる噴火(ストロンボリ式噴火)とし、噴火現象は噴石、火砕流(火砕サージ)、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰及び降灰後土石流とする。

イ 規模

火山現象の規模や範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年、同委員会)」を基本とする。

ウ 避難先

富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的余裕がなく、また、生命への危険性が大きいため、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的余裕があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。避難対象者はまず自市内に避難とし、受入れ可能人数を超えた場合には、市外への広域避難とする。

なお、市外への広域避難の避難先については、協議会が策定した避難基本計画により県の調整に基づき避難先を決定するものとする。

エ 火山現象別の避難の考え方

火山現象	避難の考え方
火砕流	火砕流の流下速度は時速数十kmから百数十kmと高速であり、火砕流発生後に流下コースから避難することは不可能であるため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。
噴石	大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度は速く、直接身体に当たれば死傷(外傷、熱傷)し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。
溶岩流	溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能なことから、噴火開始後3時間以内に溶岩流が到着する可能性のある範囲(須山地区)については、噴火前の避難とするが、噴火開始後3時間を超えて到達する可能性のある範囲については、溶岩流の流下状況に応じた避難とする。

融雪型火山泥流	<ul style="list-style-type: none"> ・融雪型火山泥流は、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で融け、一気に融けた水が斜面の土砂を取り込んで、高速(時速60kmを超えることもある)で流下する現象であるため、基本的には避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物に避難する。 ・これは短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、市外への広域的な避難は行わず、短時間に避難するためである。 ・避難場所への避難が困難な場合は、融雪型火山泥流の衝撃に耐えられる堅牢な建物に垂直的な避難をする。
降灰	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備または屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難または自宅等への屋内退避とする。 ・避難先は、降灰に耐えうる近隣の堅牢な建物とし、基本的には市内での避難となる。 ・ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立もしくは通常生活が困難になる恐れがある場合は、避難対象エリア外へ避難する可能性があり、この場合は溶岩流等からの避難先を準用する。 ・降灰堆積深が30cm未満の場合には、降灰によって建物被害を受ける恐れが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。
降灰後土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流は、通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出する恐れがある。 ・基本的には、通常の土砂災害と同様に対応することとし、土砂災害に対して指定された避難場所へ避難する。
小さな噴石	<ul style="list-style-type: none"> 小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内で小さな噴石が降ってきた時点で、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

(2) 避難計画策定の留意事項

区分	内容
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難行動要支援者の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ 避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けること。
避難経路の設定	<ul style="list-style-type: none"> ア 市長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、市長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。 イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けて設定する。
緊急輸送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ア 市は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 市は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。
道路啓開体制の整備 (道路管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ア 優先的に啓開を要する道路の選定に係る市との調整 イ 道路啓開活動要員の確保 ウ 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保 <ul style="list-style-type: none"> ※ 融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰等を考慮して選定 エ 火山灰の仮置場、最終処分場の確保

(3) 広域避難計画

第3次避難対象エリアの避難者については、噴火開始直後は火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合もあるため、噴火の大小などに係らず噴火した場合は速やかに避難させることを基本とする。

第4次避難対象地域の避難者については、判明した溶岩流等の実際のハザード(リアルタイムハザードマップ)に応じて避難させる。

避難者は、一義的には被害がないと見積もられる市内の避難所に可能な限り収容する。この際、市の指定避難所、その他の学校・幼稚園・保育園、各区のコミセン・広場等を市の管理下において運用する。噴火前、噴火後の親戚・知人宅への避難も推奨する。市内での収容が限界に達すると見込まれる場合は、市外に避難させる。

火山噴火後作成されるリアルタイムハザードマップに応じて、広域避難計画を修正して、実情に応じた避難計画とし、それに基づき避難する。

第4節 市が定める避難場所、避難所及び避難経路

(1) 避難場所及び避難所(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第5項及び第3編第4章第11項を参照)

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、溶岩流の流下状況(市独自の流下ライン)毎に、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

- ・避難実施場所及び避難所は、災害が発生する恐れがある区域を避けて指定することが望ましい。しかしながら、噴火の影響範囲については噴火状況により大きく異なるため、指定にあたっては、事前の避難が必要な区域(本計画における第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア)の外とする。
- ・その他の避難対象エリア内で指定した場合は、開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。
- ・融雪型火山泥流、降灰(小さな噴石)及び降灰後土石流に対する避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。

(2) 避難経路(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第4項参照)

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、溶岩流の流下状況(市独自の流下ライン)毎に、次の事項に留意し地域の実情に応じた避難経路を指定する。

- ・住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。
- ・溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。
- ・降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。
- ・交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

第5節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を避難促進施設として指定し、避難確保計画を作成させるものとする。

避難促進施設一覧

	施設の名称	所在地
1	(株)ピカ ぐりんぱエリア事業所 ・キャンピカ富士ぐりんぱ ・森の駅富士山	須山字浅木塚地内
2	スノータウン イエティ 富士花めぐりの里	須山 2428
3	(株)フジヤマリゾートぐりんぱ	須山 2427

4	富士サファリパーク	須山 2255-27
5	忠ちゃん牧場	須山 2255-3108
6	サジタリウス	須山 2255-793
7	ペンションふんわりこん	須山 2255-3810
8	富士栄光教会	須山 2255-2998
9	十里木高原丸勝商店	須山 2255-22
10	富士見屋	須山 2299
11	季の里 愛鷹荘(休業中)	須山 2269
12	株式会社富士急リゾートアメニティ	須山 2255-453
13	十里木別荘管理㈱	須山 2255-2656
14	十里木高原集会所	須山 2301-1
15	裾野市立富士山資料館(休館中)	須山 2255-39
16	十里木ドライブイン	須山 2311-1
17	ペンションレッドフォックス	須山 2255-3252
18	ペンションぶなの木	須山 2255-3812
19	ヴィラ・ハミングバード	須山 2255-2995
20	ペンションクリックラック	須山 2255-3000
21	手打蕎麦ふかさわ	須山 2255-417
22	十里木高原ひょうけつ館	須山 2255-1224
23	富岳ダイヤモンドドライブすその	須山2949
24	富岳エメラルドパレス	須山2949
25	デイサービスセンターすやまホーム	須山163
26	裾野市立須山幼稚園	須山158-1
27	裾野市立富岡第一幼稚園	御宿682-14
28	裾野市立西幼稚園	佐野1470
29	裾野ひかり幼稚園	佐野171
30	裾野市立富岡保育園	上ヶ田174-3
31	御宿台こども園	御宿1619-1
32	裾野市立西保育園	佐野1154
33	裾野市立須山小学校	須山165
34	裾野市立須山小学校放課後児童室	須山165
35	裾野市立富岡第二小学校	下和田890
36	裾野市立富岡第二小学校放課後児童室	下和田890

37	裾野市立富岡第一小学校	御宿600
38	裾野市立富岡第一小学校放課後児童室	御宿600
39	裾野市立須山中学校	須山1502-1
40	裾野市立富岡中学校	御宿579
41	裾野市立西中学校	佐野450
42	富岳裾野学園	石脇207-1
43	放課後等デイサービス「めだか」	深良804-6

2 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設(避難確保計画の作成)に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

3 避難促進施設への情報提供、助言

火山災害警戒地域に指定されている市町は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

第6節 予防教育及び研修・訓練の実施

1 啓発活動

実施主体	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により住民、自主防災組織及び観光客等に対し、火山に関する知識等の普及・啓発を行う。 ・住民自らが生命、身体及び財産を守るための的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報(避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等)を記載した防災マップ(以下「火山防災マップ」という。)の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。 ・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 ・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 ・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、市避難基本計画等の周知を図る。 ・観光施設、宿泊施設等(以下「観光施設」という。)におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と協力して、又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GISを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、本計画の周知を図る。 ・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、本計画の周知を図る。 ・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
気象庁 静岡地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県と市町と協力して啓発する。

国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所	・火山災害及び砂防における減債対策等についての正しい知識を広報誌や出前講座等により、県民に対して啓発する。
教育委員会 学校	・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

2 自主防災活動

噴火前に避難行動をすべき地域内の自主防災組織は、市と協力して次の自主防災活動に努めるものとする。

- (1) 「ハザードマップ」に基づく火山現象の影響想定範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・予報の種類、発表基準の確認
- (3) 火山災害時の避難経路及び避難所の確認
- (4) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (5) 避難行動要支援者台帳に基づく避難行動要支援者の把握
- (6) 避難行動要支援者に対する支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

3 防災訓練

実施主体	内容
県、市、防災関係機関、自主防災組織等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。 ・県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。
市民	市民は、県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第3章 災害応急対策計画

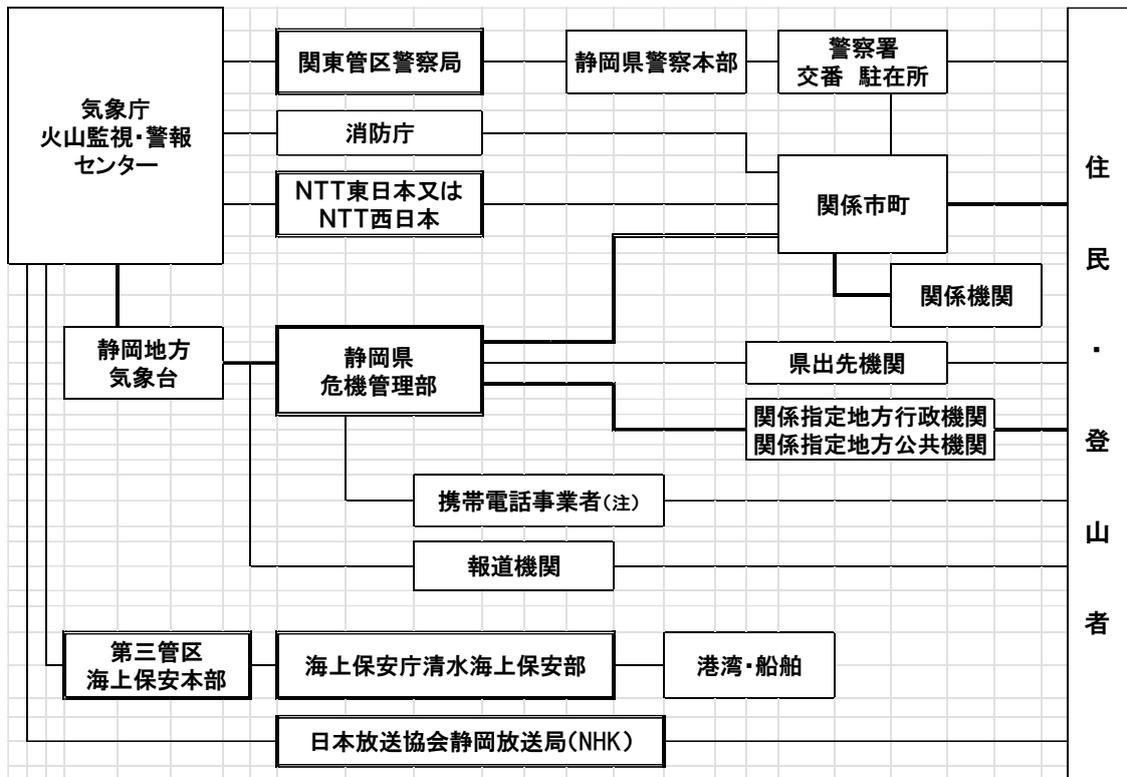
第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

1 噴火警報・噴火予報の伝達(気象庁→県→市)

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する(図9)。また、伝達する情報の内容は表2のとおりである。

市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

なお、情報伝達にあたっては、要配慮者等への的確な情報提供に配慮するよう努める。



この他、避難指示の判断に資する情報として、気象庁等による観測の成果に基づく情報が、気象庁から県及び関係市町に対して随時提供される。

(注)緊急速報メールは、噴火に対する特別警報が対象市町に初めて発表された時に、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

- (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- (太線)は、「噴火警報」・「噴火速報」及び「火山の状況」に関する解説情報(臨時)が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている連絡経路。
- == (二重線)は、
 - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況」に関する解説情報(臨時)の通報もしくは要請等
 - ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住区域)について、気象業務法第5条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝搬経路。

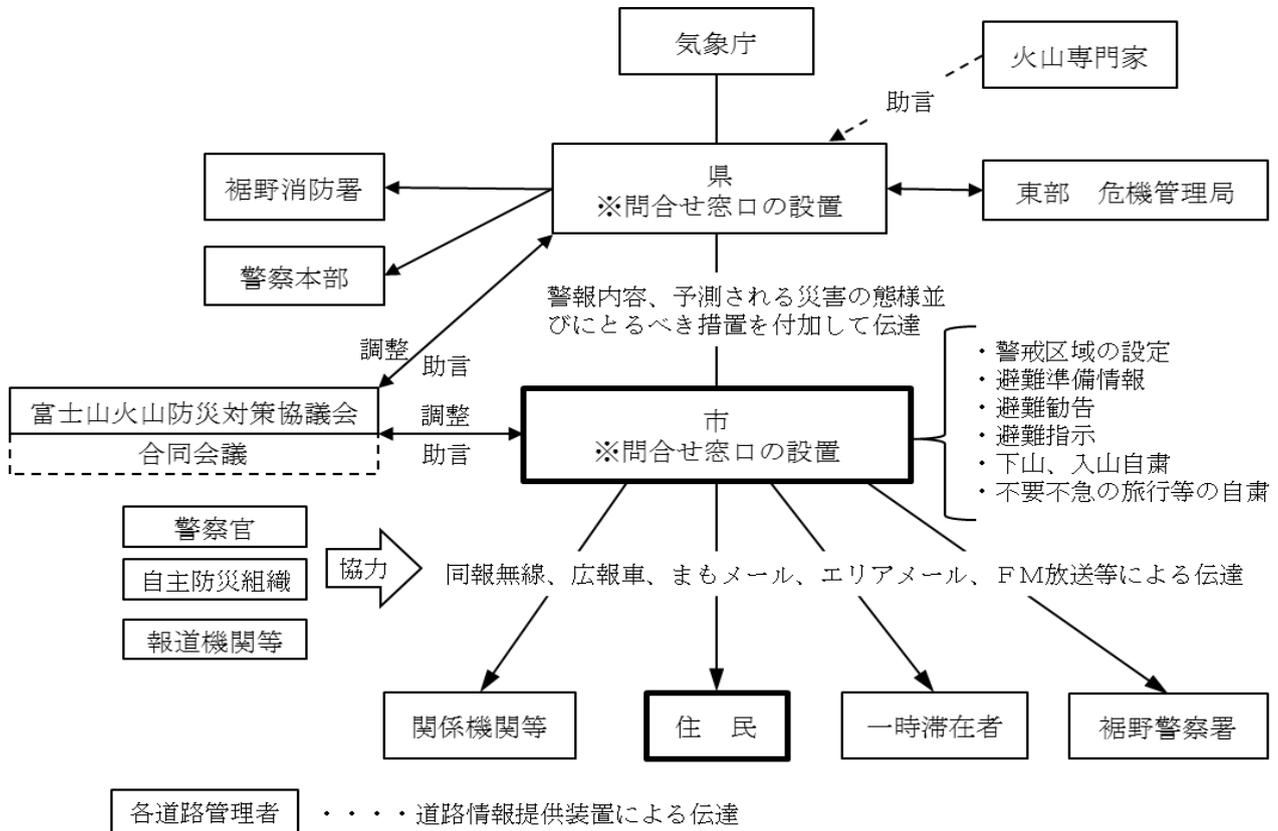
図7 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

表2 伝達する情報

区分	名称
伝達する情報	・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」 ・「噴火警報(レベル3(入山規制))」 ・「噴火警報(レベル4(避難準備))」 ・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」 ・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」 ・「噴火警報(レベル5(避難))」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」 ・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」 ・「火山の状況に関する解説情報(臨時)」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報(レベル3(入山規制))」 ・「火口周辺警報(レベル2(火口周辺規制))」 が発表される場合がある。

2 噴火警報・避難指示等の伝達(市→住民)

噴火警報等の通報を受けたときは、市長は、直ちに同時通報用無線などにより、住民等に伝達する(図8)。



第2節 避難指示等

1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象(有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等)が観測されると、気象庁は、噴火警報等(噴火警戒レベル)を発表することから、市は、避難基本計画及び別冊2「市避難基本計画」に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報(噴火警戒レベル)及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行う。

実施者	内容				
市長	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示を発令する。</p> <p>イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア避難指示の主旨</td> <td style="width: 50%;">イ避難指示が出された地域名</td> </tr> <tr> <td>ウ避難所の名称及び所在地</td> <td>エ避難経路及び誘導方法</td> </tr> </table> <p>ウ 避難指示を発令したときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p>	ア避難指示の主旨	イ避難指示が出された地域名	ウ避難所の名称及び所在地	エ避難経路及び誘導方法
ア避難指示の主旨	イ避難指示が出された地域名				
ウ避難所の名称及び所在地	エ避難経路及び誘導方法				

<代行処理>実施者

実施者	内容
警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p>
知事	<p>ア 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。</p> <p>イ 市長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>

2 警戒区域の設定(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第3項参照)

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずることができる。

市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒(対策)合同会議(以下、「合同会議」という。)において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第1項で定める基本的人権(居住・移転の自由)に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圈や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。
- ・噴火開始前は、第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。
- ・噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内容
市長	火山噴火による災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により富士山周辺市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3 観光客・登山者への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点をもつ者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとする。

観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

(1) 観光客・登山者等への避難支援

「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が気象庁から発表された場合、五合目から上にいる観光客・登山者を対象に速やかに下山するよう指示する。

噴火警戒レベルが3～5に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。

観光客・登山者等への避難支援 実施基準

実施時期	対応
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	五合目から上の登山者について下山指示
噴火警戒レベル3	帰宅の呼びかけ (第4次避難対象エリアから内側)

(2) 入山規制(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第2項参照)

市は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する(下表)。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。市及び県は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届(登山計画書)の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア(必要な範囲)
状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

4 一般住民の段階的な避難等(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第5項参照)

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。

(1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するにあたっては、区や自主防災会組織等の実情に応じた範囲とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

(2) 噴火前の避難

第1次避難対象エリア・第2次避難対象エリア及び第3次避難対象エリアのうち下和田区の避難行動要支援者、また冬季はこれに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。また、冬季に著しい降雪が予想される場合は、静岡地方気象台等の助言を受け、避難対象エリアの拡大を検討する。

(3) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))が発表された場合、避難対象エリア内の地域に対し、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

(4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に住宅地がある本市の特性を踏まえ、県が定めた溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」に基づき、市独自の流下ライン(「須山ライン」及び「黄瀬川 M43 ライン」)により、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。(図9)

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターン(ライン)を想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後に発表される噴火警報の「警戒が必要な範囲」について、溶岩流による影響範囲を即座に特定することが困難なことも想定される。そのため、火口位置や噴火状況を基に、ある程度幅広い「警戒が必要な範囲」が示されることを想定し、県及び市町村は、「想定火口範囲のどのあたりから噴火したら、溶岩流がどの地域に流下するか」を溶岩流ドリルマップ等に基づいて、必要な避難の範囲について地域防災計画の中で予め検討しておき、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保する必要がある。

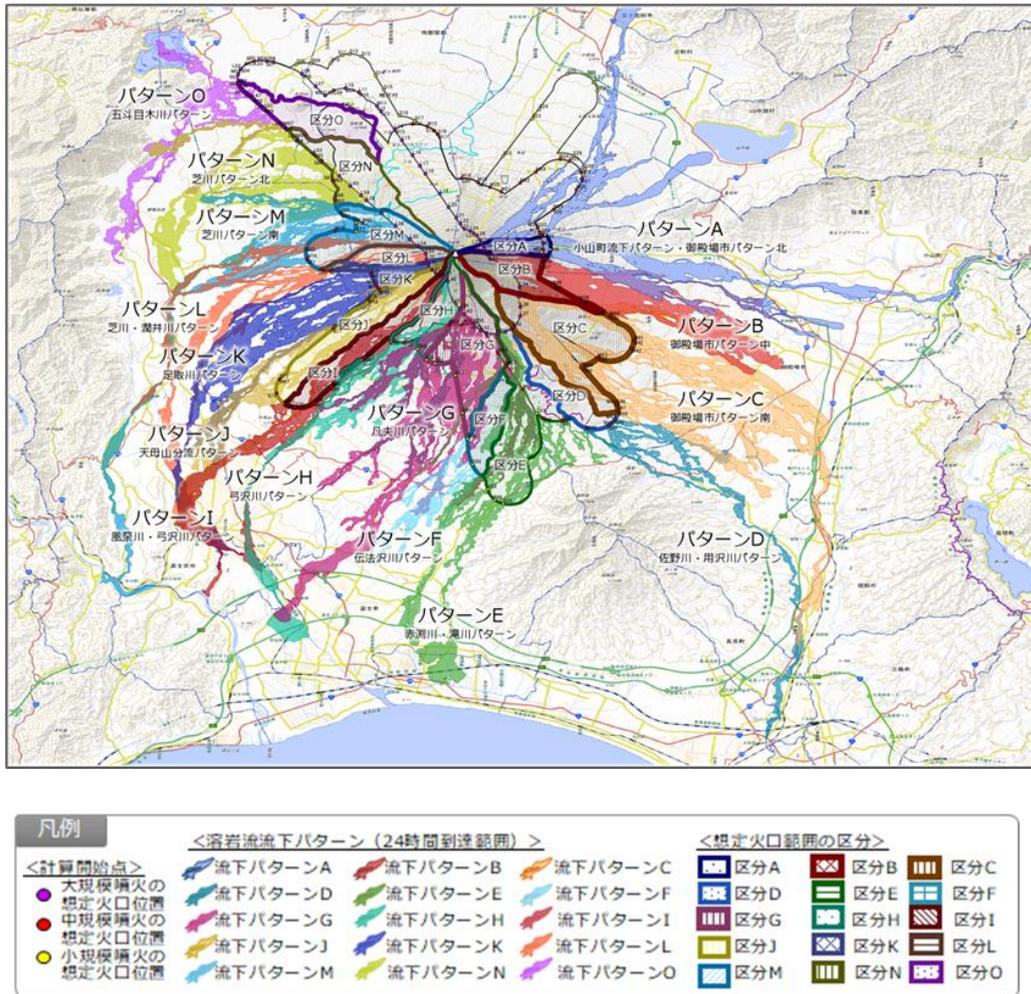


図9 溶岩流の流下パターン※1及び想定火口範囲の区分との重ね合わせ図※2

※1 流下範囲は 24 時間以内に到達する可能性のある範囲(流下パターンで裾野市に関係するのはCとD)

※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで表示された範囲の全てが影響するわけではない。

(5) 溶岩流等(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)からの避難における避難地先及び避難方法の検討

避難対象エリアごとに、次のとおり検討する。なお、噴火の状況により自市町内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対応は第8項に示す。

- ・第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市町内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ(斜面の向き)に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所(一時集結地)に原則、徒歩で避難。
- ・それ以外の地域の住民は、指定された避難所・避難場所(一時集結地)に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両(バス、トラック等)により避難。

(6) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。

5 避難行動要支援者の避難(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第8項参照)

(1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。

(2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」(富士山火山防災協議会 令和5年3月)に基づいて市が避難促進施設として指定した施設について

は、事前に避難確保計画を作成する。

- (3) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア・第2次避難対象エリアのうち十里木別荘地域(第1次避難対象エリアを除く)及び須山4区【全方位】
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア及び第3次避難対象エリア【全方位】(須山地区及び下和田地区)
噴火警戒レベル5(噴火前)	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火開始直後	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

6 救出救助

(1) 人命の救出救助

地震対策編 第5章第6節「3 人命の救出活動」により、市は関係機関による救出活動について総合調整を行う。

(2) 避難未実施者等の救助

市は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次被害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

7 一時帰宅の実施

(1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全性の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

(2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議(または協議会)において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。

(3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

8 広域避難

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大(溶岩流の流下「黄瀬川ライン」)し、市内での避難者の受入が困難である場合は、市外への広域避難となる。

県及び受入市町は避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

(1) 基本的な考え方

- ・富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めず、三県や合同会議において調整を行うこととしている。
- ・この事前の調整における広域避難とは、災害対策基本法第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8に規定する広域一時滞在をいう。
- ・広域避難の実施にあたっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第61条の7第1項の規定に基づき県が助言を行う。この助言を円滑に行うため、その方針を事前に定めるものである。
- ・災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間の個別の協議を妨げるものではない。
- ・想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前の調整を参考として対応する。

・受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

(2) 広域避難の基本的な対応と避難先

ア 基本的な対応(避難対象地域設定と避難開始)

富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の3段階での避難を実施する。

①事前避難

噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。

②流下パターンによる避難(噴火開始直後)…③の避難に準じた特定の条件下での避難

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際は概ねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。

複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、概ね 24 時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。

(※裾野市は、県流下パターンに合わせ市独自の流下ライン区分に応じた避難を行う。細部は、第2編第2章第4項-3 噴火現象別(溶岩流)の避難の考え方を参照)

③ハザードマップ等による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。

イ 広域避難先

広域避難先については、特定の市町の一対一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を定める。以下の条件を考慮した。

- ・想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数、及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響をうける場合の避難者数とする。
- ・溶岩流による広域避難路の分断の有無(溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない)
- ・山体周囲に位置する東麓地域3市町、西麓地域2市の相互協力による受入れ。(※ 裾野市は、富士市・富士宮市の受入準備を行う。)

(3) 広域避難先の枠組み

ア 想定される溶岩流(流下パターン・ドリルマップ等)毎の避難対象区域

想定される溶岩流に対する対象地区の区割り(町丁目、自主防災会等)と避難者数は避難実施市町にて平常時から整理、把握しておく。

発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時(噴火後)に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。このため、避難対象地域と受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容に留め、避難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。

イ 受入市町における一時集結地の設置

広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地(広域避難)へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地(広域避難)を設ける。

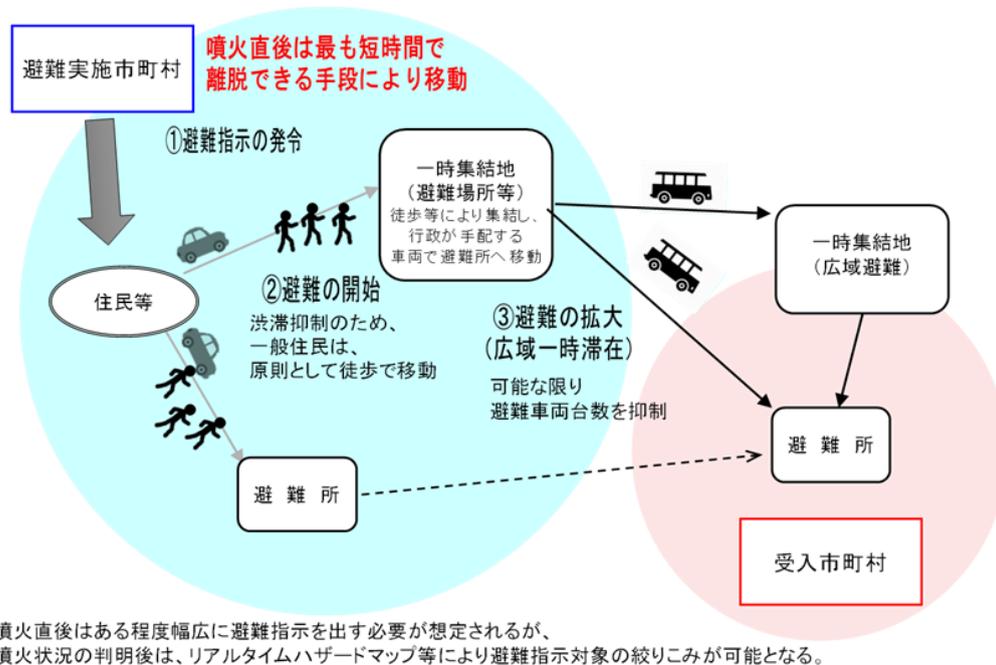


図10 広域避難の実施概念図

避難実施市町は県の助言を受けつつ、受入市町に一時集結地(広域避難)の開設と運営を依頼する。

ウ その他

(ア) 県外避難に関する調整

県外への広域避難が必要となった際には、災害対策基本法の規定、県地域防災計画火山災害対策編の規定、及び3県協定※に基づき、避難実施市町の要望を踏まえて県が対応していく。

(イ) バス協会との協定に基づく災害時の対応

県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。

※3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」(H21.10.29 締結)

3県が連携して「避難施設の確保及び避難者の搬送等に関すること」に取り組むと規定

(4) 広域避難先の事前調整

- ・受入避難所は原則として、避難が必要となった際に、受入市町が開設する指定避難所とする。
- ・受入市町毎の受入可能人数の算定は、今後県が市町と調整する。
- ・避難開設する避難所については、状況に応じて、指定避難所以外の施設も活用することができるものとする。
- ・学校を避難所とする場合は、原則として体育館のみを使用し、教室は使用しない。その他の公共施設(公民館等)は管理主体の事務室を除いた部分を使用する。
- ・避難所の開設期間(避難者の受入期間)は、原則として1ヶ月程度とする。それ以降は、状況に応じて、より広範囲での移転も検討する。このため、県は、地域防災計画共通編に基づき、他の都道府県と協議を行う。
- ・避難者の健全な居住環境と受入市町における指定避難所の収容率を早期に確保するために、避難実施市町及び受入市町、県が十分に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。
- ・避難所開設等の避難所運営の初動対応(3日間程度を目安)は受入市町による運用を依頼するが、できる限り速やかに避難実施市町が引き継ぐものとする。
- ・食料や資機材については、原則、避難実施市町が準備する(避難者が調達する、避難実施市町が調達する等)こととし、受入市町で別途の備蓄をする必要はない。初動対応時において、既存の備蓄等を受入市町が提供した場合は、避難実施市町がその費用を負担する(災害救助法の適用による)。

(5) 避難実施市町の行政機能の支援について

受入市町は、以下の用途の為、避難所や避難場所以外に、庁舎の一部使用や民間施設等の斡旋を行う。

- ・避難実施市町の代替庁舎
- ・避難者の相談、各種行政サービス窓口の設置

(6) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している(図11)。

市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

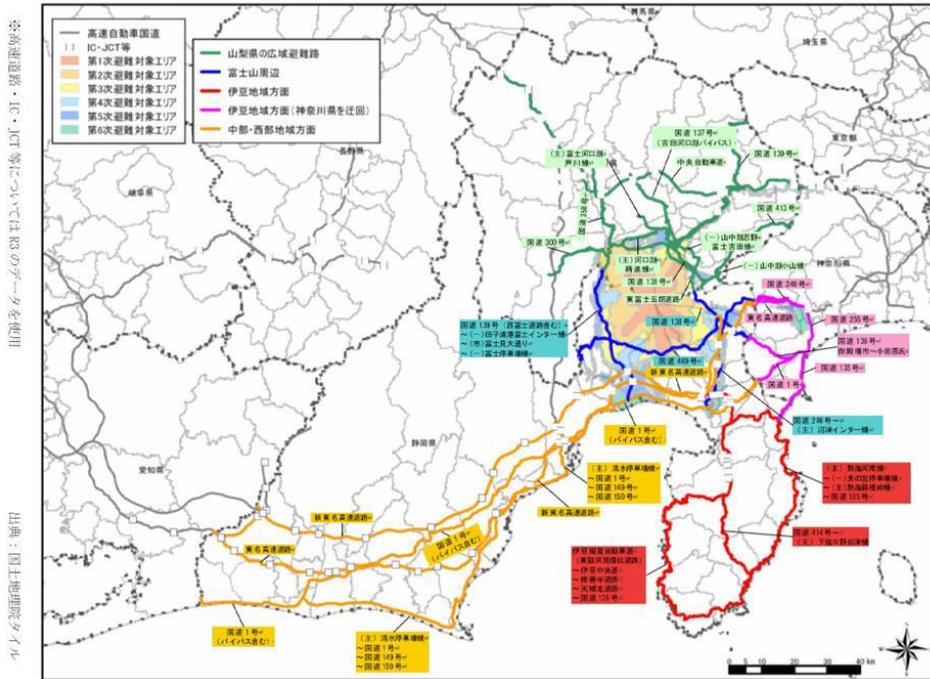


図11 広域避難路

第3節 市の体制(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第2章参照)

1 配備体制

市は、噴火警戒レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

配備体制の基準

災害等の状況 (噴火警戒レベル)	市の体制	備考
レベル1 (火山の状況に関する解説情報)	□情報収集体制、又は、事前配備体制	噴火活動及び噴火情報収集の度合いにより体制を判断
レベル1 (火山の状況に関する解説情報(臨時))又は、レベル3引き上げに関する事前連絡を受けた	□噴火前避難支援体制(新規) ・事前配備体制 ・避難所開設体制 ・須山地区等周辺居住職員(※1)の呼集	○現地調整所の開設・運営 ・入山規制及び交通規制準備 ・須山避難所(研修センター等)の開設準備
レベル2	(※2)	
レベル3	□第1次配備体制(災害警戒本部)	○第1次避難対象エリアの避難 ○第2次避難対象エリアの高齢者等避難 ○現地調整所の運営 ・須山避難所の開設・運営(第2次避難対象エリア避難支援)

		・入山規制及び交通規制者等避難 ○深良中・東中の避難所の開設準備 ※必要に応じ、災害対策本部
レベル4	□第2次配備体制(災害対策本部)	・須山地区全域及び下和田区(避難行動要支援者)の避難 ○現地調整所の運営 ・収容班・救助班による避難支援 ・入山規制・交通規制 ○深良中・東中の避難所の開設・運営

※1 須山地区等周辺居住職員(須山地区、下和田・呼子区)は、各年度当初での配備体制見直し時に確認・調整する。

※2 レベル2は、引き上げ時はなく、引き下げ時のみであり、情報収集体制、又は、事前配備体制

★本部長等が必要と認めた場合は、参集基準に関わらず必要な職員を集める。

2 災害対策本部の設置等

(1) 火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替えとなる場所・設備等を予め検討しておく。

【本部設置場所】

体制等	施設名	住所	富士山視認状況	備考
情報収集体制	裾野市役所 危機管理課(1階)	裾野市佐野 1059	困難	
噴火前支援体制 第1次配備体制(災害警戒本部)	須山支所 (現地調整所)	裾野市須山1693-12	可能	溶岩流の流下状況に応じ、災害対策本部位置を決定する。
第2次配備体制(災害対策本部)	裾野市役所 401 会議室(4階)	裾野市佐野1059	可能	
災害対策本部 (予備)	東中学校	裾野市公文名 686-1	可能	
	住友金属鉱山(株)戦略 研究所	裾野市千福が丘 4丁目 17-1	可能	
災害対策本部(庁舎)の 移転要領	・災害対策本部の指揮・統制機能の途絶を防止するため、準備隊が先行し環境基盤を整備後、努めて、一挙移転追求する。(状況により順次移転) ※最低限、情報連絡確保の体制ができる基盤(発電機、業務用 PC サーバ、通信機、印刷機)を整備 ※公用車燃料の満タン・満管、車両鍵管理はキーラックによる一括保管・移動			広報(同報無線)の関係上、「広報部局」は溶岩流の流下状況に応じて避難時期を決定する。

(2) 「噴火前避難」に関し、自治組織を持たない十里木別荘を含む須山地区住民や登山・遊興施設利用の観光客等の避難支援(誘導)に当たり、警察・消防・自衛隊等防災関係機関との連携による現地活動を適時適切に行うため、噴火警戒レベル3発表に先立ち、レベル引き上げに関する静岡地方気象台からの事前連絡、または、火山の状況に関する解説情報(臨時)発表に伴い、須山支所に「現地調整所」を開設する。

ア 現地調整所の開設・運営

- (a) 火山の状況に関する解説情報(臨時)発表等を受け、噴火警戒レベル3発表の時期を捉え、危機管理課要員を長として所要の人員・資機材を準備し、必要車両に積載して須山支所へ前進、現地到着後、速やかに現地調整所を開設する。所要の人員は、事前配備・避難所開設体制要員を充てる。(職員の呼集状況に応じて編成し、準備できた車両毎逐次移動(出発)する。)
- (b) 噴火前避難支援体制で示された須山地区等周辺居住職員は、呼集後に直接須山支所へ前進して、現地調整所の掌握下に入り活動を実施する。

【市の噴火前体制・流れ】

噴火状況(警戒レベル)		レベル1	火山活動解説情報		レベル3	レベル4	
県の体制		事前配備(情報収集)			警戒本部設置(必要に応じ災害対策本部)		
避難情報等					避難指示(1次エリア) 高齢者等避難(2次エリア)	避難指示(須山地区全域) 高齢者等避難(下和田区)	
配備体制		噴火活動開始	事前配備(情報収取)	噴火前避難支援	第1次配備(警戒本部) 避難所開設	第2次配備(災害対策本部)	
市の体制等	各別行動等	現地調整所	本部	呼集・準備・移動(準備)	現地調整所開設	◆市役所・関係部署へ連絡 ◆須山避難所開設指示 ◆1次エリアの避難確認、2次2次エリアの避難支援指示 ◆巡回広報、入山・交通規制	◆市役所・関係部署へ連絡 ◆巡回広報、交通規制・誘導 ◆避難支援全般統制・指示 ◆避難状況把握・通報、事案対応 ◆警戒区域の設定準備
			収容班			◆状況把握及び須山1～3・6区、下和田区への派遣準備	◆須山地区(1～3・6区)と下和田区派遣(自主防との調整・把握) ◆情報収集・連絡・避難支援(避難バス運用、要支援者把握・連絡)
			救助班			◆状況、特に、要支援者情報の把握、活動準備	◆収容班からの情報把握・整理 ◆要請による避難行動要支援者の避難支援(救助・輸送)
			広域避難地班			◆須山避難所の開設(運営) ◆2次エリアへの避難支援(避難バス運用)	◆須山避難所入所者の避難支援(避難バス運用) ◆避難所撤収
	その他	◆呼集(人員・状況把握) ◆出発(車両・避難所必要資材)準備	◆深良中・東中へ移動、避難所開設 ◆東中(別荘民)・東中(須山区民) ◆避難者受け入れ(交通誘導・受付)				
関係防災機関等	警察	移動(準備)	現地調整所派遣	◆巡回広報(富士急別荘地芙蓉森林地区) ※防犯兼ねる。 ◆入山・交通規制(水ヶ塚付近)	◆巡回広報(レベル3に同じ。) ◆交通規制(1次エリア、避難支援(誘導:6か所)、進入抑制(2か所))		
	消防			◆巡回広報(南富士2・3地区) ◆入山規制(資料館周辺) ◆避難支援(患者等搬送)	◆巡回広報(レベル3に同じ。) ◆避難支援(要支援者患者等搬送)		
	自衛隊			◆連絡員の派遣(状況把握)	(◆必要により、警戒区域設定及び区域内残留者の救助・救出)		

3 避難先(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第5・6項及び第3編第4章第11項参照)

(1) 避難の考え方

市は、噴火前の全周避難の段階においては、市内避難を計画し、噴火後は、特に、溶岩流の流下ライン等の状況に応じた市内避難及び市外(広域)避難を計画する。市内避難において、避難指示等を発令した時は、指定避難所を開設して避難者を受け入れる。

【市の避難所開設等に係る対応事項等】

実施時期	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ■噴火活動段階及び噴火後の状況に応じた準備 <ul style="list-style-type: none"> □ 避難所施設の指定及びリスト化 □ 区(自主防災会等)ごとに避難対象者のリスト化 ■避難所との連絡体制等の構築
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> ■須山地区(研修センター等)避難所の開設準備
噴火警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ■須山地区(研修センター等)避難所の開設 ■深良中・東中避難所の開設準備
噴火警戒レベル4・5	<ul style="list-style-type: none"> ■深良中・東中避難所の開設 ■富岡支所、又は、富岡第一小学校及び東小学校の開設準備
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> ■富岡支所、又は、富岡第一小学校及び東小学校の開設 ■溶岩流の流下ラインに応じたしない避難所の開設及び市外(広域)避難準備(調整等)
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ■溶岩流の流下状況(リアルハザードマップ・対象流下ドリルマップ)に応じた市内避難所の開設及び市外(広域)避難(統制等)

【溶岩流の避難対象者と避難先】

		避難区分等	避難対象範囲等	避難者数	避難先
噴火前の避難		全方位避難	須山地区(全域) 下和田区(要支援者)	須山 2,254人 19人 計 2,273人	市内避難 (深良中・東中)
噴火後の避難	噴火開始直後の避難	須山ライン	26コ区 ◎河川沿いの絞り込み 須山街道沿い及び佐野川沿いと中央公園より南側の黄瀬川沿い左右300m	12,080人 (17,538人)※	市内避難 (溶岩流未流下の避難所及び福祉避難所) 表-19 参照
		黄瀬川緊急(M43)ライン	42コ区 ◎河川沿いの絞り込み 市民文化センター以北の黄瀬川沿い左右300m ◎流下地域の絞り込み 市民文化センター以南の対象行政区地域も溶岩流流下面積比率瀬算出	20,451人 (27,847人)※	市外(広域)避難及び一部市内避難 (溶岩流未流下の避難所及び福祉避難所) (表-20 参照)
	噴火状況判明後の避難	黄瀬川 その他ライン	67コ区 ◎対象地域の絞り込みは今後検討	約 40,200人	市外(広域)避難及び一部市内避難 (溶岩流未流下の避難所及び福祉避難所) (図 2-44 参照)
		御殿場市境 ライン	29コ区 ◎一部、流下地域の絞り込み(対象行政区地域は、溶岩流流下面積比率で算出)	約 12,220人 (17,984人)※	市内避難 ◎必要により市外(広域)避難 (図 2-45 参照)

※()内の数字は、対象行政区域の絞り込みをしない場合の避難者数

(2) 広域避難

協議会が策定した避難基本計画においては、大規模な降灰の影響を考慮し、事前の避難先は定めずに必要に応じて、三県や合同会議において調整することが明記された。

いずれにしても、裾野市外への避難は、市独自の努力では成しうる事ができず、近隣市町との防災協議会の活用や個別の防災協定等による相互支援を実施するとともに、県を通じた総括的な統制・調整が必要であることから、今計画においては現在までの調整による枠組みや検討の方向性を記述し、今後逐次修正・深化させる。

○ 噴火開始直後の流下パターンごとの避難予定先

(県危機情報課) R6.4.1			
流下パターン	避難実施市町	避難者数	受入市町
A	小山町、御殿場市	14,371	沼津市、三島市、清水町、長泉町 熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
B	小山町、御殿場市	5,601	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 富士市、富士宮市
C	御殿場市、裾野市	37,821	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
D	裾野市、長泉町、沼津市	40,307	富士市、富士宮市
E	裾野市 [*] 、富士市	28,649	沼津市、三島市、清水町、長泉町 熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 富士宮市
F	富士市	4,385	沼津市、三島市、清水町、長泉町 静岡市 富士宮市
G	富士市、富士宮市	34,409	
H	富士市、富士宮市	30,680	
I	富士市、富士宮市	20,506	御殿場市、裾野市、小山町
J	富士宮市	14,095	沼津市、三島市、清水町、長泉町
K	富士宮市	15,443	静岡市
L	富士宮市	24,113	
M	富士宮市	11,476	
N	富士宮市	11,476	
O	富士宮市	9,873	

○ 流下パターンによる避難(噴火開始直後)

ア 流下パターン避難最大避難者数

- ・ 東麓地域 40,307人 ー 必要な避難所規模 41,000人
- ・ 西麓地域 79,893人 ー 必要な避難所規模 80,000人

イ 避難経路、避難先要件

- ・ 噴火開始直後であり、避難時には主要交通は確保されているものとして対応する。
- ・ 自市町内の避難所への収容が原則であるが、噴火前の地震活動等の影響などの不確実性に備え、流下パターン毎に地域の全員の避難者数に対応するよう設定する。
- ・ 避難対象者が数万人単位となり避難の範囲が複数市町にまたがる場合もあることから、自市町だけでなく隣接市町を中心に避難先とする。火口の出現位置が東麓(西麓)であった場合は、西麓(東麓)地域を避難先とすることも想定する。
- ・ 降灰を伴う爆発的噴火の後に、噴火様式が変化し、溶岩流の流下が始まるということを想定した避難を行う場合は、降灰堆積が著しい地域を避ける等、避難所を開設できる状況にあることを確認のうえで、避難先とする。
- ・ 噴火現象判明後(火口位置特定後)、最大規模の溶岩流により終息までに影響が生ずる可能性がある市町は、再度の避難を避ける観点から避難先としない。
- ・ 複数の避難先市町を地域ごとにグループ化して調整する。

※ パターンEでは、溶岩流の流下地域が裾野市の居住域外のため影響なし。

○ 噴火現象判明後(ハザードマップ等)による避難予定先(最大影響時:L35 の場合)

(県危機情報課) R6.4.1

避難実施市町	避難者数 (最大) ※1	受入市町
小山町 御殿場市 裾野市 三島市 長泉町 清水町 沼津市	約 170,000 人 (L35)	富士市、富士宮市 熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南町 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 静岡市、浜松市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
富士市 富士宮市 静岡市	約 232,000 人 (L40)	熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南町 静岡市※2 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 浜松市 磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、掛川市、森町

※1 避難者数(最大)とは、溶岩流の拡大が終息した時点(最大57日後)の避難者数であり、直ちに当該人口の避難となる訳ではない。

※2 静岡市の広域避難の受入については、静岡市内の住民等避難者も考慮する。

(3) 避難方法

○避難の開始基準は、同章同節「2 段階的な避難」のとおり設定する。ただし、火山活動の状況によって、避難開始の時期が早まる可能性があることに留意する。

○避難行動については自家用車等による移動を基本とし、1世帯につき1台の使用とする。

○自家用車による避難が困難な避難者については市が避難車両を確保する。

第4節 交通規制(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第5項参照)

1 一般道路の交通規制

(1) 基本的な考え方

- ア 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(または「協議会」)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。
- イ 市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。この際、市は、道路管理者及び自衛隊等と連携を図る。
- ウ 警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

- ア 緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、市及び県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、「協議会」において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。
- イ 警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

交通規制の内容

実施者	内 容
県公安委員会(警察)	<p>ア 警戒区域へ流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。</p> <p>イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p> <p>ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</p>

2 高速道路の交通規制

- (1) 一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路(以下、「高速道路等」という。)を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新

東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

- (2) 警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。
- (3) 中日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 中日本」という。)は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(または「協議会」)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。
- (4) 高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通(首都圏～中京・阪神圏等)の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル3以降	-	・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) ・帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導	警察
		・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) ・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火後	避難指示等が発令された地域を含む区間	・避難誘導のための交通規制 ・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

3 鉄道の運行規制

- (1) 火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。なお、本計画で鉄道運行規制の対象となる鉄道路線は御殿場線である。
- (2) 積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(または協議会)は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。
- (3) 鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。
- (4) 避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議(または協議会)は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者へ情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。
- (5) 溶岩流の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。

・東海旅客鉄道(株):御殿場線

鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応
噴火警戒レベル3以降	-	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等発令時	避難指示等が発令された地域を含む区間	(状況に応じて)運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第5節 避難者の輸送

1 全般

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1(活火山であることに留意(情報収集体制))の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

2 噴火前避難時の避難輸送

- (1) 須山地区における噴火前避難においては、防災協定締結業者「裾野バス」に対し、噴火警戒レベルの発表に応じて適時情報提供(噴火警戒レベル3の段階から逐次実施)を実施し、「避難指示」発令後の迅速な避難バス派遣を留意する。
- (2) 裾野バス保有の車両(最大9両:大型×7、中型×1、マイクロバス×1)の派遣可能状況に応じ、当時の須山地区自走不可住民数に応じた柔軟かつ融通性をもった運用に着意する。(収容班情報等により現地調整所が統制指示)
- (3) 時期的特性等により、須山地区周辺の避難路が渋滞した場合、第2次避難対象エリア外(ヘルシーパークと時之栖スポーツセンターの2カ所)に中継所を設定し、ピストン輸送を実施する。



※ 収容班は、研修センターで避難バスを掌握して添乗し、現地調整所の統制・指示に基づき担当地域の自走不可避難住民の収容・輸送(避難支援)を行う。

第6節 広域避難路の除灰等

1 降灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物(融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流)に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議(または「協議会」)において迂回路を検討する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等(障害物を含む)により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である(災害対策基本法第76条の6)。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国(国土交通省)や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等(路面清掃車(ロードスイーパー)、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等)は、除灰作業用資機材として代用可能である。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
・降灰状況の把握体制
・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
・調達可能な除灰作業用資機材の把握
・優先除灰路線の設定
・人員、資機材投入パターンの検討
・資機材用の燃料確保
・一時置き場の設定
・輸送ルートの設定
・最終処分方法、処分場所の決定

(4) 火山灰の処分

市は、県と火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第7節 社会秩序維持活動

実施主体	内容
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 ・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例(平成11年条例第35号)」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
裾野警察署	地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の收拾を図る。

第8節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

- 1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市
 - (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
 - (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
 - (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
 - (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
 - (5) 既存砂防施設の除石

2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第9節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実施主体	内 容
国土交通省中部地方整備局・ 関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
市	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を定めるものとする。

第1節 復旧

1 復旧対策

(1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

(3) 施設・地域の安全性の確認

ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に施設・地域の安全性の確認を行う。

イ 施設・地域の安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。

(4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、市長等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

2 被災者等へのフォロー

(1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、自主防災会等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

富士山噴火災害への対応が収束した時点、または、対応評価が可能な時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

裾野市地域防災計画

(共通対策編・地震対策編・風水害対策編・火山対策編)

発行日：令和7年4月

編集・発行：裾野市環境市民部危機管理課